

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 類 動物（生きているものに限る。）	第 1 類 動物（生きているものに限る。）
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物</p> <p>(b) 及び (c) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、食用又はその他の用途に供されるすべての生きている動物を含む。ただし、次のものを除く。</p> <p>(1) 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物</p> <p>(2) 及び (3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(a) 第03.01項、第03.06項又は第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎<u>（せきつい）</u>動物</p> <p>(b) 及び (c) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、食用又はその他の用途に供されるすべての生きている動物を含む。ただし、次のものを除く。</p> <p>(1) 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎<u>（せきつい）</u>動物</p> <p>(2) 及び (3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>01.01 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）</p> <p>一馬</p> <p><u>0101.21</u>—純粹種の繁殖用のもの</p> <p><u>0101.29</u>—その他のもの</p> <p><u>0101.30</u>—ろ馬</p> <p>0101.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号の解説</p> <p><u>0101.21</u></p> <p>0101.21号において、「純粹種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粹種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。</p>	<p>01.01 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）</p> <p><u>0101.10</u>—純粹種の繁殖用のもの</p> <p>0101.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>号の解説</p> <p><u>0101.10</u></p> <p>0101.10号において、「純粹種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粹種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>01.02 牛（生きているものに限る。）</p> <p>　　一家畜のもの</p> <p>0102. 21——純粋種の繁殖用のもの</p> <p>0102. 29——その他のもの</p> <p>　　一水牛</p> <p>0102. 31——純粋種の繁殖用のもの</p> <p>0102. 39——その他のもの</p> <p>0102. 90　（省略）</p> <p>この項には、牛亜科に属するすべての動物を含む（家畜であるかないか、また、それらの用途（例えば、家畜用、飼育用、肥育用、繁殖用、屠殺用）を問わない。）。</p> <p>この項には、次の動物を含む。</p> <p>(1) 家畜のもの：これらには、<i>Bos</i>、<i>Bibos</i>、<i>Novibos</i> 及び <i>Poephagus</i> の 4 つの亜属に分けられるウシ属 (genus <i>Bos</i>) の動物を含む。</p> <p>(A) 一般の牛 (<i>Bos taurus</i>)、ゼビュー（肩峰牛又は幫牛ともいう。）(<i>Bos indicus</i>) 及び Watussi 牛。</p> <p>(B) <i>Bibos</i> 亜属のアジア牛：ガウル (<i>Bos gaurus</i>)、ガヤール (<i>Bos frontalis</i>)、バンテング (<i>Bos sondaicus</i> 又は <i>Bos javanicus</i>) 等</p> <p>(C) <i>Poephagus</i> 亜属の動物：チベット・ヤク (<i>Bos grunniens</i>) 等</p> <p>(2) 水牛：これらには、水牛属 (genus <i>Bubalus</i>)、<i>Syncerus</i> 属及び野牛属 (genus <i>Bison</i>) の動物を含む。</p> <p>(A) 水牛属 (genus <i>Bubalus</i>)：インド水牛又は水牛 (<i>Bubalus bubalis</i>)、アジア水牛又は arni (<i>Bubalus arni</i>) 及び Celebese anoa 又は pigmy buffalo (<i>Bubalus depressicornis</i> 又は <i>Anoa depressicornis</i>) を含む。</p> <p>(B) <i>Syncerus</i> 属のアフリカ水牛：小型の水牛 (<i>Syncerus nanus</i>)、大型の Caffrarian 水牛 (<i>Syncerus caffer</i>) 等</p> <p>(C) 野牛属 (genus <i>Bison</i>)：すなわち、アメリカ野牛 (<i>Bison bison</i>) 又は「バッファロー」及びヨーロッパ野牛 (<i>Bison bonasus</i>)</p> <p>(D) Beeffalo (<i>bison</i> と肉用牛の交雑種)</p> <p>(3) その他のもの（ヨツヅノレイヨウ (<i>Tetracerus quadricornis</i>) 及びネジレツノレイヨウ (<i>Taurotragus</i> 属及び <i>Tragelaphus</i> 属）を含む。）。</p>	<p>01.02 牛（生きているものに限る。）</p> <p>0102. 10—純粋種の繁殖用のもの</p> <p>0102. 90　（同 左）</p> <p>この項には、牛亜科に属するすべての動物を含む（家畜であるかないか、また、それらの用途（例えば、家畜用、飼育用、肥育用、繁殖用、屠殺用）を問わない。）。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ウシ属 (genus <i>Bos</i>)：一般的の牛 (<i>Bos taurus</i>)、ゼビュー（肩峰牛又は 師牛ともいう。）(<i>Bos indicus</i>) 及び Watussi 牛を含む。</p> <p>(2) 水牛属 (genus <i>Bubalus</i>)：インド水牛又は水牛 (<i>Bubalus bubalis</i>)、 アジア水牛又は arni (<i>Bubalus arni</i>) 及び Celebese anoa 又は pigmy buffalo (<i>Bubalus depressicornis</i> 又は <i>Anoa depressicornis</i>) を含む。</p> <p>(3) <i>Bibos</i> 属のアジア牛：ガウル (<i>Bibos gaurus</i>)、ガヤール (<i>Bibos frontalis</i>)、バンテング (<i>Bibos sondaicus</i>) 等</p> <p>(4) <i>Syncerus</i> 属のアフリカ水牛：小型の水牛 (<i>Syncerus nanus</i>)、大型の Caffrarian 水牛 (<i>Syncerus caffer</i>) 等</p> <p>(5) チベット・ヤク (<i>Poephagus grunniens</i>)</p> <p>(6) 野牛属 (genus <i>Bison</i>)：すなわち、アメリカ野牛 (<i>Bison bison</i>) 又は「バッファロー」及びヨーロッパ野牛 (<i>Bison bonasus</i>)</p> <p>(7) Beeffalo (<i>bison</i> と肉用牛の交雑種)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号の解説 <u>0102. 21 及び 0102. 31</u> <u>0102. 21 号及び 0102. 31 号</u>において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。 (省 略)</p> <p>01.05 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) - 1羽の重量が 185 グラム以下のもの <u>0105. 11 及び 0105. 12</u> (省 略) <u>0105. 13</u>—あひる <u>0105. 14</u>—がちょう <u>0105. 15</u>—ほろほろ鳥 - その他のもの <u>0105. 94 及び 0105. 99</u> (省 略) (省 略)</p> <p>号の解説 <u>0105. 11、0105. 12、0105. 13、0105. 14 及び 0105. 15</u> <u>0105. 11 号、0105. 12 号、0105. 13 号、0105. 14 号及び 0105. 15 号</u>において、特定の重量区分は、1羽毎の鳥の重量である。</p>	<p>号の解説 <u>0102. 10</u> <u>0102. 10 号</u>において、「純粋種の繁殖用のもの」とは、主務政府機関において「純粋種のもの」として証明された繁殖用のもののみをいう。 (同 左)</p> <p>01.05 家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) - 1羽の重量が 185 グラム以下のもの <u>0105. 11 及び 0105. 12</u> (同 左) <u>0105. 19</u>—その他のもの - その他のもの <u>0105. 94 及び 0105. 99</u> (同 左) (同 左)</p> <p>号の解説 <u>0105. 11、0105. 12 及び 0105. 19</u> <u>0105. 11 号、0105. 12 号及び 0105. 19 号</u>において、特定の重量区分は、1羽毎の鳥の重量である。</p>
<p>01.06 その他の動物（生きているものに限る。) - 哺乳類 <u>0106. 11</u> (省 略) <u>0106. 12</u>—くじら目、<u>海牛目及び鯨（き）脚下目</u> <u>0106. 13</u>—らくだ科 <u>0106. 14</u>—うさぎ <u>0106. 19</u> (省 略) <u>0106. 20</u> (省 略)</p>	<p>01.06 その他の動物（生きているものに限る。) - 哺乳類 <u>0106. 11</u> (同 左) <u>0106. 12</u>—くじら目<u>及び海牛目</u> (新 規) <u>0106. 19</u> (同 左) <u>0106. 20</u> (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一鳥類</p> <p>0106.31—<u>猛きん類</u></p> <p>0106.32 (省 略)</p> <p>0106.33—エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだち よう</p> <p>0106.39—その他もの</p> <p>二昆虫類</p> <p>0106.41—蜂</p> <p>0106.49—その他もの</p> <p>0106.90 (省 略)</p> <p>この項には、次の家畜又は野生の動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(A) 哺乳類</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) くじら目、<u>海牛目及び鯨（き）脚下目</u></p> <p>(3) その他のもの（例えば、となかい、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、<u>レイヨウ（牛亞科に属するものを除く）</u>、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育されるその他の動物）</p> <p>(B) (省 略)</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>(D) 昆虫類（例えば、蜂（移動箱、かご及び巣箱に入っているかいないかを問わない。））</p> <p>(E) その他のもの（例えば、かえる）</p> <p>(省 略)</p>	<p>一鳥類</p> <p>0106.31—<u>猛禽類</u></p> <p>0106.32 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>0106.39—その他もの</p> <p>(新 規)</p> <p>0106.90 (同 左)</p> <p>この項には、次の家畜又は野生の動物（生きているものに限る。）を含む。</p> <p>(A) 哺乳類</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) くじら目及び<u>海牛目</u></p> <p>(3) その他のもの（例えば、となかい、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、かもしか、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育されるその他の動物）</p> <p>(B) (同 左)</p> <p>(C) (同 左)</p> <p>(D) その他のもの（例えば、みつばち（移動箱、かご及び巣箱に入っているかないかを問わない。）、他の昆虫、かえる）</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 2 類</p> <p>肉及び食用のくず肉</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 2 類</p> <p>肉及び食用のくず肉</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>総 説</p> <p>この類は、食用に適するすべての動物（3類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を除く。）の枝肉（すなわち、動物の体で頭があるかないかを問わない。）、半丸枝肉（枝肉を縦に裂いたもの）、四分体（quarters）、部分肉等及びくず肉並びに肉又はくず肉の粉及びミールを含む。</p> <p>（省 略）</p>	<p>総 説</p> <p>この類は、食用に適するすべての動物（3類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を除く。）の枝肉（すなわち、動物の体で頭があるかないかを問わない。）、半丸枝肉（枝肉を縦に裂いたもの）、四分体（quarters）、部分肉等及びくず肉並びに肉又はくず肉の粉及びミールを含む。</p> <p>（同 左）</p>
<p>02.07 肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</p> <p>0207.11～0207.27 （省 略）</p> <p>—あひるのもの</p> <p>0207.41—分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.42—分割してないもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>0207.43—脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.44—その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.45—その他のもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>—がちょうのもの</p> <p>0207.51—分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.52—分割してないもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>0207.53—脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.54—その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.55—その他のもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>0207.60—ほろほろ鳥のもの</p> <p>（省 略）</p>	<p>02.07 肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</p> <p>0207.11～0207.27 （同 左）</p> <p>—あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの</p> <p>0207.32—分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.33—分割してないもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>0207.34—脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.35—その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0207.36—その他のもの（冷凍したものに限る。）</p> <p>（同 左）</p>
<p>02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>0208.10 （省 略）</p>	<p>02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>0208.10 （同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0208.30 (省 略) 0208.40—くじら目のもの、 <u>海牛目のもの及び鰭（き）脚下目のもの</u> 0208.50 (省 略) <u>0208.60—らくだ科のもの</u> 0208.90 (省 略) (省 略)	0208.30 (同 左) 0208.40—くじら目のもの <u>及び海牛目のもの</u> 0208.50 (同 左) (新 規) 0208.90 (同 左) (同 左)
02.09 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） <u>0209.10—豚のもの</u> <u>0209.90—その他のもの</u> (省 略)	02.09 家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。） (新 規) (新 規) (同 左)
02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール —豚の肉 0210.11~0210.20 (省 略) —その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） 0210.91 (省 略) 0210.92—くじら目のもの、 <u>海牛目のもの及び鰭（き）脚下目のもの</u> 0210.93 (省 略) 0210.99 (省 略) (省 略)	02.10 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール —豚の肉 0210.11~0210.20 (同 左) —その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） 0210.91 (同 左) 0210.92—くじら目のもの <u>及び海牛目のもの</u> 0210.93 (同 左) 0210.99 (同 左) (同 左)
第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物	第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎 <u>（せきつい）</u> 動物

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
総 説	総 説
この類には、直接食用、工業用（缶詰等）、ふ化用、観賞用等のものとして提示されるすべての魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含む。これらは生きているか又は死んでいるかを問わない。ただし、食用に適しない種類又は状態の、生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）又は生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含まない（5類）。	この類には、直接食用、工業用（缶詰等）、ふ化用、観賞用等のものとして提示されるすべての魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を含む。これらは生きているか又は死んでいるかを問わない。ただし、食用に適しない種類又は状態の、生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）又は生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を含まない（5類）。
(省 略)	(同 左)
この類の物品は、各項に規定する状態の魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物に限られる。この限りにおいて、これらは、切断、細断、粉碎等の処理がなされているかいないかを問わず、この類に属する。更に、この類の異なる項の物品を混合したもの又は組合せたもの（例えば、03.06 項の甲殻類と03.02 項から03.04 項の魚とを組み合わせたもの）も、この類に属する。	この類の物品は、各項に規定する状態の魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物に限られる。この限りにおいて、これらは、切断、細断、粉碎等の処理がなされているかいないかを問わず、この類に属する。更に、この類の異なる項の物品を混合したもの又は組合せたもの（例えば、03.06 項の甲殻類と03.02 項から03.04 項の魚とを組み合わせたもの）も、この類に属する。
他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした魚）。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項に属し、また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項に属するので注意を要する。	他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした魚）。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ 03.05 項及び 03.06 項に属し、また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物から得られる粉、ミール及びペレットは、それぞれ 03.05 項、03.06 項及び 03.07 項に属するので注意を要する。
また、この類の魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物は、たとえ気密容器に入れられたもの（例えば、くん製のさけの缶詰）であっても、この類に属することに注意すべきである。ただし、ほとんどの場合、このような容器に入れられた物品は、この類の各項に規定されている方法以外の方法で調製又は保存に適する処理をされており、したがってこれら	また、この類の魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物は、たとえ気密容器に入れられたもの（例えば、くん製のさけの缶詰）であっても、この類に属することに注意すべきである。ただし、ほとんどの場合、このような容器に入れられた物品は、この類の各項に規定されている方法以外の方法で調製又は保存に適する処理をされており、したが

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の物品は 16 類に属する。</p> <p>同様に、MA 包装 (Modified Atmospheric Packaging) の方法により包装されたこの類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎動物（例えば、生鮮又は冷蔵の魚）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。</p> <p>上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p>(d) 食用に適しない魚、甲殻類、軟体動物及び水棲 (せい) 無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (23.01)</p>	<p>ってこれらの物品は 16 類に属する。</p> <p>同様に、MA 包装 (Modified Atmospheric Packaging) の方法により包装されたこの類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎 (<u>せきつい</u>) 動物（例えば、生鮮又は冷蔵の魚）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。</p> <p>上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同左)</p> <p>(d) 食用に適しない魚、甲殻類、軟体動物及び水棲 (せい) 無脊椎 (<u>せきつい</u>) 動物の粉、ミール及びペレット (23.01)</p>
<p>03.01 魚 (生きているものに限る。)</p> <p>—観賞用の魚</p> <p>0301.11—淡水魚</p> <p>0301.19—その他のもの</p> <p>—その他の魚 (生きているものに限る。)</p> <p>0301.91 (省略)</p> <p>0301.92 (省略)</p> <p>0301.93—こい (<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス</u>及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)</p> <p>0301.94—くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)</p> <p>0301.95 (省略)</p> <p>0301.99 (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説</p> <p>0301.11 及び 0301.19</p> <p>「観賞用の魚」とは、生きている魚で、その色や形のために特に水槽に入れ、通常観賞に供されるものをいう。</p>	<p>03.01 魚 (生きているものに限る。)</p> <p>0301.10—観賞用の魚</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>—その他の魚 (生きているものに限る。)</p> <p>0301.91 (同左)</p> <p>0301.92 (同左)</p> <p>0301.93—こい</p> <p>0301.94—くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)</p> <p>0301.95 (同左)</p> <p>0301.99 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>号の解説</p> <p>0301.10</p> <p>「観賞用の魚」とは、生きている魚で、その色や形のために特に水槽に入れ、通常観賞に供されるものをいう。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚の フィレその他の魚肉を除く。） —さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） 0302.11—ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコル ヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オ ンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオ ンコルヒュンクス・クリソガステル） 0302.13—太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・ トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒ ュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス） 0302.14—大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） 0302.19（省 略） —ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さ さうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、 卵及びしらこを除く。） 0302.21～0302.23（省 略） 0302.24—ターボット（プセタ・マクシマ） 0302.29（省 略） —まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌ ス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。） 0302.31～0302.34（省 略） 0302.35—くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス） 0302.36（省 略） 0302.39（省 略） —にしん（クルペア・ハレンゲス及びクルペア・パラスィイ）、かた くちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・ スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属 又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、 スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、	03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚の フィレその他の魚肉を除く。） —さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） 0302.11—ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコル ヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オ ンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオ ンコルヒュンクス・クリソガステル） 0302.12—太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・ トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒ ュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、 <u>大西 洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u> (新 規) 0302.19（同 左） —ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうし のした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵 及びしらこを除く。） 0302.21～0302.23（同 左） (新 規) 0302.29（同 左） —まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌ ス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。） 0302.31～0302.34（同 左） 0302.35—くろまぐろ（トウヌス・ティヌス） 0302.36（同 左） 0302.39（同 左） 0302.40—にしん（クルペア・ハレンゲス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、 卵及びしらこを除く。） 0302.50—コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マク ロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。） —その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）及びめかじき（クシィフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	0302. 61—一いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）
0302. 41—一にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	0302. 62—一ハaddock（メラノグランムス・アイグレフィヌス）
0302. 42—一かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	0302. 63—一コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）
0302. 43—一いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	0302. 64—一さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）
0302. 44—一さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	0302. 65—一さめ
0302. 45—一あじ（トラクルス属のもの）	0302. 66—一うなぎ（アングイルラ属のもの）
0302. 46—一すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）	0302. 67—一めかじき（クシィフィアス・グラディウス）
0302. 47—一めかじき（クシィフィアス・グラディウス） —さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	0302. 68—一めろ（ディソスティクス属のもの）
0302. 51—一コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	0302. 69—一その他のもの
0302. 52—一ハaddock（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	0302. 70—一肝臓、卵及びしらこ
0302. 53—一コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	
0302. 54—一ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
0302. 55—一すけそだら（テラグラ・カルコグラムマ）	
0302. 56—一ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）	
0302. 59—一その他のもの —ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
0302. 71—一ティラピア（オレオクロミス属のもの）	
0302. 72—一なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタ	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ルルス属のもの)</u> 0302.73--こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）	
0302.74--うなぎ（アングイルラ属のもの）	
0302.79--その他のもの —その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
0302.81--さめ	
0302.82--えい（がんぎえい科のもの）	
0302.83--めろ（ディソステイクス属のもの）	
0302.84--シーバス（ディケントラルクス属のもの）	
0302.85--たい（たい科のもの）	
0302.89--その他のもの	
0302.90--肝臓、卵及びしらこ	
(省 略)	(同 左)
食用の魚の皮、 <u>その他の食用の魚のくず肉、肝臓及び卵（しらこを含む。）</u> で生鮮又は冷蔵のものも、この項に属する。	食用の魚の皮、肝臓及び卵（しらこを含む。）で生鮮又は冷蔵のものも、この項に属する。
03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03.04 の魚のフィレその他の魚肉を除く。） —さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03.04 の魚のフィレその他の魚肉を除く。） —太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）
0303.11 (省 略)	0303.11 (同 左)
0303.12--その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	0303.19--その他のもの —その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
	0303.21--ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0303.13--大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	ンコヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオン
0303.14--ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコル ヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オ ンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオ ンコルヒュンクス・クリソガステル）	コルヒュンクス・クリソガステル）
0303.19--その他のもの 一ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、 シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キ ュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュ ンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒ ュポフトルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アン グイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及び らいぎょ（カンナ属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	0303.22--大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
0303.23--ティラピア（オレオクロミス属のもの）	
0303.24--なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタ ルルス属のもの）	
0303.25--こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテ ノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピ ケウス及びヒュポフトルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）	
0303.26--うなぎ（アングイルラ属のもの）	
0303.29 (省 略) 一ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さ さうしのした科、スコフトルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、 卵及びしらこを除く。）	0303.29 (同 左) 一ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうし のした科、スコフトルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵 及びしらこを除く。）
0303.31~0303.33 (省 略)	0303.31~0303.33 (同 左)
0303.34--ター・ボット（プセタ・マクシマ）	(新 規)
0303.39 (省 略) 一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌ ス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	0303.39 (同 左) 一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌ ス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）
0303.41~0303.44 (省 略)	0303.41~0303.44 (同 左)
0303.45--くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）	0303.45--くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）
0303.46 (省 略)	0303.46 (同 左)
0303.49 (省 略)	0303.49 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスィフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p>	<p>ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）及びコッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p>
0303. 51 (省 略)	0303. 51 (同 左)
0303. 53—いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	0303. 52—コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）
0303. 54—さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	ーめかじき（クスィフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソスティクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）
0303. 55—あじ（トラクルス属のもの）	0303. 61—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）
0303. 56—すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）	0303. 62—めろ（ディソスティクス属のもの）
0303. 57—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	ーその他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	0303. 71—いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）
0303. 63—コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	0303. 72—ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）
0303. 64—ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	0303. 73—コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）
0303. 65—コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	0303. 74—さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）
0303. 66—ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	0303. 75—さめ
0303. 67—すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	0303. 76—うなぎ（アンギイルラ属のもの）
0303. 68—ブルーホワイティング（ミクロメシティウス・ポウタソウ及びミクロメシティウス・アウストラリス）	0303. 77—シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ünktaトウス）
0303. 69—その他のもの	0303. 78—ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）
ーその他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	0303. 79—その他のもの
0303. 81—さめ	0303. 80—肝臓、卵及びしらこ
0303. 82—えい（がんぎえい科のもの）	
0303. 83—めろ（ディソスティクス属のもの）	
0303. 84—シーバス（ディケントラルクス属のもの）	
0303. 89—その他のもの	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>0303. 90—肝臓、卵及びしらこ</u> この項の物品については、03. 02 項の解説の規定を準用する。	 この項の物品については、03. 02 項の解説の規定を準用する。
<u>03. 04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</u> —魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパー（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） <u>0304. 31—ティラピア（オレオクロミス属のもの）</u> <u>0304. 32—なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）</u> <u>0304. 33—ナイルパー（ラテス・ニロティクス）</u> <u>0304. 39—その他のもの</u> —その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） <u>0304. 41—太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</u> <u>0304. 42—ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</u> <u>0304. 43—ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）</u> <u>0304. 44—さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれ</u>	<u>03. 04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</u> —生鮮のもの及び冷蔵したもの <u>0304. 11—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u> <u>0304. 12—めろ（ディソスティクス属のもの）</u> <u>0304. 19—その他のもの</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>だら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</u>	
<u>0304. 45—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u>	
<u>0304. 46—めろ（ディソステイクス属のもの）</u>	
<u>0304. 49—その他ものの</u>	
<u>－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</u>	
<u>0304. 51—ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アンギイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）</u>	
<u>0304. 52—さけ科のもの</u>	
<u>0304. 53—さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</u>	
<u>0304. 54—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u>	
<u>0304. 55—めろ（ディソステイクス属のもの）</u>	
<u>0304. 59—その他ものの</u>	
<u>－魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アンギイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）のもの（冷凍したものに限る。）</u>	
<u>0304. 61—ティラピア（オレオクロミス属のもの）</u>	
<u>0304. 62—なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）</u>	
<u>0304. 63—ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）</u>	
<u>0304. 69—その他ものの</u>	
<u>－魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の</u>	
	<u>－冷凍したフィレ</u>
	<u>0304. 21—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u>
	<u>0304. 22—めろ（ディソステイクス属のもの）</u>
	<u>0304. 29—その他もの</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>もの)</u> (冷凍したものに限る。)	
0304. 71—ーコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マ クロケファルス)	
0304. 72—ーハドック (メラノグランムス・アイグレフィヌス)	
0304. 73—ーコールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	
0304. 74—ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	
0304. 75—すけそうちら (テラグラ・カルコグランマ)	
0304. 79—その他もの —その他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)	
0304. 81—太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・ トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒ ュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西 洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	
0304. 82—ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコル ヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オ ンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオ ンコルヒュンクス・クリソガステル)	
0304. 83—ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、 ささうしのした科、スコフトルムス科又はこけびらめ科のもの)	
0304. 84—めかじき (クスィフィアス・グラディウス)	
0304. 85—めろ (ディソスティクス属のもの)	
0304. 86—にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	
0304. 87—まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオ ヌス)・ペラミス)	
0304. 89—その他もの —その他のもの (冷凍したものに限る。)	
0304. 91 (省 略)	0304. 91 (同 左)
0304. 92 (省 略)	0304. 92 (同 左)
0304. 93—ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なます (パンガシウス 属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こ い (キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノ ファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケ	(新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、 うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロ ティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）</u> <u>0304. 94——すけそうちだら（テラグラ・カルコグランマ）</u> <u>0304. 95——さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれ だら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（す けそうちだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）</u> 0304. 99 (省 略) (省 略)	<u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> 0304. 99 (同 左) (同 左)
03. 05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（く ん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかない かを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適する ものに限る。）	03. 05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（く ん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかない かを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適する ものに限る。）
0305. 10 (省 略) 0305. 20 (省 略) —魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、 くん製したものを除く。）	0305. 10 (同 左) 0305. 20 (同 左) <u>0305. 30—魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、 くん製したものを除く。）</u> (新 規)
<u>0305. 31——ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス 属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こ い（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノ ファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケ ウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、 うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロ ティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）</u> <u>0305. 32——さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれ だら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの</u> <u>0305. 39——その他のもの</u> —くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）	<u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> <u>—くん製した魚（フィレを含む。）</u> 0305. 41 (同 左) 0305. 42 (同 左)

新旧对照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
フィレのもの又は細かく切り刻んだもの) <u>及び食用の魚のくず肉</u> を含む。	フィレのもの又は細かく切り刻んだもの) を含む。
(省 略)	(同 左)
(削 除)	<u>皮をはいでないさめのひれを単に乾燥したもの及び温水につけたさめのひれの部分で、乾燥する前に皮をはぎ又は細かく切断したものもこの項に属する。</u>
(省 略)	(同 左)
(削 除)	<u>食用の魚の皮、肝臓、卵及びしらこで、乾燥、塩蔵、塩水漬け又はくん製したもの</u> は、この項に属する。
この項の範囲内の方法で調製される主要な魚種は、いわし類、まぐろ、さば、さけ、にしん、コッド、ハドック及びハリバットである。	この項の範囲内の方法で調製される主要な魚種は、いわし類、まぐろ、さば、さけ、にしん、コッド、ハドック及びハリバットである。
魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、ひれ）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものもこの項に属する。	(新 規)
この項には、次の物品を含まない。	この項には、次の物品を含まない。
(a) <u>食用に適しない魚のくず肉（例えば、工業用に供する種類のもの）及 び魚のくず (05. 11)</u>	(新 規)
(b) (省 略)	(a) (同 左)
(c) (省 略)	(b) (同 左)
(d) (省 略)	(c) (同 左)
* * *	
<u>号の解説</u>	
0305. 71	
0305. 71 号において、「ふかひれ」とは、さめの背びれ、胸びれ、腹びれ、しりびれ及び尾びれ下葉を含む。ただし、さめの尾びれ上葉はふかひれとはみなさない。	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>この号は、特に、皮をはいでないさめのひれを単に乾燥したもの及び温水につけたさめのひれの部分で、乾燥する前に皮をはぎ又は細かく切断したものを含む。</u></p> <p>03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>—冷凍したもの</p> <p>0306.11 (省 略)</p> <p>0306.12 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>0306.14 (省 略)</p> <p><u>0306.15—ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）</u></p> <p><u>0306.16—コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープロン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）</u></p> <p><u>0306.17—その他のシュリンプ及びプローン</u></p> <p>0306.19 (省 略)</p> <p>—冷凍してないもの</p> <p>0306.21 (省 略)</p> <p>0306.22 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>0306.24 (省 略)</p> <p><u>0306.25—ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）</u></p> <p><u>0306.26—コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープロン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）</u></p> <p><u>0306.27—その他のシュリンプ及びプローン</u></p>	
	<p>03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>—冷凍したもの</p> <p>0306.11 (同 左)</p> <p>0306.12 (同 左)</p> <p><u>0306.13—シュリンプ及びプローン</u></p> <p>0306.14 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>0306.19 (同 左)</p> <p>—冷凍してないもの</p> <p>0306.21 (同 左)</p> <p>0306.22 (同 左)</p> <p><u>0306.23—シュリンプ及びプローン</u></p> <p>0306.24 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>0306.29 (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>03.08 項のうにその他の水棲（せい）無脊椎動物</u></p> <p>(b) (省 略)</p>	<p>0306.29 (同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>（新 規）</u></p> <p>(3) (同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>03.07 項のうにその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u></p> <p>(b) (同 左)</p>
<p>03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、<u>くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u></p> <p>一かき</p> <p><u>0307.11</u>—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p><u>0307.19</u>—その他のもの</p> <p>ースキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）</p> <p>0307.21～0307.60 (省 略)</p> <p>ークラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）</p>	<p>03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、<u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u></p> <p>0307.10—かき</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>ースキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）</p> <p>0307.21～0307.60 (同 左)</p> <p>ーその他のもの（水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0307.71——生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0307.79——その他のもの —あわび（ハリオティス属のもの）	(新規)
0307.81——生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0307.89——その他のもの —その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	—その他のもの（水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
0307.91 (省略)	0307.91 (同左)
0307.99 (省略)	0307.99 (同左)
この項には、次の物品を含む。 (1) (省略) (2) <u>くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に調理をしてあるかないかを問わない。）</u>	この項には、次の物品を含む。 (1) (同左) (2) <u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限りとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</u>
軟体動物の主なものには、かき、 <u>スキヤロップ（帆立貝）</u> 、い貝、いか、たこ、 <u>かたつむり</u> 、 <u>クラム</u> 、 <u>コックル</u> 、 <u>アーチシェル</u> 及び <u>あわび</u> がある。	軟体動物の主なものには、かき、 <u>ほたてがい</u> 、 <u>い貝</u> 、 <u>はまぐり</u> 、 <u>いか</u> 、 <u>たこ</u> 及び <u>かたつむり</u> がある。 <u>その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。</u>
この項には、軟体動物の部分をも含む（ただし、上記の（1）又は（2）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。	この項には、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の部分（例えば、うにの卵巣や精巣）をも含む（ただし、上記の（1）又は（2）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。
この項には、種がき（養殖用の小さいかき）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。	この項には、種がき（養殖用の小さいかき）並びに軟体動物及び <u>その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u> の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。
この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした軟体動物（例えば、水煮し又は食酢で保存に適する処理をした軟体動物（16.05））を含まない。	この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした軟体動物及び <u>その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u> （例えば、水煮し又は食酢で保存に適する処理をした軟体動物（16.05））を含まない。
03.08 水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限りとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲	(新規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）</u></p> <p><u>－なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）</u></p> <p><u>0308.11――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u></p> <p><u>0308.19――その他のもの</u></p> <p><u>　　－うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）</u></p> <p><u>0308.21――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u></p> <p><u>0308.29――その他のもの</u></p> <p><u>0308.30――くらげ（ロピレマ属のもの）</u></p> <p><u>0308.90――その他のもの</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含む。</u></p> <p>(1) <u>水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</u></p> <p>(2) <u>くん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）</u></p> <p><u>水棲（せい）無脊椎動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。</u></p> <p><u>この項には、水棲（せい）無脊椎動物の部分（例えば、うにの卵巣や精巣）をも含む（ただし、上記の（1）又は（2）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。</u></p> <p><u>この項には、水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。</u></p> <p><u>この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした水棲（せい）無脊椎動物（例えば、水煮し又は食酢で保存に適する処理をした水棲（せい）無脊椎動物（16.05））を含まない。</u></p>	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>04.01 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>0401.10 (省略)</p> <p>0401.20 (省略)</p> <p><u>0401.40—脂肪分が全重量の 6 %を超えるもの</u></p> <p><u>0401.50—脂肪分が全重量の 10 %を超えるもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>04.01 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>0401.10 (同左)</p> <p>0401.20 (同左)</p> <p><u>0401.30—脂肪分が全重量の 6 %を超えるもの</u></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>
<p>04.07 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）</p> <p>—ふ化用の受精卵</p> <p><u>0407.11—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</u></p> <p><u>0407.19—その他のもの</u></p> <p>—その他の卵（生鮮のものに限る）</p> <p><u>0407.21—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの</u></p> <p><u>0407.29—その他のもの</u></p> <p><u>0407.90—その他のもの</u></p> <p>この項には、すべての鳥のふ化用の受精卵及びその他の生鮮（冷蔵を含む。）の卵を含む。また、殻付き卵で、保存に適する処理をしたもの又は加熱による調理をしたものも含む。</p>	<p>04.07 殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>この項には、家きんその他の鳥の殻付き卵で、生鮮のもの（ふ化用のものを含む。）、保存に適する処理をしたもの又は加熱による調理をしたものも含む。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 類</p> <p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>総説</p> <p>(省略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 類</p> <p>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</p> <p>(同左)</p> <p>総説</p> <p>(同左)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(b) (省 略)	(b) (同 左)
(c) 食用の魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 (3類)	(c) (同 左) (新 規)
(d) (省 略)	(d) (同 左)
(e) (省 略)	(e) (同 左)
(f) (省 略)	(f) (同 左)
(g) (省 略)	(g) (同 左)
(h) (省 略)	(h) (同 左)
(i j) (省 略)	
(省 略)	(同 左)
05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていらないもののうち食用に適しないもの	05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていらないもののうち食用に適しないもの
(省 略)	(同 左)
この項には、次の物品を含む。 (1)～(5) (省 略) (6) 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物のくず これらには特に、次の物品を含む。 (i) (省 略) (ii) 魚の <u>浮袋</u> で、アイシングラス及び魚膠（こう）の製造に使用するもの（加工してないもの、乾燥のもの又は塩蔵のもの） (iii) (省 略) (iv) 魚のくず この項には、次の物品を含まない。 (a) 食用に適する魚の肝臓、 <u>ひれ、頭、尾、浮袋</u> その他の食用の魚のくず肉 (3類)	この項には、次の物品を含む。 (1)～(5) (同 左) (6) 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎 <u>（せきつい）</u> 動物のくず これらには特に、次の物品を含む。 (i) (同 左) (ii) 魚の <u>浮きぶくろ</u> で、アイシングラス及び魚膠（こう）の製造に使用するもの <u>又は</u> 食用に適するもの（加工してないもの、乾燥のもの又は塩蔵のもの） (iii) (同 左) (iv) 魚の頭その他魚のくず この項には、次の物品を含まない。 (a) 食用に適する魚の肝臓 (3類)
(b) (省 略)	(b) (同 左)
(c) (省 略)	(c) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(7) ~ (14) (省 略) (省 略)	(7) ~ (14) (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p> <p>－生鮮のもの</p> <p>0603. 11～0603. 14 （省 略）</p> <p><u>0603. 15—一ゆり（リリウム属のもの）</u></p> <p>0603. 19 及び 0603. 90 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p> <p>－生鮮のもの</p> <p>0603. 11～0603. 14 （同 左）</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p> <p>0603. 19 及び 0603. 90 （同 左）</p> <p style="text-align: right;">（同 左）</p>
<p>06.04 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p> <p>0604. 20－生鮮のもの</p> <p><u>0604. 90－その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>06.04 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）</p> <p><u>0604. 10－こけ及び地衣</u></p> <p style="text-align: center;">－その他のもの</p> <p><u>0604. 91－生鮮のもの</u></p> <p><u>0604. 99－－その他のもの</u></p> <p style="text-align: right;">（同 左）</p>
<p>07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0709. 20～0709. 70 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">－その他のもの</p> <p><u>0709. 91—一アーティチョーク</u></p> <p><u>0709. 92—一オリーブ</u></p> <p><u>0709. 93—一かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）</u></p> <p><u>0709. 99—一その他のもの</u></p> <p>この項の野菜には、次のものが含まれる。</p> <p>(1)～(8) （省 略）</p> <p>(9) かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）</p>	<p>07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）</p> <p>0709. 20～0709. 70 （同 左）</p> <p><u>0709. 90－その他のもの</u></p> <p>この項の野菜には、次のものが含まれる。</p> <p>(1)～(8) （同 左）</p> <p>(9) 西洋かぼちゃ及びその他のかぼちゃ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(10) ~ (14) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>07.13 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>0713.10 及び 0713.20 (省 略) —ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>0713.31~0713.33 (省 略)</p> <p><u>0713.34—バニバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）</u></p> <p><u>0713.35—ささげ（ヴィグナ・ウンガイクラタ）</u></p> <p>0713.39~0713.50 (省 略)</p> <p><u>0713.60—き豆（カヤヌス・カヤン）</u></p> <p>0713.90 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(10) ~ (14) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>07.13 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>0713.10 及び 0713.20 (同 左) —ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>0713.31~0713.33 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>0713.39~0713.50 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>0713.60 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>0713.90 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>07.14 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p> <p>0714.10 及び 0714.20 (省 略)</p> <p><u>0714.30—ヤム芋（ディオスコレア属のもの）</u></p> <p><u>0714.40—さといも（コロカシア属のもの）</u></p> <p><u>0714.50—アメリカさといも（クサントソマ属のもの）</u></p> <p>0714.90 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>07.14 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓</p> <p>0714.10 及び 0714.20 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>0714.90 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

この項には、この項に記載されている塊茎又は根（カッサバ芋（Manihot

この項に記載されている塊茎又は根のほか、この項には、タロいも、ヤム

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>esculenta)</u>、かんしょ (<i>Ipomoea batatas</i>) 等) のほか、一般にオオクログワイとして知られている食用の塊茎 (<i>Eleocharis dulcis</i>, <i>Eleocharis tuberosa</i>) を含む。 (省 略)</p>	<p>(yams) 及び一般にオオクログワイとして知られている食用の塊茎 (<i>Eleocharis dulcis</i>, <i>Eleocharis tuberosa</i>) を含む。 (同 左)</p>
<p>08.01 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) —ココヤシの実 0801.11 (省 略) <u>0801.12—内果皮付きのもの</u> 0801.19~0801.32 (省 略) (省 略)</p>	<p>08.01 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) —ココヤシの実 0801.11 (同 左) (新 規) 0801.19~0801.32 (同 左) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><u>*</u> <u>* *</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 規)</p>
<p><u>号の解説</u> <u>0801.12</u> この号は、繊維質の外殻（中果皮）を部分的又は完全に除去したココヤシの実のみを含む。</p>	
<p>08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) —アーモンド 0802.11~0802.32 (省 略) <u>—くり（カスタネア属のもの）</u> <u>0802.41—殻付きのもの</u> <u>0802.42—殻を除いたもの</u> <u>—ピスタチオナット</u> <u>0802.51—殻付きのもの</u> <u>0802.52—殻を除いたもの</u></p>	<p>08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) —アーモンド 0802.11~0802.32 (同 左) <u>0802.40—くり（カスタネア属のもの）</u> <u>0802.50—ピスタチオナット</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>一マカダミアナット</u> <u>0802. 61—殻付きのもの</u> <u>0802. 62—殻を除いたもの</u> <u>0802. 70—コーラナット（コラ属のもの）</u> <u>0802. 80—びんろう子</u> <u>0802. 90（省 略）</u> (省 略)</p>	<p><u>0802. 60—マカダミアナット</u> (新 規) (新 規) 0802. 90 (同 左) (同 左)</p>
<p><u>08. 03 バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</u> <u>0803. 10—プランテイン</u> <u>0803. 90—その他のもの</u> この項には、Musa 属の全ての種類の食用果実を含む。 <u>プランテインは、他のバナナよりも甘味の少ないでん粉質のバナナ（starchy bananas）である。プランテインに含まれるでん粉は、他のバナナに含まれるものと異なり、熟成する間に甘くならない。プランテインは主として油で揚げ、あぶり、蒸し、煮又はその他の方法により加熱調理された後に食される。</u></p>	<p><u>08. 03 バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</u> (新 規) (新 規) この項には、Musa 属の全ての種類の食用果実を含む。 (新 規)</p>
<p><u>08. 08 りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）</u> <u>0808. 10（省 略）</u> <u>0808. 30—梨</u> <u>0808. 40—マルメロ</u> (省 略)</p>	<p><u>08. 08 りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）</u> <u>0808. 10（同 左）</u> <u>0808. 20—なし及びマルメロ</u> (同 左)</p>
<p><u>08. 09 あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）</u> <u>0809. 10（省 略）</u> <u>—さくらんぼ</u></p>	<p><u>08. 09 あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）</u> <u>0809. 10（同 左）</u> <u>0809. 20—さくらんぼ</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>0809. 21——サワーチェリー（フルヌス・ケラスス）</p> <p>0809. 29——その他のもの</p> <p>0809. 30 及び 0809. 40 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>0809. 30 及び 0809. 40 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>08. 10 その他の果実（生鮮のものに限る。）</p> <p>0810. 10 及び 0810. 20 （省 略）</p> <p><u>0810. 30—ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及び グーズベリー</u></p> <p>0810. 40—クランベリー、ビルベリーその他の<u>ヴァキニウム属の果実</u></p> <p>0810. 50~0810. 60 （省 略）</p> <p><u>0810. 70—柿</u></p> <p>0810. 90 （省 略）</p> <p>この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む（この類の総説の除外規定参照）。 したがって、次の物品が含まれる。 (1) 及び (2) （省 略） <u>(3) ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> <u>(4) クランベリー、ビルベリー、ブルーベリー、メトルベリーその他のヴァキニウム属の果実</u> <u>(5) キウイフルーツ (Actinidia chinensis Planch 又は Actinidia deliciosa)</u> <u>(6) ドリアン (Durio zibethinus)</u> <u>(7) 柿</u> <u>(8) Boysenberries、rowan berries、elderberries、sapodilla (nase-berries)、pomegranates、cactus figs (prickly pears)、ばらの実(rose hips)、なつめ(jujubes)、medlars、longans、litchi、soursops、sweetsops 及び pawpaws としても知られている Asimina triloba 種の果実</u></p>	<p>08. 10 その他の果実（生鮮のものに限る。）</p> <p>0810. 10 及び 0810. 20 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p>0810. 40—クランベリー、ビルベリーその他の<u>バキニウム属の果実</u></p> <p>0810. 50~0810. 60 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p>0810. 90 （同 左）</p> <p>この項には、この類の前項までの各項のみならずこの表の他の類のいずれにも該当しないすべての食用果実を含む（この類の総説の除外規定参照）。 したがって、次の物品が含まれる。 (1) 及び (2) （同 左） <u>(3) クランベリー、ビルベリー、ブルーベリー、メトルベリーその他のバキニウム属の果実</u> <u>(4) キウイフルーツ (Actinidia chinensis Planch 又は Actinidia deliciosa)</u> <u>(5) ドリアン (Durio zibethinus)</u> <u>(6) ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> <u>(7) Boysenberries、rowan berries、elderberries、sapodilla (nase-berries)、pomegranates、cactus figs (prickly pears)、ばらの実(rose hips)、柿、なつめ(jujubes)、medlars、longans、litchi、soursops、sweetsops 及び pawpaws としても知られている Asimina triloba 種の果実</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
09.04 とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー —ペッパー— 0904.11 及び 0904.12 (省 略) —とうがらし属又はピメンタ属の果実 <u>0904.21—乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。）</u> <u>0904.22—破碎し又は粉碎したもの</u> (省 略)	09.04 とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー —ペッパー— 0904.11 及び 0904.12 (同 左) <u>0904.20—とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）</u> (同 左)
09.05 バニラ豆 0905.10—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0905.20—破碎し又は粉碎したもの</u> (省 略)	09.05 バニラ豆 (新 規) (新 規) (同 左)
09.07 丁子（果実、花及び花梗に限る。） 0907.10—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0907.20—破碎し又は粉碎したもの</u> (省 略)	09.07 丁子（果実、花及び花梗に限る。） (新 規) (新 規) (同 左)
09.08 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 —肉ずく— 0908.11—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0908.12—破碎し又は粉碎したもの</u> —肉ずく花— <u>0908.21—破碎及び粉碎のいずれもしてないもの</u>	09.08 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 <u>0908.10—肉ずく</u> <u>0908.20—肉ずく花</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>0908. 22</u> —破碎し又は粉碎したもの <u>—カルダモン類</u> <u>0908. 31</u> —破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0908. 32</u> —破碎し又は粉碎したもの (省 略)	<u>0908. 30</u> —カルダモン類 (同 左)
<u>09. 09</u> アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラ ウェイの種及びジュニパーベリー <u>(削 除)</u> <u>—コリアンダーの種</u> <u>0909. 21</u> —破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0909. 22</u> —破碎し又は粉碎したもの <u>—クミンの種</u> <u>0909. 31</u> —破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0909. 32</u> —破碎し又は粉碎したもの <u>—アニス、大ういきょう、カラウェイ又はういきょうの種及びジュニ パーベリー</u> <u>0909. 61</u> —破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0909. 62</u> —破碎し又は粉碎したもの (省 略)	<u>09. 09</u> アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラ ウェイの種及びジュニパーベリー <u>0909. 10</u> —アニス又は大ういきょうの種 <u>0909. 20</u> —コリアンダーの種 <u>0909. 30</u> —クミンの種 <u>0909. 40</u> —カラウェイの種 <u>0909. 50</u> —ういきょうの種及びジュニパーベリー (同 左)
<u>09. 10</u> しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他 の香辛料 <u>—しょうが</u> <u>0910. 11</u> —破碎及び粉碎のいずれもしてないもの <u>0910. 12</u> —破碎し又は粉碎したもの <u>0910. 20 ~ 0910. 99</u> (省 略) (省 略)	<u>09. 10</u> しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他 の香辛料 <u>0910. 10</u> —しょうが <u>0910. 20 ~ 0910. 99</u> (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>10.01 小麦及びメスリン</p> <p>—デュラム小麦</p> <p><u>1001. 11—播（は）種用のもの</u></p> <p><u>1001. 19—その他のもの</u></p> <p>—その他のもの</p> <p><u>1001. 91—播（は）種用のもの</u></p> <p><u>1001. 99—その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>メスリン (Meslin) は、小麦とライ麦を混合したもので、その割合は、通常 2 対 1 である。</p> <p style="text-align: center;"><u>*</u> <u>*</u></p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>1001. 11 及び 1001. 91</u></p> <p>1001. 11 号及び 1001. 91 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された小麦又はメスリン (Meslin) のみをいう。</p>	<p>10.01 小麦及びメスリン</p> <p><u>1001. 10—デュラム小麦</u></p> <p><u>1001. 90—その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>メスリン (Meslin) は、小麦とライ麦を混合したもので、その割合は、通常 2 対 1 である。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>
<p>10.02 ライ麦</p> <p><u>1002. 10—播（は）種用のもの</u></p> <p><u>1002. 90—その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>麦角として知られている菌状腫ができたライ麦は、この項には含まない (12. 11)。</p> <p style="text-align: center;"><u>*</u></p>	<p>10.02 ライ麦</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>麦角として知られている菌状腫ができたライ麦は、この項には含まない (12. 11)。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>*</u> <u>*</u></p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>1002. 10</u></p> <p><u>1002. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたライ麦のみをいう。</u></p>	
<p>10.03 大麦及び裸麦</p> <p><u>1003. 10—播（は）種用のもの</u></p> <p><u>1003. 90—その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>*</u> <u>*</u></p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>1003. 10</u></p> <p><u>1003. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された大麦及び裸麦のみをいう。</u></p>	<p>10.03 大麦及び裸麦</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>
<p>10.04 オート</p> <p><u>1004. 10—播（は）種用のもの</u></p> <p><u>1004. 90—その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、通常の工程又は処理（脱穀、運送、詰め直し作業等）中に穎の先端が取り除かれたオートも含まれる。</p>	<p>10.04 オート</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、通常の工程又は処理（脱穀、運送、詰め直し作業等）中に穎の先端が取り除かれたオートも含まれる。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">* * * *</p> <p><u>号の解説</u> <u>1004. 10</u> 1004. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたオートのみをいう。</p>	(新規)
<p>10.07 グレーンソルガム <u>1007. 10—播（は）種用のもの</u> <u>1007. 90—その他のもの</u></p> <p>(省略)</p> <p>この項には、フォレッジソルガム（干し草又はサイロに入れて保存用の草として使用されるもの。例えば、<i>halepensis</i> (<i>halepense</i>)、グラスソルガム（生牧草として使用されるもの。例えば、<i>sudanensis</i> (<i>sudanense</i>)）又はスイートソルガム（本来シロップ又は糖みつの製造に使用されるもの。例えば、<i>saccharatum</i>）を含まない。播（は）種用の種として提示されるものは 12.09 項に属する。他方、フォレッジソルガム及びグラスソルガムは 12.14 項に属し、スイートソルガムは 12.12 項に属する。この項はさらにブルームコーン (<i>Sorghum vulgare var. technicum</i>) を含まない。これは 14.04 項に属する。</p> <p style="text-align: center;">* * * *</p> <p><u>号の解説</u> <u>1007. 10</u> 1007. 10 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたグレーンソルガムのみをいう。</p>	<p>10.07 グレーンソルガム</p> <p>(新規) (新規)</p> <p>(同左)</p> <p>この項には、フォレッジソルガム（干し草又はサイロに入れて保存用の草として使用されるもの。例えば、<i>halepensis</i> (<i>halepense</i>)、グラスソルガム（生牧草として使用されるもの。例えば、<i>sudanensis</i> (<i>sudanense</i>)）又はスイートソルガム（本来シロップ又は糖みつの製造に使用されるもの。例えば、<i>saccharatum</i>）を含まない。播種用の種として提示されるものは 12.09 項に属する。他方、フォレッジソルガム及びグラスソルガムは 12.14 項に属し、スイートソルガムは 12.12 項に属する。この項はさらにブルームコーン (<i>Sorghum vulgare var. technicum</i>) を含まない。これは 14.04 項に属する。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
10.08 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 1008.10 (省 略) <u>—ミレット</u> <u>1008.21—一播（は）種用のもの</u> <u>1008.29—その他もの</u> 1008.30 (省 略) <u>1008.40—フォニオ（ディギタリア属のもの）</u> <u>1008.50—キヌア（ケノポディウム・クイノア）</u> <u>1008.60—ライ小麦</u> 1008.90 (省 略) (省 略)	10.08 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 1008.10 (同 左) <u>1008.20—ミレット</u> 1008.30 (同 左) (新 規) (新 規) (新 規) 1008.90 (同 左) (同 左)
これらには、ある種の交雑により生じた穀物、例えば、小麦とライ麦との交雫により生じたライ小麦 (triticale) を含む。	これらには、ある種の交雫により生じた穀物、例えば、小麦とライ麦との交雫により生じたライ小麦 (triticale) を含む。
<u>* *</u>	(新 規)
<u>号の解説</u> 1008.21 1008.21号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明されたミレットのみをいう。	
11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (削 除) 1102.20 及び 1102.90 (省 略) (省 略)	11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） <u>1102.10—ライ麦粉</u> 1102.20 及び 1102.90 (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>12.01 大豆 (割ってあるかないかを問わない。)</p> <p><u>1201. 10—播 (は) 種用のもの</u></p> <p><u>1201. 90—その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>ただし、この項には、コーヒーメーカー用として使用されるいった大豆を含まない (21. 01)。</p> <p style="text-align: center;"><u>*</u> <u>*</u> <u>*</u></p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>1201. 10</u> 1201. 10 号において、「播 (は) 種用のもの」とは、<u>主務政府機関によって種まき用のものとして証明された大豆のみ</u>をいう。</p>	<p>12.01 大豆 (割ってあるかないかを問わない。)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>ただし、この項には、コーヒーメーカー用として使用されるいった大豆を含まない (21. 01)。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>
<p>12.02 落花生 (煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)</p> <p><u>1202. 30—播 (は) 種用のもの</u></p> <p>—その他のもの</p> <p><u>1202. 41—殻付きのもの</u></p> <p><u>1202. 42—殻を除いたもの (割ってあるかないかを問わない。)</u></p> <p>この項に含まれる落花生（ピーナツとして知られている。）は、殻を除いてあるか又は割ってあるかないかは問わないが、<u>煎って</u>あつたり又はその他の調理したものは除かれる。この項の落花生は保存性を改善するために熱処理がされてあってもよい（総説参照）。<u>煎つたり</u>又はその他の調理がされた落花生は 20 類に属する。</p> <p style="text-align: center;">*</p>	<p>12.02 落花生 (いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)</p> <p><u>1202. 10—殻付きのもの</u></p> <p><u>1202. 20—殻を除いたもの (割ってあるかないかを問わない。)</u></p> <p>この項に含まれる落花生（ピーナツとして知られている。）は、殻を除いてあるか又は割ってあるかないかは問わないが、<u>いって</u>あつたり又はその他の調理したものは除かれる。この項の落花生は保存性を改善するために熱処理がされてあってもよい（総説参照）。<u>いったり</u>又はその他の調理がされた落花生は 20 類に属する。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>*</u> <u>*</u>	
<u>号の解説</u> <u>1202. 30</u> 1202. 30 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された落花生のみをいう。	
<u>12.07 その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）</u> <u>1207. 10—油やしの実及びパーム核</u> —綿実 <u>1207. 21—播（は）種用のもの</u> <u>1207. 29—その他ものの</u> <u>1207. 30—ひまの種</u> 1207. 40 及び 1207. 50 （省 略） <u>1207. 60—サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種</u> <u>1207. 70—メロンの種</u> —その他のもの 1207. 91 及び 1207. 99 （省 略） この項には、次の物品を含む。 (省 略)	<u>12.07 その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）</u> (新 規) <u>1207. 20—綿実</u> (新 規) 1207. 40 及び 1207. 50 (同 左) (新 規) (新 規) —その他のもの 1207. 91 及び 1207. 99 (同 左) (同 左)
<u>*</u> <u>*</u>	
<u>号の解説</u> <u>1207. 21</u> 1207. 21 号において、「播（は）種用のもの」とは、主務政府機関によって種まき用のものとして証明された綿実のみをいう。	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で<u>煎って</u>ないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>—海草その他の藻類</p> <p><u>1212.21</u>—食用に適するもの</p> <p><u>1212.29</u>—その他のもの</p> <p>—その他のもの</p> <p>1212.91 (省 略)</p> <p><u>1212.92</u>—ローカストビーン（キャロブ）</p> <p><u>1212.93</u>—さとうきび</p> <p><u>1212.94</u>—チコリーの根</p> <p>1212.99 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>上記要件を条件として、この項には、次の物品を含む。</p>	<p>12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で<u>いって</u>ないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p><u>1212.20</u>—海草その他の藻類</p> <p>—その他のもの</p> <p>1212.91 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>1212.99 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>上記要件を条件として、この項には、次の物品を含む。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>月桂樹の葉又はその他の香辛料を含むラード（ラードの特性を変えない程度に極く少量を添加したもの）は、この項に属する。ただし、ラードを含有する食用の混合物又は調製品は含まれない（15.17）。</p> <p>—その他の豚脂<u>（骨脂、くずから得た脂肪及び製造業や飼料等の用に供する食用に適しない他の脂肪を含む。）</u></p>	<p>月桂樹の葉又はその他の香辛料を含むラード（ラードの特性を変えない程度に極く少量を添加したもの）は、この項に属する。ただし、ラードを含有する食用の混合物又は調製品は含まれない（15.17）。</p> <p>—その他の豚脂<u>（骨脂及びくずから得た脂肪を含む。）</u></p>
(省 略)	(同 左)
<p>15.02 牛、羊又はやぎの脂肪（第 15.03 項のものを除く。）</p> <p><u>1502.10—タロー</u></p> <p><u>1502.90—その他のもの</u></p>	<p>15.02 牛、羊又はやぎの脂肪（第 15.03 項のものを除く。）</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p>
(省 略)	(同 左)
<p style="text-align: center;">第 16 類</p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品</p>	<p style="text-align: center;">第 16 類</p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品</p>
(省 略)	(同 左)
<p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第 16.04 項又は第 16.05 項の<u>号</u>において、慣用名のみで定める魚<u>並びに</u>甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物は、第 3 類において同一の慣用名で定める魚<u>並びに</u>甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物と同一の種に属する。</p>	<p>号注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 第 16.04 項又は第 16.05 項の項において、慣用名のみで定める魚<u>及び</u>甲殻類は、第 3 類において同一の慣用名で定める魚<u>及び</u>甲殻類と同一の種に属する。</p>
総 説	総 説
この類には、肉、くず肉（例えば、足、皮、心臓、舌、肝臓、腸、胃）、血、	この類には、肉、くず肉（例えば、足、皮、心臓、舌、肝臓、腸、胃）、血、

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>魚（皮を含む。）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物から製造された調製食料品を含む。この類の物品は、2類、3類又は 05.04 項に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品がある。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）及び蒸気又は水煮により調理した（殻）付きの甲殻類（03.06）及び加熱による調理をした魚並びに加熱による調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット（それぞれ 03.05、03.06、03.07 及び 03.08）を除く。）</p> <p>(3) （省 略）</p> <p>(4) 微細に均質化したもので、この類の物品（すなわち、調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物）のみをもととするもの。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この類には、また、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物（以下、このパラグラフにおいて「肉等」という。）と野菜、スパゲッティ、ソース等とから成る調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉等又はこれらの混合物の重量が全重量の 20% を超えるものを含む。この場合において、調製食料品が、肉等を二以上含有する（例えば、肉と魚の両方を含有する。）ときには、調製食料品は、肉等構成材料のうち最大重量を占めるものが属する 16 類の各項に属する。また、いずれの場合においても、重量は、提示の際ににおける肉等の重量とし、調製前の重量とはしない（ただし、19.02 項の詰物食品、21.03 項に記載するソース、ソース用の調製品その他の調味料並びに 21.04 項に記載するスープ、ブロス及びこれらの調製品並びに均質混合調製食料品は、常に当該各項に属するので注意しなければならない。）。</p>	<p>魚（皮を含む。）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物から製造された調製食料品を含む。この類の物品は、2類、3類又は 05.04 項に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品がある。</p> <p>(1) （同 左）</p> <p>(2) 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚（03.05）及び蒸気又は水煮により調理した（殻）付きの甲殻類（03.06）及び加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物から得られる粉、ミール及びペレット（それぞれ 03.05、03.06 及び 03.07）を除く。）</p> <p>(3) （同 左）</p> <p>(4) 微細に均質化したもので、この類の物品（すなわち、調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物）のみをもととするもの。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この類には、また、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（以下、このパラグラフにおいて「肉等」という。）と野菜、スパゲッティ、ソース等とから成る調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉等又はこれらの混合物の重量が全重量の 20% を超えるものを含む。この場合において、調製食料品が、肉等を二以上含有する（例えば、肉と魚の両方を含有する。）ときには、調製食料品は、肉等構成材料のうち最大重量を占めるものが属する 16 類の各項に属する。また、いずれの場合においても、重量は、提示の際ににおける肉等の重量とし、調製前の重量とはしない（ただし、19.02 項の詰物食品、21.03 項に記載するソース、ソース用の調製品その他の調味料並びに 21.04 項に記載するスープ、ブロス及びこれらの調製品並びに均質混合調製食料品は、常に当該各項に属するので注意しなければならない。）。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 肉（海棲哺（かいせいほ）乳動物の肉を含む。）、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（23.01）</p> <p>(c)、(d) (省 略)</p>	<p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 肉（海棲哺（かいせいほ）乳動物の肉を含む。）、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（23.01）</p> <p>(c)、(d) (同 左)</p>
<p>16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物</p> <p>－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）</p> <p>1604. 11～1604. 16 (省 略)</p> <p><u>1604. 17--うなぎ</u></p> <p>1604. 19 及び 1604. 20 (省 略)</p> <p><u>－キャビア及びその代用物</u></p> <p><u>1604. 31--キャビア</u></p> <p><u>1604. 32--キャビア代用物</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物</p> <p>－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）</p> <p>1604. 11～1604. 16 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>1604. 19 及び 1604. 20 (同 左)</p> <p><u>1604. 30－キャビア及びその代用物</u></p> <p>(同 左)</p>
<p>16.05 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）</p> <p>1605. 10 (省 略)</p> <p><u>－シュリンプ及びプローン</u></p> <p><u>1605. 21--気密容器入りでないもの</u></p> <p><u>1605. 29--その他のもの</u></p> <p>1605. 30 及び 1605. 40 (省 略)</p> <p><u>－軟体動物</u></p> <p><u>1605. 51--かき</u></p> <p><u>1605. 52--スキャロップ（いたや貝を含む。）</u></p> <p><u>1605. 53--い貝</u></p> <p><u>1605. 54--いか</u></p>	<p>16.05 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）</p> <p>1605. 10 (同 左)</p> <p><u>1605. 20－シュリンプ及びプローン</u></p> <p>1605. 30 及び 1605. 40 (同 左)</p> <p><u>1605. 90－その他のもの</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1605.55--たこ	
1605.56--クラム、コックル及びアークシェル	
1605.57--あわび	
1605.58--かたつむりその他の巻貝（海棲（せい）のものを除く。）	
1605.59--その他のもの -その他の水棲（せい）無脊椎動物	
1605.61--なまこ	
1605.62--うに	
1605.63--くらげ	
1605.69--その他のもの	
16.04 項の解説は、とりわけ甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物について準用する。ただし、蒸気又は水煮により調理した殻付き甲殻類（一時的な化学保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）は 03.06 項に属する。 調製し又は保存に適する処理をした甲殻類及び軟体動物の主なものには、かに、シュリンプ及びプローン、ロブスター、ざりがに (crawfish, crayfish)、いがい、たこ、いか及びかたつむりがある。この項の、調製し又は保存に適する処理をしたその他の水棲（せい）無脊椎動物の主のものには、うに、なまこ及びくらげがある。	16.04 項の解説は、とりわけ甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物について準用する。ただし、蒸気又は水煮により調理した殻付き甲殻類（一時的な化学保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）は 03.06 項に属する。 調製し又は保存に適する処理をした甲殻類及び軟体動物の主のものには、かに、シュリンプ及びプローン、ロブスター、ざりがに (crawfish, crayfish)、いがい、たこ、いか及びかたつむりがある。この項の、調製し又は保存に適する処理をしたその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の主のものには、うに、なまこ及びくらげがある。
第 17 類 糖類及び砂糖菓子 (省 略)	第 17 類 糖類及び砂糖菓子 (同 左)
号注 1 第 1701.12 号、第 1701.13 号及び第 1701.14 号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する砂糖をいう。 2 第 1701.13 号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しゃ糖で、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで 69 度以上 93	号注 1 第 1701.11 号及び第 1701.12 号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計（施光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満に相当する砂糖をいう。 (新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。</p> <p>(省 略)</p>	
<p>17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。） —粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。） (削 除)</p> <p>1701.12 (省 略)</p> <p><u>1701.13——この類の号注 2 の甘しや糖</u></p> <p><u>1701.14——その他の甘しや糖</u> —その他のもの</p> <p>1701.91 及び 1701.99 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>17.01 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。） —粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）</p> <p><u>1701.11——甘しや糖</u></p> <p>1701.12 (同 左)</p> <p>—その他のもの</p> <p>1701.91 及び 1701.99 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>号の解説</p> <p><u>1701.12、1701.13 及び 1701.14</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>号の解説</p> <p><u>1701.11 及び 1701.12</u></p> <p>(同 左)</p>
<p>19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）</p>	<p>19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) 乾燥したクリスピーブレッド：通常小穴のあいたうすい長方形あるいは丸い断片である。クリスピーブレッドは、ライ麦、オート、大麦又は小麦の粉、ミール、ひき割り又は全粒粉のドウ及びイースト、パン種その他の発酵剤又は圧搾空気によって膨張して得られる。水分含有量は全重量の 10% 以下である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>(4) 乾燥したクリスピーブレッド：通常小穴のあいたうすい長方形あるいは丸い断片である。クリスピーブレッドは、ライ麦、オート、大麦又は小麦の粉、ミール、ひき割り又は全粒粉のドウ及びイースト、パン種その他の発酵剤又は圧搾空気によって発酵して得られる。水分含有量は全重量の 10% 以下である。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>20.03 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）を除く。)</p> <p>2003. 10 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2003. 90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>20.03 調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）を除く。)</p> <p>2003. 10 (同 左)</p> <p><u>2003. 20—トリフ</u></p> <p>2003. 90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>—ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）</p> <p>2008. 11～2008. 91 (省 略)</p> <p><u>2008. 93—クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）</u></p> <p><u>2008. 97—混合したもの</u></p> <p>2008. 99 (省 略)</p>	<p>20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>—ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）</p> <p>2008. 11～2008. 91 (同 左)</p> <p><u>2008. 92—混合したもの</u></p> <p>2008. 99 (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>—オレンジジュース</p> <p>2009. 11～2009. 79 （省 略）</p> <p>—その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）</p> <p>2009. 81—クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース</p> <p>2009. 89—その他のも</p> <p>2009. 90 （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>—オレンジジュース</p> <p>2009. 11～2009. 79 （同 左）</p> <p>2009. 80—その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）</p> <p>2009. 90 （同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 21 類 各種の調製食料品</p> <p>注</p> <p>1 及び 2 （省 略）</p> <p>3 第 21.04 項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、<u>果実及びナット</u>）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>	<p>第 21 類 各種の調製食料品</p> <p>注</p> <p>1 及び 2 （同 左）</p> <p>3 第 21.04 項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜<u>及び果実</u>）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌（じ）療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>
第 24 類	第 24 類

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
たばこ及び製造たばこ代用品 (省 略)	たばこ及び製造たばこ代用品 (同 左)
<u>号注</u> 1 第2403. 11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであって、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう(芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。)。ただし、この号には、 <u>水パイプで喫煙するためのものであって、たばこを含有しない物品を含まない。</u>	<u>号注</u> 1 第2403. 11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであって、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう(芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。)。ただし、この号には、 <u>水パイプで喫煙するためのものであって、たばこを含有しない物品を含まない。</u>
24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス <u>—喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）</u> <u>2403. 11—この類の号注 1 の水パイプたばこ</u> <u>2403. 19—その他のも</u> —その他のもの 2403. 91 及び 2403. 99 (省 略) (省 略)	24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス <u>—喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）</u> <u>2403. 10—喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）</u> —その他のも 2403. 91 及び 2403. 99 (同 左) (同 左)
25.28 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の 85%以下のもの <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (省 略)	25.28 天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の 85%以下のもの <u>2528. 10—天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）</u> <u>2528. 90—その他のも</u> (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 27 類</p> <p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号注</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 第 2710.12 号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86 の方法による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90%以上のものをいう。</p> <p>5 第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 27 類</p> <p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>号注</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 第 2710.11 号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86 の方法による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90%以上のものをいう。</p> <p>(新 規)</p>
<p>27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 並びに廃油</p> <p>—石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、<u>バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。</u>）</p> <p><u>2710.12—軽質油及びその調製品</u></p> <p>2710.19 (省 略)</p> <p><u>2710.20—石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）</u></p> <p>2710.9～2710.99 (省 略)</p>	<p>27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 並びに廃油</p> <p>—石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、<u>他の項に該当するものを除く。</u>）</p> <p><u>2710.11—軽質油及びその調製品</u></p> <p>2710.19 (同 左)</p> <p>(新 規)</p>
	2710.9～2710.99 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(I) 一次製品</p> <p>この項の前半部分には、27.09 項の解説に規定されている処理以外の処理により得られた物品を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 及び (B) (省 略)</p> <p>(C) 特定の用途に適するために種々の物質が加えられた上記 (A) 及び (B) の油：石油又は歴青油が基礎的な成分をなすもので、かつ、石油又は歴青油の含有量が 70%以上のものに限るものとし、この表の他の項に該当するものを除く。</p> <p>これらには、例えば、次のような物品がある。</p> <p>(1) ~ (7) (省 略)</p> <p><u>(8) 石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上のバイオディーゼルの混合物。ただし、石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%未満のバイオディーゼル及びその混合物は、38.26 項に属する。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(I) 一次製品</p> <p>この項の前半部分には、27.09 項の解説に規定されている処理以外の処理により得られた物品を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 及び (B) (同 左)</p> <p>(C) 特定の用途に適するために種々の物質が加えられた上記 (A) 及び (B) の油：石油又は歴青油が基礎的な成分をなすもので、かつ、石油又は歴青油の含有量が 70%以上のものに限るものとし、この表の他の項に該当するものを除く。</p> <p>これらには、例えば、次のような物品がある。</p> <p>(1) ~ (7) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物	第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物
注 1～8 (省略)	注 1～8 (同左)
号注 1 第 2852.10 号において「化学的に单一のもの」とは、この類の注 1 (a) から (e) まで及び第 29 類の注 1 (a) から (h) までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。	(新規)
総 説 (省略) (A) (省略) (B) 28 類の化合物と 29 類の化合物との区別（注 2） この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。 28.11～28.49 (省略) 28.52：水銀の無機又は有機の化合物（ <u>化学的に单一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。</u> ） 28.53 (省略) (省略) (C) 化学的に单一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類において化学的に单一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。 28.02～28.50 (省略)	総 説 (同左) (A) (同左) (B) 28 類の化合物と 29 類の化合物との区別（注 2） この類に属する炭素を含む化合物及びそれらが属する項についてのリストは、次のとおりである。 28.11～28.49 (同左) 28.52：水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。） 28.53 (同左) (同左) (C) 化学的に单一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類において化学的に单一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。 28.02～28.50 (同左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>28.52 : 水銀の無機及び有機の化合物（アマルガムを除く。）</u> 28.53 (省 略) (省 略)	(新 規) 28.53 (同 左) (同 左)
<u>28.43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に单一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム</u> (省 略) (C) 貴金属のアマルガム (省 略) <u>水銀化合物（化学的に单一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）を含まない（28.52）。</u>	<u>28.43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に单一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム</u> (同 左) (C) 貴金属のアマルガム (同 左) <u>水銀化合物（アマルガムを除く。）を含まない（28.52）。</u>
<u>28.52 水銀の無機又は有機の化合物（化学的に单一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）</u> <u>2852.10—化学的に单一のもの</u> <u>2852.90—その他のもの</u> この項には、水銀の無機又は有機の化合物（ <u>化学的に单一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）を含む。</u> 主なものは、次の物品である。 (1) ~ (16) (省 略) <u>(17) 化学的に单一でない水銀化合物（水銀のタンナート (tannates of mercury)、水銀のアルブミナート (albuminates of mercury) 及び水銀の核たんぱく質 (nucleoproteids of mercury) 等）</u> (省 略)	<u>28.52 水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）</u> (新 規) (新 規) この項には、水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）を含む。 主なものは、次の物品である。 (1) ~ (16) (同 左) (新 規) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>28.53 その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(D) アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) ~ (6) (省 略) 貴金属を含むアマルガム（卑金属と結合したものであるかないかを問わない。）は含まない（28.43）。<u>水銀化合物</u>（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）は、第 28.52 項に属する。</p>	<p>28.53 その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(D) アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(1) ~ (6) (同 左) 貴金属を含むアマルガム（卑金属と結合したものであるかないかを問わない。）は含まない（28.43）。<u>アマルガムを除く水銀化合物</u>は、第 28.52 項に属する。</p>
<p>第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省 略)</p> <p><u>(e) 第 30.02 項の免疫産品</u></p> <p><u>(f)</u> (省 略)</p> <p><u>(g)</u> (省 略)</p> <p><u>(h)</u> (省 略)</p> <p><u>(i,j)</u> (省 略)</p> <p><u>(k)</u> (省 略)</p> <p><u>(l)</u> (省 略)</p> <p>3 ~ 8 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p>注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p><u>(e)</u> (同 左)</p> <p><u>(f)</u> (同 左)</p> <p><u>(g)</u> (同 左)</p> <p><u>(h)</u> (同 左)</p> <p><u>(i,j)</u> (同 左)</p> <p><u>(k)</u> (同 左)</p> <p>3 ~ 8 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>総 説 (省 略)</p> <p>(D) 化学的に单一の有機化合物でこの類から除かれるもの（類注2） (1) ある種の化学的に单一の有機化合物は、たとえ、純粹であっても、常に 29 類から除かれる。この種のものには、例えば、次のような化合物がある（28 類に属するものは 28 類解説（B）参照）。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略) <u>(d) 免疫産品 (30.02)</u> <u>(e)</u> (省 略) <u>(f)</u> (省 略) <u>(g)</u> (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>総 説 (同 左)</p> <p>(D) 化学的に单一の有機化合物でこの類から除かれるもの（類注2） (1) ある種の化学的に单一の有機化合物は、たとえ、純粹であっても、常に 29 類から除かれる。この種のものには、例えば、次のような化合物がある（28 類に属するものは 28 類解説（B）参照）。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左) <u>(d)</u> (同 左) <u>(e)</u> (同 左) <u>(f)</u> (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>29.02 環式炭化水素 (省 略)</p> <p>(A) 及び (B) (省 略)</p> <p>(C) 芳香族炭化水素 (省 略)</p> <p>(I) 1 個のベンゼン環を有する炭化水素：ベンゼン及びその同族体を含む。 (a) ~ (c) (省 略) (d) その他の芳香族炭化水素で 1 個のベンゼン環と側鎖（開環又は閉環）を 1 個以上有するもの：これらには、次の物品がある。 (1) スチレン <u>$C_6H_5CH=CH_2$</u>：無色の油状液体で、主にプラスチッ</p>	<p>29.02 環式炭化水素 (同 左)</p> <p>(A) 及び (B) (同 左)</p> <p>(C) 芳香族炭化水素 (同 左)</p> <p>(I) 1 個のベンゼン環を有する炭化水素：ベンゼン及びその同族体を含む。 (a) ~ (c) (同 左) (d) その他の芳香族炭化水素で 1 個のベンゼン環と側鎖（開環又は閉環）を 1 個以上有するもの：これらには、次の物品がある。 (1) スチレン <u>$C_6H_5 \cdot CH=CH_2$</u>：無色の油状液体で、主にプラスチッ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ク（ポリスチレン）、合成ゴムの製造に使用する。</p> <p>(2) エチルベンゼン <u>$C_6H_5C_2H_5$</u>：無色で粘性の小さい引火性の液体で、コールタールに含まれている。通常ベンゼンとエチレンから合成する。</p> <p>(3) クメン <u>$C_6H_5CH(CH_3)_2$</u>：無色の液体で、ある種の石油中に含まれている。主にフェノール、アセトン、α-メチルスチレンの製造又は溶剤として使用する。</p> <p>(4) パラーシメン <u>$CH_3C_6H_4CH(CH_3)_2$</u>：数種の精油中に豊富に存在する無色の液体で芳香を有する。粗製のパラーシメンを含まない (38.05)。</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(II) 非縮合ベンゼン環を 2 個以上有する炭化水素 これらには、次の物品がある。</p> <p>(a) ビフェニル <u>$C_6H_5C_6H_5$</u>：光沢のある白色の結晶で、芳香を有し、特に塩素化誘導体（可塑剤）の製造に使用するほか、冷却材（単独又はビフェニルエーテルと混合）及び原子炉減速剤に使用する。</p> <p>(b) ジフェニルメタン <u>$C_6H_5CH_2C_6H_5$</u>：2 個のベンゼン環がメチレン基 (CH_2) で結ばれている炭化水素である。無色の針状結晶で、ゼラニウム様の強い芳香を有する。有機合成に使用される。</p> <p>(c) 及び (d) (省 略)</p> <p>(III) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>ック（ポリスチレン）、合成ゴムの製造に使用する。</p> <p>(2) エチルベンゼン <u>$C_6H_5 \cdot C_2H_5$</u>：無色で粘性の小さい引火性の液体で、コールタールに含まれている。通常ベンゼンとエチレンから合成する。</p> <p>(3) クメン <u>$C_6H_5 \cdot CH(CH_3)_2$</u>：無色の液体で、ある種の石油中に含まれている。主にフェノール、アセトン、α-メチルスチレンの製造又は溶剤として使用する。</p> <p>(4) パラーシメン <u>$CH_3 \cdot C_6H_4 \cdot CH(CH_3)_2$</u>：数種の精油中に豊富に存在する無色の液体で芳香を有する。粗製のパラーシメンを含まない (38.05)。</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(II) 非縮合ベンゼン環を 2 個以上有する炭化水素 これらには、次の物品がある。</p> <p>(a) ビフェニル <u>$C_6H_5 \cdot C_6H_5$</u>：光沢のある白色の結晶で、芳香を有し、特に塩素化誘導体（可塑剤）の製造に使用するほか、冷却材（単独又はビフェニルエーテルと混合）及び原子炉減速剤に使用する。</p> <p>(b) ジフェニルメタン <u>$C_6H_5 \cdot CH_2 \cdot C_6H_5$</u>：2 個のベンゼン環がメチレン基 ($CH_2$) で結ばれている炭化水素である。無色の針状結晶で、ゼラニウム様の強い芳香を有する。有機合成に使用される。</p> <p>(c) 及び (d) (同 左)</p> <p>(III) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>2903.1～2903.39 (省 略) —非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)</p> <p><u>2903.71</u>—クロロジフルオロメタン</p> <p><u>2903.72</u>—ジクロロトリフルオロエタン</p> <p><u>2903.73</u>—ジクロロフルオロエタン</p> <p><u>2903.74</u>—クロロジフルオロエタン</p>	<p>29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体</p> <p>2903.1～2903.39 (同 左) —非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)</p> <p><u>2903.41</u>—トリクロロフルオロメタン</p> <p><u>2903.42</u>—ジクロロジフルオロメタン</p> <p><u>2903.43</u>—トリクロロトリフルオロエタン</p> <p><u>2903.44</u>—ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2903.75—ジクロロペンタフルオロプロパン	ン
2903.76—ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	2903.45—その他のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）
2903.77—その他のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）	2903.46—ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン
2903.78—その他のペルハロゲン化誘導体	2903.47—その他のペルハロゲン化誘導体
2903.79—その他のもの —飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	2903.49—その他のもの —飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
2903.81—1, 2, 3, 4, 5, 6—ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)	2903.51—1, 2, 3, 4, 5, 6—ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)
2903.82—アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)	2903.52—アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)
2903.89—その他のもの —芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	2903.59—その他のもの —芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
2903.91—クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラージクロロベンゼン	2903.61—クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン及びパラージクロロベンゼン
2903.92—ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1—トリクロロ-2, 2-ビス (パラークロロフェニル) エタン)	2903.62—ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1—トリクロロ-2, 2-ビス (パラークロロフェニル) エタン)
2903.99—その他のもの	2903.69—その他のもの
(省 略)	(同 左)
(D) 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) クロロジフルオロメタン、ジクロロトリフルオロエタン、ジクロロフルオロエタン、クロロジフルオロエタン、ジクロロペンタフルオロプロパン、ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン、ジブロモテトラフルオロエタン、トリクロロフルオロメタン、ジクロロジフルオロメタン、トリクロロトリフルオロエタン、ジクロロテトラフルオロエタン、クロロペンタフルオロエタン、ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタンの取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。	(D) 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) トリクロロフルオロメタン、ジクロロジフルオロメタン、トリクロロトリフルオロエタン、ジクロロテトラフルオロエタン、クロロペンタフルオロエタン、ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタンの取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一 ル議定書によって規制されている。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>29.07 フェノール及びフェノールアルコール</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 单核モノフェノール</p> <p>(1) 石炭酸 (ヒドロキシベンゼン) <u>C_6H_5OH</u> : 石炭酸はコールタールの分留又は合成によって得られる白色の結晶で、特有臭を持ち、光にさらすか又は溶液にすると赤味を帯びる。防腐剤として医薬用に、また、爆薬、合成樹脂、プラスチック、可塑剤、染料の製造にも使用する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) クレゾール <u>$CH_3C_6H_4OH$</u> : これらのフェノールはトルエンから得られ、コールタール油中に種々の割合いで存在する。</p> <p>オルト-クレゾールは白色の結晶性粉末で、フェノールの特有臭を有し、潮解性であり、徐々に褐（かっ）色に変化する。メタークレゾールは無色又は黄色の油状液体で屈折率が大きく、クレオソート臭を有する。パラ-クレゾールは無色の結晶性塊で光にさらすと赤色になり、更にかっ色に変化する。フェノール臭がある。</p> <p>この項には、单一の又は混合したクレゾールで、クレゾールの含有量が全重量の95%以上のもの（異性体を合計したものでもよい。）を含み、低純度のものを含まない（27.07）。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) キシレノール <u>$((CH_3)_2C_6H_3OH$</u> : キシレノールは、キシレンのフェノール誘導体で、6種の異性体が知られており、コールタール油から得られる。この項には、单一又は混合したキシレノールでキシレノールの含有量が全重量の95%以上のもの（異性体を合計したものでもよい。）を含み、低純度のものを含まない（27.07）。</p>	<p>29.07 フェノール及びフェノールアルコール</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 单核モノフェノール</p> <p>(1) 石炭酸 (ヒドロキシベンゼン) <u>C_6H_5OH</u> : 石炭酸はコールタールの分留又は合成によって得られる白色の結晶で、特有臭を持ち、光にさらすか又は溶液にすると赤味を帯びる。防腐剤として医薬用に、また、爆薬、合成樹脂、プラスチック、可塑剤、染料の製造にも使用する。</p> <p>(同 左)</p> <p>(2) クレゾール <u>$CH_3-C_6H_4-OH$</u> : これらのフェノールはトルエンから得られ、コールタール油中に種々の割合いで存在する。</p> <p>オルト-クレゾールは白色の結晶性粉末で、フェノールの特有臭を有し、潮解性であり、徐々に褐（かっ）色に変化する。メタークレゾールは無色又は黄色の油状液体で屈折率が大きく、クレオソート臭を有する。パラ-クレゾールは無色の結晶性塊で光にさらすと赤色になり、更にかっ色に変化する。フェノール臭がある。</p> <p>この項には、单一の又は混合したクレゾールで、クレゾールの含有量が全重量の95%以上のもの（異性体を合計したものでもよい。）を含み、低純度のものを含まない（27.07）。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) キシレノール <u>$((CH_3)_2-C_6H_3-OH$</u> : キシレノールは、キシレンのフェノール誘導体で、6種の異性体が知られており、コールタール油から得られる。この項には、单一又は混合したキシレノールでキシレノールの含有量が全重量の95%以上のもの（異性体を合計したものでもよい。）を含み、低純度のものを含まない（27.07）。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 及び (6) (省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(B) 多核モノフェノール</p> <p>(1) ナフトール (<u>C₁₀H₇OH</u>) : ナフトールはナフタレンから得られるフェノールで 2 種の異性体がある。</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p>	<p>(5) 及び (6) (同 左)</p> <p style="margin-left: 2em;">(B) 多核モノフェノール</p> <p>(1) ナフトール (<u>C₁₀H₇ · OH</u>) : ナフトールはナフタレンから得られるフェノールで 2 種の異性体がある。</p> <p style="margin-left: 2em;">(同 左)</p>
<p>(2) (省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(C) (省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(D) フェノールアルコール</p> <p>フェノールアルコールは、芳香族炭化水素のベンゼン環上の 1 個の水素原子をフェノール性水酸基で置換し、かつ、ベンゼン環上にない他の水素原子をアルコール性水酸基で置換することによって得られる。このようにフェノールアルコールは、フェノールとアルコールとの両方の特性を有する。最も重要なものはサリチルアルコール（サリゲニン）(<u>HOCH₂C₆H₄CH₂OH</u>) であり、これは白色の結晶で、鎮痛剤及び下熱剤（非ピリン系）として医薬に使用する。</p>	<p>(2) (同 左)</p> <p style="margin-left: 2em;">(C) (同 左)</p> <p style="margin-left: 2em;">(D) フェノールアルコール</p> <p>フェノールアルコールは、芳香族炭化水素のベンゼン環上の 1 個の水素原子をフェノール性水酸基で置換し、かつ、ベンゼン環上にない他の水素原子をアルコール性水酸基で置換することによって得られる。このようにフェノールアルコールは、フェノールとアルコールとの両方の特性を有する。最も重要なものはサリチルアルコール（サリゲニン）(<u>OH · C₆H₄ · CH₂ · OH</u>) であり、これは白色の結晶で、鎮痛剤及び下熱剤（非ピリン系）として医薬に使用する。</p>
<p>29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>2908.1～2908.19 (省 略)</p> <p>－その他のもの</p> <p>2908.91 (省 略)</p> <p><u>2908.92--4, 6-ジニトローオルトクレゾール (D N O C (I S O))</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>及びその塩</u></p> <p>2908.99 (省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p>	<p>29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>2908.1～2908.19 (同 左)</p> <p>－その他のもの</p> <p>2908.91 (同 左)</p> <p style="margin-left: 2em;">(新 規)</p> <p>2908.99 (同 左)</p> <p style="margin-left: 2em;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(A) (省 略)</p> <p>(B) スルホン化誘導体</p> <p>(1) フェノールスルホン酸 <u>$\text{HO-C}_6\text{H}_4\text{-SO}_3\text{H}$</u> : 石炭酸をスルホン化して得られる。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(C) ニトロ化誘導体</p> <p>(1) オルトー、メター及びパラニトロフェノール <u>$\text{HO-C}_6\text{H}_4\text{-NO}_2$</u> : 黄色の結晶で有機染料、医薬用品の製造に使用する。</p> <p>(2) ジニトロフェノール <u>$\text{HO-C}_6\text{H}_3\text{-}(NO_2)_2$</u> : ジニトロフェノールは結晶性の粉末で、爆薬、硫化染料等の製造に使用する。</p> <p>(3) トリニトロフェノール（ピクリン酸）<u>$\text{HO-C}_6\text{H}_2\text{-}(NO_2)_3$</u> : 光沢ある黄色の結晶で、無臭、有毒である。火傷治療及び爆薬に使用する。この塩はピクレートとして知られる。</p> <p>(4) 及び (5) (省 略)</p> <p>(D) (省 略)</p>	<p>(A) (同 左)</p> <p>(B) スルホン化誘導体</p> <p>(1) フェノールスルホン酸 <u>$\text{HO-C}_6\text{H}_4\text{-SO}_3\text{H}$</u> : 石炭酸をスルホン化して得られる。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(C) ニトロ化誘導体</p> <p>(1) オルトー、メター及びパラニトロフェノール <u>$\text{HO-C}_6\text{H}_4\text{-NO}_2$</u> : 黄色の結晶で有機染料、医薬用品の製造に使用する。</p> <p>(2) ジニトロフェノール <u>$\text{HO-C}_6\text{H}_3\text{-}(NO_2)_2$</u> : ジニトロフェノールは結晶性の粉末で、爆薬、硫化染料等の製造に使用する。</p> <p>(3) トリニトロフェノール（ピクリン酸）<u>$\text{HO-C}_6\text{H}_2\text{-}(NO_2)_3$</u> : 光沢ある黄色の結晶で、無臭、有毒である。火傷治療及び爆薬に使用する。この塩はピクレートとして知られる。</p> <p>(4) 及び (5) (同 左)</p> <p>(D) (同 左)</p>
<p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) エーテル</p> <p>(省 略)</p> <p>(I) ~ (III) (省 略)</p>	<p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) エーテル</p> <p>(同 左)</p> <p>(I) ~ (III) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(IV) 芳香族エーテル</p> <p>(1) アニソール（メチルフェニルエーテル）<u>$(C_6H_5OCH_3)$</u>：芳香を有する無色の液体で、有機合成（合成香料等）に使用するほか、溶剤、駆虫剤（虫下し）に使用する。</p> <p>(2) フェネトール（エチルフェニルエーテル）<u>$(C_6H_5OC_2H_5)$</u></p> <p>(3) ジフェニルエーテル<u>$(C_6H_5OC_6H_5)$</u>：無色の針状結晶でガラニウムと同様の香気を有し香料に使用する。</p> <p>(4) ~ (14) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">(B) ~ (D) （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>(IV) 芳香族エーテル</p> <p>(1) アニソール（メチルフェニルエーテル）<u>$(C_6H_5 \cdot OCH_3)$</u>：芳香を有する無色の液体で、有機合成（合成香料等）に使用するほか、溶剤、駆虫剤（虫下し）に使用する。</p> <p>(2) フェネトール（エチルフェニルエーテル）<u>$(C_6H_5 \cdot OC_2H_5)$</u></p> <p>(3) ジフェニルエーテル<u>$(C_6H_5 \cdot OC_6H_5)$</u>：無色の針状結晶でガラニウムと同様の香気を有し香料に使用する。</p> <p>(4) ~ (14) （同 左）</p> <p style="text-align: center;">(B) ~ (D) （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>分子内に水酸基を 2 個有する有機化合物（ジオール、グリコール）から水を一分子取り除くと、安定な分子内エーテルが生じる。すなわち、エチレングリコールから水一分子取り除くとオキシラン（エチレンオキシド又はエポキシエタン）になる。</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>プロピレングリコール（エチレングリコールの水素原子 1 個がメチル基（-CH₃）と置換したもの）から得られるエポキシドは、メチルオキシラン（1, 2-エポキシプロパン又はプロピレンオキシド）として知られている。</p>	<p>29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>分子内に水酸基を 2 個有する有機化合物（ジオール、グリコール）から水を一分子取り除くと、安定な分子内エーテルが生じる。すなわち、エチレングリコールから水一分子取り除くとオキシラン（エチレンオキシド又はエポキシエタン）になる。</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>プロピレングリコール（エチレングリコールの水素原子 1 個がメチル基（-CH₃）と置換したもの）から得られるエポキシドは、メチルオキシラン（1, 2-エポキシプロパン又はプロピレンオキシド）として知られている。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>エチレングリコールの水素原子 1 個がフェニル基 ($-C_6H_5$) と置換したものから得られるエポキシドは、スチレンオキシド（アルファーベーターエポキシエチルベンゼン）として知られている。</p> <p>(省 略)</p>	<p>エチレングリコールの水素原子 1 個がフェニル基 ($-C_6H_5$) と置換したものから得られるエポキシドは、スチレンオキシド（アルファーベーターエポキシエチルベンゼン）として知られている。</p> <p>(同 左)</p>
<p>29.11 アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(A) アセタール及びヘミアセタール</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) ジメチルアセタール <u>$(CH_3CH(OCH_3)_2)$</u>：アセトアルデヒドの仮想的な水和物のジメチルエーテルとみなされるもので、麻酔剤として使用する。</p> <p>(3) ジエチルアセタール <u>$(CH_3CH(OC_2H_5)_2)$</u>：アセトアルデヒドの仮想的な水和物のジエチルエーテルとみなされるものでエーテル様の芳香を有する無色の液体である。溶剤又は麻酔剤として使用する。</p>	<p>29.11 アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(A) アセタール及びヘミアセタール</p> <p>(同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) ジメチルアセタール <u>$(CH_3 \cdot CH \cdot (OCH_3)_2)$</u>：アセトアルデヒドの仮想的な水和物のジメチルエーテルとみなされるもので、麻酔剤として使用する。</p> <p>(3) ジエチルアセタール <u>$(CH_3 \cdot CH \cdot (OC_2H_5)_2)$</u>：アセトアルデヒドの仮想的な水和物のジエチルエーテルとみなされるものでエーテル様の芳香を有する無色の液体である。溶剤又は麻酔剤として使用する。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
(B) (省 略)	(B) (同 左)
<p>29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 2912.1～2912.29 (省 略) (削 除) —アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド 2912.41～2912.60 (省 略) (省 略) (A) アルデヒド</p> <p>(I) 飽和非環式アルデヒド</p> <p>(1) メタナール（ホルムアルデヒド）<u>HCHO</u>：メタノールを接触酸化して得られる。刺激臭を有する無色の気体で、水への溶解度が大きい。40%前後の水溶液は、ホルマリン又はホルモールとして知られている刺激性及び窒息性のにおいを有する無色の液体である。これら溶液は、安定剤としてメタノールを含むことがある。メタナールは広く応用され、有機合成（染料、爆薬、医療用品、有機タンニン剤、プラスチック等）、防腐剤、脱臭剤及び還元剤に使用する。</p> <p>(2) エタナール（アセトアルデヒド）<u>CH_3CHO</u>：エチルアルコールの酸化又はアセチレンから得られる粘性の低い無色の液体で刺激性の果物様のにおいを有し腐食性を有し、揮発性が大きく、引火性があり、水、アルコール及びエーテルに混合する。プラスチック、ワニスの有機合成に使用するほか防腐剤として医薬に使用する。</p> <p>(3) ブタナール（ノルマルーブチルアルデヒド）<u>$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CH}_2\text{CHO}$</u>：無色の液体で、水、アルコール及びエーテルに混合する。プラスチック、香料及びゴム加硫促進剤の製造に使用する。</p> <p>(4) ヘプタナール（ヘプトアルデヒド、エナントール）<u>$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_5\text{CHO}$</u>：</p>	<p>29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 2912.1～2912.29 (同 左) <u>2912.30—アルデヒドアルコール</u> —アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド 2912.41～2912.60 (同 左) (同 左) (A) アルデヒド</p> <p>(I) 飽和非環式アルデヒド</p> <p>(1) メタナール（ホルムアルデヒド）<u>$\text{H}\cdot\text{CHO}$</u>：メタノールを接触酸化して得られる。刺激臭を有する無色の気体で、水への溶解度が大きい。40%前後の水溶液は、ホルマリン又はホルモールとして知られている刺激性及び窒息性のにおいを有する無色の液体である。これら溶液は、安定剤としてメタノールを含むことがある。メタナールは広く応用され、有機合成（染料、爆薬、医療用品、有機タンニン剤、プラスチック等）、防腐剤、脱臭剤及び還元剤に使用する。</p> <p>(2) エタナール（アセトアルデヒド）<u>$\text{CH}_3\cdot\text{CHO}$</u>：エチルアルコールの酸化又はアセチレンから得られる粘性の低い無色の液体で刺激性の果物様のにおいを有し腐食性を有し、揮発性が大きく、引火性があり、水、アルコール及びエーテルに混合する。プラスチック、ワニスの有機合成に使用するほか防腐剤として医薬に使用する。</p> <p>(3) ブタナール（ノルマルーブチルアルデヒド）<u>$\text{CH}_3\cdot\text{CH}_2\cdot\text{CH}_2\cdot\text{CHO}$</u>：無色の液体で、水、アルコール及びエーテルに混合する。プラスチック、香料及びゴム加硫促進剤の製造に使用する。</p> <p>(4) ヘプタナール（ヘプトアルデヒド、エナントール）<u>$\text{CH}_3\cdot(\text{CH}_2)_5\cdot$</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ひまし油の蒸留によって得られる刺激臭を有する無色の液体である。 （5）（省略）	<u>CHO</u> : ひまし油の蒸留によって得られる刺激臭を有する無色の液体である。 （5）（同 左）
（II）不飽和非環式アルデヒド （1）プロペナール（アクリルアルデヒド、アクロレイン） <u>(CH₂=CHCHO)</u> : 脂肪性物質の燃焼によって生じる。特有の苦い不快臭を有する液体で有機合成に使用する。 （2）2-ブテナール（クロトンアルデヒド） <u>(CH₃CH=CHCHO)</u> : 粗製アルコールの初留物中に存在する。無色の液体で刺激臭を有する。 （3）及び（4）（省略）	（II）不飽和非環式アルデヒド （1）プロペナール（アクリルアルデヒド、アクロレイン） <u>(CH₂-CH·CHO)</u> : 脂肪性物質の燃焼によって生じる。特有の苦い不快臭を有する液体で有機合成に使用する。 （2）2-ブテナール（クロトンアルデヒド） <u>(CH₃·CH-CH·CHO)</u> : 粗製アルコールの初留物中に存在する。無色の液体で刺激臭を有する。 （3）及び（4）（同 左）
（III）（省略）	（III）（同 左）
（IV）芳香族アルデヒド （1）ベンズアルデヒド <u>(C₆H₅CHO)</u> : 屈折率の大きい無色の液体でビターアーモンドの特有臭を有する。有機合成、医薬等に使用する。 （2）シンナムアルデヒド <u>(C₆H₅CH=CHCHO)</u> : 黄色の油状液体で、桂皮の強い香気を有する。香料に使用する。 （3）及び（4）（省略） （5）フェニルアセトアルデヒド <u>(C₆H₅CH₂CHO)</u> : 顕著なヒヤシンスの香気を有する液体で、香料に使用する。	（IV）芳香族アルデヒド （1）ベンズアルデヒド <u>(C₆H₅·CHO)</u> : 屈折率の大きい無色の液体でビターアーモンドの特有臭を有する。有機合成、医薬等に使用する。 （2）シンナムアルデヒド <u>(C₆H₅·CH-CH·CHO)</u> : 黄色の油状液体で、桂皮の強い香気を有する。香料に使用する。 （3）及び（4）（同 左） （5）フェニルアセトアルデヒド <u>(C₆H₅·CH₂·CHO)</u> : 顕著なヒヤシンスの香気を有する液体で、香料に使用する。
<u>（B）アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール 及び他の酸素官能基を有するアルデヒド</u> <u>アルデヒドアルコールはアルデヒド官能基を有し、かつ、アルコール官能基を有する化合物である。</u> アルデヒドエーテルは、アルデヒド基（-CHO）を有するエーテルである。 アルデヒドフェノールはフェノール性水酸基（C ₆ H ₅ OH）とアルデヒド基（-CHO）を有する化合物である。 最も重要なアルデヒドアルコール、アルデヒドフェノール及びアルデヒドエーテルには次の物品がある。	<u>（B）アルデヒドアルコール</u> アルデヒドアルコールはアルデヒド官能基を有し、かつ、アルコール官能基を有する化合物である。 （1）アルドール（CH ₃ CH(OH)CH ₂ CHO）: アセトアルデヒドのアルドール縮合によって得られる。無色の液体であるが、静かに放置すると重合して結晶性の固体（パラアルドール）になる。有機合成、プラスチックの製造及び浮遊選鉱に使用する。 （2）ヒドロキシシトロネラールアルデヒド（C ₁₀ H ₂₀ O ₂ ）: 無色のやや粘ちような液体で非常に顕著なすずらんの香気を有する。香料の固定剤に使用する。 （3）グリコールアルデヒド（CH ₂ (OH)·CHO）: 無色の結晶である。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>及び浮遊選鉱に使用する。</u>	<u>(C) アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール</u> <u>及び他の酸素官能基を有するアルデヒド</u>
(2) ヒドロキシシトロネラールアルデヒド ($C_{10}H_{20}O_2$) : 無色のやや粘ちよう な液体で非常に顕著なすずらんの香気を有する。香料の固定剤に使用す る。	アルデヒドエーテルは、アルデヒド基 ($-CHO$) を有するエーテルである。 アルデヒドフェノールはフェノール性水酸基 (C_6H_5OH) とアルデヒド基 ($-CHO$) を有する化合物である。 最も重要なアルデヒドフェノール及びアルデヒドエーテルには次の物品が ある。
(3) グリコールアルデヒド ($CH_2(OH)CHO$) : 無色の結晶である。	(1) バニリン (4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド) : 3, 4 -ジヒドロキシベンズアルデヒド (プロトカテチュアルデヒド) のメチ ルエーテルで、バニラ中に存在する。光沢のある針状結晶又は白色の結 晶性粉末である。
(4) バニリン (4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド) : 3, 4 -ジヒドロキシベンズアルデヒド (プロトカテチュアルデヒド) のメチ ルエーテルで、バニラ中に存在する。光沢のある針状結晶又は白色の結 晶性粉末である。	(2) エチルバニリン (3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド) : 細かい白色結晶
(5) エチルバニリン (3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド) : 細かい白色結晶	(3) サリチルアルデヒド (オルト-ヒドロキシベンズアルデヒド) (HOC_6H_4CHO) : ビターアーモンドの特有臭を有する無色油状の液体で、合 成香料の製造に使用する。
(6) サリチルアルデヒド (オルト-ヒドロキシベンズアルデヒド) (HOC_6H_4CHO) : ビターアーモンドの特有臭を有する無色油状の液体で、合 成香料の製造に使用する。	(4) 3, 4-ジヒドロキシベンズアルデヒド (プロトカテチュアルデヒド) ($(HO)_2C_6H_3CHO$) : 光沢ある無色の結晶
(7) 3, 4-ジヒドロキシベンズアルデヒド (プロトカテチュアルデヒド) ($(HO)_2C_6H_3CHO$) : 光沢ある無色の結晶	(5) アニスアルデヒド (パラ-メトキシベンズアルデヒド) ($CH_3OC_6H_4CHO$) : アニス油又はういきょう油中に存在する。無色の液体でさんざしエッセ ンスの名で香料に使用される。
(8) アニスアルデヒド (パラ-メトキシベンズアルデヒド) ($CH_3OC_6H_4CHO$) : アニス油又はういきょう油中に存在する。無色の液体でさんざしエッセ ンスの名で香料に使用される。	<u>(C) アルデヒドの環式重合体</u> (省 略)
<u>(D) パラホルムアルデヒド</u> (省 略)	<u>(D) アルデヒドの環式重合体</u> (同 左)
29.13 第29.12項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化誘導体	29.13 第29.12項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化誘導体

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>最も重要なものはクロラール（トリクロロアセトアルデヒド）<u>Cl_3CCHO</u>である。無水のものは粘性の低い無色の液体で刺激臭を有する。催眠薬に使用する。</p> <p>この項は、29.05項に属する抱水クロラール<u>$\text{Cl}_3\text{CCH(OH)}_2$</u>（2, 2, 2-トリクロロエタン-1, 1-ジオール）を含まない。</p>	<p>最も重要なものはクロラール（トリクロロアセトアルデヒド）<u>$\text{CCl}_3 \cdot \text{CHO}$</u>である。無水のものは粘性の低い無色の液体で刺激臭を有する。催眠薬に使用する。</p> <p>この項は、29.05項に属する抱水クロラール<u>$\text{CCl}_3 \cdot \text{CH(OH)}_2$</u>（2, 2, 2-トリクロロエタン-1, 1-ジオール）を含まない。</p>
(省 略)	(同 左)
<p>29.14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>2914. 1～2914. 19 (省 略)</p> <p>－飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）</p> <p>(削 除)</p> <p>2914. 22～2914. 70 (省 略)</p>	<p>29.14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>2914. 1～2914. 19 (同 左)</p> <p>－飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）</p> <p><u>2914. 21—しょう脳</u></p> <p>2914. 22～2914. 70 (同 左)</p>
(省 略)	(同 左)
(A) ケトン	(A) ケトン
(省 略)	(同 左)
(I) 非環式ケトン	(I) 非環式ケトン
(1) アセトン（プロパノン） <u>CH_3COCH_3</u> ：アセトンは木材の乾留物（メチルアルコール及び粗木酢）中に存在するが、主として、合成によって製造される。エーテル様の芳香を有する無色の液体で、有機合成に広く使用するほかプラスチックの製造、アセチレン、アセチルセルロース及び樹脂の溶剤として使用する。	(1) アセトン（プロパノン） <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> ：アセトンは木材の乾留物（メチルアルコール及び粗木酢）中に存在するが、主として、合成によって製造される。エーテル様の芳香を有する無色の液体で、有機合成に広く使用するほかプラスチックの製造、アセチレン、アセチルセルロース及び樹脂の溶剤として使用する。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) ブタノン (メチルエチルケトン) <u>$\text{CH}_3\text{COC}_2\text{H}_5$</u> : 無色の液体で、てん菜糖みつからアルコールを蒸留する際の副産物中に存在する。また、第二ブチルアルコールの酸化によっても得られる。</p> <p>(3) 4-メチルペンタン-2-オン (メチルイソブチルケトン) <u>$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COCH}_3$</u> : 芳香を有する液体でニトロセルロース、ガム及び樹脂の溶剤として使用する。</p> <p>(4) ~ (7) (省略)</p> <p>(8) ジアセチル <u>$\text{CH}_3\text{COCOCH}_3$</u> : 緑黄色の液体でキノン様の刺激臭を有する。バター及びマーガリンの香料として使用される。</p> <p>(9) アセチルアセトン <u>$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{COCH}_3$</u> : 芳香を有する無色の液体で有機合成に使用する。</p> <p>(10) アセトニルアセトン <u>$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}_2\text{COCH}_3$</u> : 芳香を有する無色の液体で有機合成に使用する。</p> <p>(II) (省略)</p> <p>(III) 芳香族ケトン</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ベンジリデンアセトン <u>$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CHCOCH}_3$</u> : スイートピーの香気を有する無色の結晶である。</p> <p>(3) アセトフェノン <u>$\text{CH}_3\text{COC}_6\text{H}_5$</u> : 無色又は黄色の油状液体で芳香がある。香料、有機合成に使用する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) メチルアセトフェノン <u>$\text{CH}_3\text{C}_6\text{H}_4\text{COCH}_3$</u> : 無色又は黄色の液体で芳香を有する。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) ベンゾフェノン <u>$\text{C}_6\text{H}_5\text{COC}_6\text{H}_5$</u> : 無色又は淡黄色の結晶でエーテル様の芳香を有する。合成香料の製造及び有機合成に使用する。</p> <p>(8) 及び (9) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(B) ケトンアルコール</p> <p>ケトンアルコールはアルコール官能基を有し、かつ、ケトン官能基を有する化合物である。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(2) ブタノン (メチルエチルケトン) <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{C}_2\text{H}_5$</u> : 無色の液体で、てん菜糖みつからアルコールを蒸留する際の副産物中に存在する。また、第二ブチルアルコールの酸化によっても得られる。</p> <p>(3) 4-メチルペンタン-2-オン (メチルイソブチルケトン) <u>$(\text{CH}_3)_2 \cdot \text{CH} \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> : 芳香を有する液体でニトロセルロース、ガム及び樹脂の溶剤として使用する。</p> <p>(4) ~ (7) (同左)</p> <p>(8) ジアセチル <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> : 緑黄色の液体でキノン様の刺激臭を有する。バター及びマーガリンの香料として使用される。</p> <p>(9) アセチルアセトン <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> : 芳香を有する無色の液体で有機合成に使用する。</p> <p>(10) アセトニルアセトン <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> : 芳香を有する無色の液体で有機合成に使用する。</p> <p>(II) (同左)</p> <p>(III) 芳香族ケトン</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) ベンジリデンアセトン <u>$\text{C}_6\text{H}_5 \cdot \text{CH}=\text{CH} \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> : スイートピーの香気を有する無色の結晶である。</p> <p>(3) アセトフェノン <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{C}_6\text{H}_5$</u> : 無色又は黄色の油状液体で芳香がある。香料、有機合成に使用する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) メチルアセトフェノン <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{C}_6\text{H}_4 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_3$</u> : 無色又は黄色の液体で芳香を有する。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) ベンゾフェノン <u>$\text{C}_6\text{H}_5 \cdot \text{CO} \cdot \text{C}_6\text{H}_5$</u> : 無色又は淡黄色の結晶でエーテル様の芳香を有する。合成香料の製造及び有機合成に使用する。</p> <p>(8) 及び (9) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(B) ケトンアルコール</p> <p>ケトンアルコールはアルコール官能基を有し、かつ、ケトン官能基を有する化合物である。</p> <p>(1) (同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) アセトール (アセチルカルビノール) <u>$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{OH}$</u> : 刺激臭を有する無色の液体でセルロースワニス及び樹脂の溶媒として使用する。</p> <p>(C) 及び (D) (省略)</p> <p>(E) キノン</p> <p>(省略)</p> <p>(1) アントラキノン <u>$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CO})_2\text{C}_6\text{H}_4$</u> : 黄色針状結晶で、粉碎したものは白色粉末である。染料製造に使用する。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>(F) 及び (G) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(2) アセトール (アセチルカルビノール) <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{CH}_2\text{OH}$</u> : 刺激臭を有する無色の液体でセルロースワニス及び樹脂の溶媒として使用する。</p> <p>(C) 及び (D) (同左)</p> <p>(E) キノン</p> <p>(同左)</p> <p>(1) アントラキノン <u>$\text{C}_6\text{H}_4 \cdot (\text{CO})_2 \cdot \text{C}_6\text{H}_4$</u> : 黄色針状結晶で、粉碎したものは白色粉末である。染料製造に使用する。</p> <p>(2) ~ (6) (同左)</p> <p>(F) 及び (G) (同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>第 7 節</p> <p>カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>総 説</p> <p>この節は、カルボキシル基と呼ばれる特性基 ($-\text{COOH}$) を有するカルボン酸を含む。理論上、オルトカルボン酸 <u>RC(OH)_3</u> は水和したカルボン酸 <u>$\text{RCOOH} + \text{H}_2\text{O} = \text{RC(OH)}_3$</u> と見なせるので、当該項はオルトカルボン酸を含む。ただし、実際には、オルトカルボン酸は遊離の状態で存在しない。しかし、これらは、安定なエステル（オルトエステルであり、これは水和したカルボン酸のエステルと見なせる。）を作ることができる。</p> <p>(省略)</p>	<p>第 7 節</p> <p>カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>総 説</p> <p>この節は、カルボキシル基と呼ばれる特性基 ($-\text{COOH}$) を有するカルボン酸を含む。理論上、オルトカルボン酸 <u>$\text{R} \cdot \text{C} \cdot (\text{OH})_3$</u> は水和したカルボン酸 <u>$\text{R} \cdot \text{COOH} + \text{H}_2\text{O} = \text{R} \cdot \text{C}(\text{OH})_3$</u> と見なせるので、当該項はオルトカルボン酸を含む。ただし、実際には、オルトカルボン酸は遊離の状態で存在しない。しかし、これらは、安定なエステル（オルトエステルであり、これは水和したカルボン酸のエステルと見なせる。）を作ることができる。</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>カルボン酸から水酸基 ($-OH$) を取り除いて残る基をアシル基と呼び、一般式 <u>$RCO-$</u> で表す。</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 酸無水物</p> <p>酸無水物は、一塩基酸 2 分子から又は二塩基酸 1 分子から水分子 1 個が離脱して生じる。酸無水物は、特有の原子団 <u>$(-C(0)OC(0)-)$</u> を有する化合物をいう。</p> <p>(B) 酸ハロゲン化物</p> <p>酸のハロゲン化物（例えば、塩化物及び臭化物）は一般式 <u>$RCOX$</u>、ここで X はハロゲン）を有する。すなわち、これらの化合物は、アシル基に塩素、臭素その他のハロゲンを結合した式で表わされる。</p> <p>(C) 酸過酸化物</p> <p>酸過酸化物は、2 個のアシル基が 2 個の酸素原子で結合した化合物であり、その一般式は <u>$(RC(0)OOC(0)R)$</u> である。</p> <p>(D) 過酸</p> <p>過酸 (peroxyacids) は一般式 <u>$(RC(0)OOH)$</u> を有する。</p> <p>(E) 酸のエステル</p> <p>カルボン酸のエステルは、カルボキシル基 ($-COOH$) の水素原子をアルキル基又はアリール基と置換した化合物で、一般式 <u>$(RC(0)OR')$</u> で表わされる。ここで、R、R' はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）である。</p> <p>(F) 酸の塩</p> <p>カルボン酸の塩は、カルボキシル基 ($-COOH$) の水素原子を無機陽イオン（例えば、ナトリウム、カリウム、アンモニウム）と置換したものである。これらは一般式 <u>$(RC(0)OM)$</u> で表わされる。ここで、R はアルキル基、アリー</p>	<p>カルボン酸から水酸基 ($-OH$) を取り除いて残る基をアシル基と呼び、一般式 <u>$R \cdot CO-$</u> で表す。</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 酸無水物</p> <p>酸無水物は、一塩基酸 2 分子から又は二塩基酸 1 分子から水分子 1 個が離脱して生じる。酸無水物は、特有の原子団 <u>$(-CO \cdot O \cdot OC-)$</u> を有する化合物をいう。</p> <p>(B) 酸ハロゲン化物</p> <p>酸のハロゲン化物（例えば、塩化物及び臭化物）は一般式 <u>$R \cdot CO \cdot X$</u>、ここで X はハロゲン）を有する。すなわち、これらの化合物は、アシル基に塩素、臭素その他のハロゲンを結合した式で表わされる。</p> <p>(C) 酸過酸化物</p> <p>酸過酸化物は、2 個のアシル基が 2 個の酸素原子で結合した化合物であり、その一般式は <u>$(R \cdot CO-O-O-CO \cdot R)$</u> である。</p> <p>(D) 過酸</p> <p>過酸 (peroxyacids) は一般式 <u>$(R \cdot CO \cdot O \cdot OH)$</u> を有する。</p> <p>(E) 酸のエステル</p> <p>カルボン酸のエステルは、カルボキシル基 ($-COOH$) の水素原子をアルキル基又はアリール基と置換した化合物で、一般式 <u>$(RCOO R')$</u> で表わされる。ここで、R、R' はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）である。</p> <p>(F) 酸の塩</p> <p>カルボン酸の塩は、カルボキシル基 ($-COOH$) の水素原子を無機陽イオン（例えば、ナトリウム、カリウム、アンモニウム）と置換したものである。これらは一般式 <u>$(R \cdot CO \cdot OM)$</u> で表わされる。ここで、R はアルキル基、アリー</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ル基又はアルカリール基で、Mは金属又はその他の無機陽イオンである。</p> <p style="text-align: center;">(G) (省 略)</p> <p>29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(I) ぎ酸 (<u>HC_{OOH}</u>) 並びにその塩及びエステル</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) ぎ酸の主な塩には次の物品がある。</p> <p>(1) ぎ酸ナトリウム (<u>HC_{OONa}</u>)：結晶性白色粉末で潮解性があり、医薬、皮なめし用及び有機合成に使用する。</p> <p>(2) ぎ酸カルシウム (<u>(HC_{OOC})₂Ca</u>)：結晶である。</p> <p>(3) ぎ酸アルミニウム (<u>(HC_{OOC})₃Al</u>)：白色の粉末で、繊維工業で媒染剤及び防水用に使用される。なお、塩基性ぎ酸アルミニウムは通常水溶液として使用する。</p> <p>(4) ぎ酸ニッケル (<u>(HC_{OOC})₂Ni</u>)：油の水素添加用触媒として使用する。</p> <p>(c) ぎ酸の主なエステルには次の物品がある。</p> <p>(1) ぎ酸メチル (<u>HC_{OOCCH₃}</u>)：芳香を有する無色の液体である。</p> <p>(2) ぎ酸エチル (<u>HC_{OOC}C₂H₅</u>)：無色の粘性の低い液体で、揮発性及び引火性があり、ラム酒臭を有する。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(II) 酢酸 (<u>CH₃COOH</u>) 及びその塩及びエステル</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 酢酸の主な塩には次の物品がある。</p> <p>(1) 酢酸ナトリウム (<u>CH₃COONa</u>)：無色無臭の結晶又は無水物は白色若しくは淡黄色粉末で、媒染剤として使用するほか各種の化学品製造に使用する。</p>	<p>ル基又はアルカリール基で、Mは金属又はその他の無機陽イオンである。</p> <p style="text-align: center;">(G) (同 左)</p> <p>29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(I) ぎ酸 (<u>H · COOH</u>) 並びにその塩及びエステル</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) ぎ酸の主な塩には次の物品がある。</p> <p>(1) ぎ酸ナトリウム (<u>H · COO · Na</u>)：結晶性白色粉末で潮解性があり、医薬、皮なめし用及び有機合成に使用する。</p> <p>(2) ぎ酸カルシウム (<u>(H · COO)₂ · Ca</u>)：結晶である。</p> <p>(3) ぎ酸アルミニウム (<u>(H · COO)₃ · Al</u>)：白色の粉末で、繊維工業で媒染剤及び防水用に使用される。なお、塩基性ぎ酸アルミニウムは通常水溶液として使用する。</p> <p>(4) ぎ酸ニッケル (<u>(H · COO)₂ · Ni</u>)：油の水素添加用触媒として使用する。</p> <p>(c) ぎ酸の主なエステルには次の物品がある。</p> <p>(1) ぎ酸メチル (<u>H · COO · CH₃</u>)：芳香を有する無色の液体である。</p> <p>(2) ぎ酸エチル (<u>H · COO · C₂H₅</u>)：無色の粘性の低い液体で、揮発性及び引火性があり、ラム酒臭を有する。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(II) 酢酸 (<u>CH₃ · COOH</u>) 及びその塩及びエステル</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 酢酸の主な塩には次の物品がある。</p> <p>(1) 酢酸ナトリウム (<u>CH₃ · COO · Na</u>)：無色無臭の結晶又は無水物は白色若しくは淡黄色粉末で、媒染剤として使用するほか各種の化学品製造に使用する。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 酢酸コバルト $((\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Co})$: 酢酸臭を有する紫赤色結晶で潮解性がある。</p> <p>(3) 酢酸カルシウム $((\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Ca})$: 純粋のものは無色の結晶</p> <p>(4) 塩基性酢酸銅 $(\text{CH}_3\text{COOCuOH})$: 針状結晶又は小フレーク状結晶で青色。空気に触れると風解し、緑色となる。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 酢酸鉛、中性塩 $((\text{CH}_3\text{COO})_2\text{Pb})$ 又は塩基性塩（例えば、$\text{Pb}(\text{CH}_3\text{COO})_2 \cdot 3\text{PbO} \cdot \text{H}_2\text{O}$）: 中性酢酸塩は、無色又は微黄色若しくは微青色の結晶で有毒である。塩基性酢酸塩は密度の大きい白色粉末で、医薬用及び化学分析試薬に使用する。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(c) 酢酸の主なエステルには次の物品がある。</p> <p>(1) 酢酸メチル $(\text{CH}_3\text{COOCH}_3)$: 木材の乾留物中に存在する。果実様の香気を有する液体で、人造果実エッセンスの製造用及び脂肪、樹脂及びニトロセルロース等の溶剤として使用する。</p> <p>(2) 酢酸エチル $(\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5)$: 無色の非常に粘性の低い液体で引火性が強く、果実様の香気がある。不純物としてエチルアルコールを含むものがニトロセルロース、ワニス等の溶剤として、また、抗けいれん剤、鎮痛剤とし医薬にも使用する。</p> <p>(3) 酢酸ビニル $(\text{CH}_3\text{COOCH=CH}_2)$: 特有の臭気がある無色の液体で、単量体はポリ（酢酸ビニル）(39.05項の重合体) の製造に使用する。</p> <p>(4) ~ (9) (省略)</p> <p>(10) グリセリン酢酸エステル（モノアセチン、ジアセチン、トリアセチン）この項には、また、無水酢酸 $((\text{CH}_3\text{CO})_2\text{O}$）も含む。無水酢酸は無色の液体で強い刺激臭を有し、腐食性がある。化学合成に使用する。</p> <p>(III) モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル</p> <p>(a) モノクロロ酢酸 $(\text{ClCH}_2\text{COOH})$: 無色の結晶</p> <p>(b) ジクロロ酢酸 $(\text{Cl}_2\text{CHCOOH})$: 無色の液体</p> <p>(c) トリクロロ酢酸 $(\text{Cl}_3\text{CCOOH})$: 刺激臭を有する無色の結晶で、有機</p>	<p>(2) 酢酸コバルト $((\text{CH}_3 \cdot \text{COO})_2 \cdot \text{Co})$: 酢酸臭を有する紫赤色結晶で潮解性がある。</p> <p>(3) 酢酸カルシウム $((\text{CH}_3 \cdot \text{COO})_2 \cdot \text{Ca})$: 純粋のものは無色の結晶</p> <p>(4) 塩基性酢酸銅 $(\text{CH}_3 \cdot \text{COO} \cdot \text{Cu} \cdot \text{OH})$: 針状結晶又は小フレーク状結晶で青色。空気に触れると風解し、緑色となる。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 酢酸鉛、中性塩 $((\text{CH}_3 \cdot \text{COO})_2\text{Pb})$ 又は塩基性塩（例えば、$\text{Pb}(\text{CH}_3\text{COO})_2 \cdot 3\text{PbO} \cdot \text{H}_2\text{O}$）: 中性酢酸塩は、無色又は微黄色若しくは微青色の結晶で有毒である。塩基性酢酸塩は密度の大きい白色粉末で、医薬用及び化学分析試薬に使用する。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(c) 酢酸の主なエステルには次の物品がある。</p> <p>(1) 酢酸メチル $(\text{CH}_3 \cdot \text{COO} \cdot \text{CH}_3)$: 木材の乾留物中に存在する。果実様の香気を有する液体で、人造果実エッセンスの製造用及び脂肪、樹脂及びニトロセルロース等の溶剤として使用する。</p> <p>(2) 酢酸エチル $(\text{CH}_3 \cdot \text{COO} \cdot \text{C}_2\text{H}_5)$: 無色の非常に粘性の低い液体で引火性が強く、果実様の香気がある。不純物としてエチルアルコールを含むものがニトロセルロース、ワニス等の溶剤として、また、抗けいれん剤、鎮痛剤とし医薬にも使用する。</p> <p>(3) 酢酸ビニル $(\text{CH}_3 \cdot \text{COO} \cdot \text{CH=CH}_2)$: 特有の臭気がある無色の液体で、単量体はポリ（酢酸ビニル）(39.05項の重合体) の製造に使用する。</p> <p>(4) ~ (9) (同左)</p> <p>(10) グリセリン酢酸エステル（モノアセチン、ジアセチン、トリアセチン）この項には、また、無水酢酸 $((\text{CH}_3 \cdot \text{CO})_2\text{O}$）も含む。無水酢酸は無色の液体で強い刺激臭を有し、腐食性がある。化学合成に使用する。</p> <p>(III) モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル</p> <p>(a) モノクロロ酢酸 $(\text{CH}_2 \cdot \text{Cl} \cdot \text{COOH})$: 無色の結晶</p> <p>(b) ジクロロ酢酸 $(\text{CH} \cdot \text{Cl}_2 \cdot \text{COOH})$: 無色の液体</p> <p>(c) トリクロロ酢酸 $(\text{CCl}_3 \cdot \text{COOH})$: 刺激臭を有する無色の結晶で、有</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合成及び医薬に使用する。</p> <p>(IV) プロピオン酸 <u>$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$</u> 並びにその塩及びエステル プロピオン酸は酢酸に類似した臭気を有する液体である。</p> <p>(V) 及び (VI) (省 略)</p> <p>(VII) パルミチン酸 <u>$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{14}\text{COOH}$</u> 並びにその塩及びエステル (省 略)</p> <p>(VIII) ステアリン酸 <u>$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_{16}\text{COOH}$</u> 並びにその塩及びエステル (省 略)</p> <p>(IX) この項のその他の物品には、次のものを含む。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 塩化アセチル <u>CH_3COCl</u> : 無色の液体で、空気に触れると眼を刺激する蒸気を発し、強い臭気を有する。</p> <p>(c) 臭化アセチル <u>CH_3COBr</u> : 塩化アセチルと同じ特性を有し、有機合成に使用する。</p> <p>(d) ~ (f) (省 略) (省 略)</p>	<p>機合成及び医薬に使用する。</p> <p>(IV) プロピオン酸 <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{COOH}$</u> 並びにその塩及びエステル プロピオン酸は酢酸に類似した臭気を有する液体である。</p> <p>(V) 及び (VI) (同 左)</p> <p>(VII) パルミチン酸 <u>$\text{CH}_3 \cdot (\text{CH}_2)_{14} \cdot \text{COOH}$</u> 並びにその塩及びエステル (同 左)</p> <p>(VIII) ステアリン酸 <u>$\text{CH}_3 \cdot (\text{CH}_2)_{16} \cdot \text{COOH}$</u> 並びにその塩及びエステル (同 左)</p> <p>(IX) この項のその他の物品には、次のものを含む。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 塩化アセチル <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{Cl}$</u> : 無色の液体で、空気に触れると眼を刺激する蒸気を発し、強い臭気を有する。</p> <p>(c) 臭化アセチル <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{CO} \cdot \text{Br}$</u> : 塩化アセチルと同じ特性を有し、有機合成に使用する。</p> <p>(d) ~ (f) (同 左) (同 左)</p>
<p>29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>－不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体</p> <p>2916.11~2916.15 (省 略)</p> <p><u>2916.16—ビナパクリル (I S O)</u></p> <p>2916.19 及び 2916.20 (省 略)</p> <p>－芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過</p>	<p>29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>－不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体</p> <p>2916.11~2916.15 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>2916.19 及び 2916.20 (同 左)</p> <p>－芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 2916.31～2916.34 (省 略) (削 除) (削 除)	酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 2916.31～2916.34 (同 左) <u>2916.35—フェニル酢酸のエステル</u> <u>2916.36—ビナパクリル (ISO)</u> 2916.39 (同 左)
2916.39 (省 略) (省 略)	(同 左)
(A) 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその塩 及びエステルその他の誘導体 (1) アクリル酸 ($\text{CH}_2=\text{CHCOOH}$) : 刺激臭のある無色の液体。容易に重合し、 ポリアクリル酸その他のアクリル重合体の単量体である。 (2) ~ (6) (省 略) (B) (省 略)	(A) 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその塩 及びエステルその他の誘導体 (1) アクリル酸 ($\text{CH}_2=\text{CH} \cdot \text{COOH}$) : 刺激臭のある無色の液体。容易に重合 し、ポリアクリル酸その他のアクリル重合体の単量体である。 (2) ~ (6) (同 左) (B) (同 左)
(C) 芳香族飽和モノカルボン酸並びにその塩 及びエステルその他の誘導体 (1) 安息香酸 ($\text{C}_6\text{H}_5\text{COOH}$) : ある種の樹脂及びバルサム中に存在する。合成 によっても製造される。白色針状又は光沢ある白色フレーク状の結晶で、 純粋なものは無臭で防腐剤に使用する。 (省 略)	(C) 芳香族飽和モノカルボン酸並びにその塩 及びエステルその他の誘導体 (1) 安息香酸 ($\text{C}_6\text{H}_5 \cdot \text{COOH}$) : ある種の樹脂及びバルサム中に存在する。合 成によっても製造される。白色針状又は光沢ある白色フレーク状の結晶 で、純粋なものは無臭で防腐剤に使用する。 (同 左)
この項には、次の安息香酸誘導体を含む。 (a) (省 略) (b) 塩化ベンゾイル ($\text{C}_6\text{H}_5\text{COCl}$) : 白色結晶。特有臭を有する無色の液 体で催涙性を持ち、空気中で発煙する。 (c) ニトロ安息香酸（オルトー、メター及びパラー）($\text{O}_2\text{NC}_6\text{H}_4\text{COOH}$) (d) 塩化ニトロベンゾイル（オルトー、メター及びパラー） <u>$\text{O}_2\text{NC}_6\text{H}_4\text{COCl}$</u> (e) クロロ安息香酸 ($\text{ClC}_6\text{H}_4\text{COOH}$)	この項には、次の安息香酸誘導体を含む。 (a) (同 左) (b) 塩化ベンゾイル ($\text{C}_6\text{H}_5 \cdot \text{CO} \cdot \text{Cl}$) : 白色結晶。特有臭を有する無色 の液体で催涙性を持ち、空気中で発煙する。 (c) ニトロ安息香酸（オルトー、メター及びパラー）($\text{NO}_2 \cdot \text{C}_6\text{H}_4 \cdot \text{COOH}$) (d) 塩化ニトロベンゾイル（オルトー、メター及びパラー） <u>$\text{NO}_2 \cdot \text{C}_6\text{H}_4 \cdot \text{CO} \cdot \text{Cl}$</u> (e) クロロ安息香酸 ($\text{Cl} \cdot \text{C}_6\text{H}_4 \cdot \text{COOH}$)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(f) ジクロロ安息香酸 (<u>Cl₂C₆H₃COOH</u>) (2) 及び (3) (省略)</p> <p>(D) 芳香族不飽和モノカルボン酸並びにその塩 及びエステルその他の誘導体 けい皮酸 (<u>C₆H₅CH=CHCOOH</u>) は、けい皮油、トルーバルサム又はペリーバルサム中に存在する無色の結晶である。 (省略)</p>	<p>(f) ジクロロ安息香酸 (<u>Cl₂ · C₆H₃ · COOH</u>) (2) 及び (3) (同左)</p> <p>(D) 芳香族不飽和モノカルボン酸並びにその塩 及びエステルその他の誘導体 けい皮酸 (<u>C₆H₅CH=CH · COOH</u>) は、けい皮油、トルーバルサム又はペリーバルサム中に存在する無色の結晶である。 (同左)</p>
<p>29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)</p> <p>(A) 非環式ポリカルボン酸並びにこれらの エステル、塩及びその他の誘導体 (1) しゅう酸 (<u>HOOCCOOH</u>) : 無色透明で無臭の細かい結晶で有毒である。織物や皮の漂白剤、織物工業における媒染剤及び有機合成に使用する。 (省略)</p> <p>(2) アジピン酸 (<u>HOOC(CH₂)₄COOH</u>) : 無色の針状結晶で、特にポリアミド等のプラスチックの製造に使用する。 (3) ~ (5) (省略) (6) マレイン酸 (<u>HOOCCH=CHCOOH</u>) : 大きな無色の結晶又はブロック状で特にプラスチック（例えば、ポリエステル）の製造に使用する。 (7) マロン酸 (<u>HOOCCH₂COOH</u>) : 大きな無色のフレーク状結晶である。最も重要なエステルは、マロン酸ジエチルで、有機合成（例えば、バルビツール酸塩のような医薬の合成）に使用する。</p>	<p>29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (同左)</p> <p>(A) 非環式ポリカルボン酸並びにこれらの エステル、塩及びその他の誘導体 (1) しゅう酸 (<u>HOOC · COOH</u>) : 無色透明で無臭の細かい結晶で有毒である。織物や皮の漂白剤、織物工業における媒染剤及び有機合成に使用する。 (同左)</p> <p>(2) アジピン酸 (<u>HOOC · (CH₂)₄ · COOH</u>) : 無色の針状結晶で、特にポリアミド等のプラスチックの製造に使用する。 (3) ~ (5) (同左) (6) マレイン酸 (<u>HOOC · CH=CH · COOH</u>) : 大きな無色の結晶又はブロック状で特にプラスチック（例えば、ポリエステル）の製造に使用する。 (7) マロン酸 (<u>HOOC · CH₂ · COOH</u>) : 大きな無色のフレーク状結晶である。最も重要なエステルは、マロン酸ジエチルで、有機合成（例えば、バルビツール酸塩のような医薬の合成）に使用する。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(8) こはく酸 <u>(HOOC(CH₂)₂COOH)</u> : 無色透明で無臭の結晶。有機合成に使用する。</p> <p style="text-align: center;">(B) (省略)</p> <p>(C) 芳香族ポリカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体</p> <p>(1) 無水フタル酸 <u>(C₆H₄(CO)₂O)</u> : 半透明の白色針状結晶、結晶質の塊又は白色のフレークで非常に軽くかさ高であり、特有のにおいがある。有機合成（プラスチック（アルキド樹脂）、可塑剤等の合成）に使用する。</p> <p>(2) 及び (3) (省略)</p>	<p>(8) こはく酸 <u>(HOOC · (CH₂)₂ · COOH)</u> : 無色透明で無臭の結晶。有機合成に使用する。</p> <p style="text-align: center;">(B) (同左)</p> <p>(C) 芳香族ポリカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体</p> <p>(1) 無水フタル酸 <u>(C₆H₄ · (CO)₂O)</u> : 半透明の白色針状結晶、結晶質の塊又は白色のフレークで非常に軽くかさ高であり、特有のにおいがある。有機合成（プラスチック（アルキド樹脂）、可塑剤等の合成）に使用する。</p> <p>(2) 及び (3) (同左)</p>
<p>29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(A) アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(1) 乳酸 <u>(CH₃CH(OH)COOH)</u> : ぶどう糖又は前もって転化した甘じや糖を乳酸発酵させて製造する。非常に吸水性の強い結晶性の塊又は密度の大きい粘ちような液体で無色又は淡黄色である。医薬用、染色用及び皮の脱灰用に使用する。この項の乳酸は工業用乳酸、商慣行上の乳酸又は医薬用乳酸であるかないかを問わない。工業用乳酸は、黄色からかっ色で、不快な酸臭を有する。商慣行上の乳酸又は医薬用の乳酸は通常75%以上の乳酸を含有している。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(A) アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(1) 乳酸 <u>(CH₃ · CH(OH) · COOH)</u> : ぶどう糖又は前もって転化した甘じや糖を乳酸発酵させて製造する。非常に吸水性の強い結晶性の塊又は密度の大きい粘ちような液体で無色又は淡黄色である。医薬用、染色用及び皮の脱灰用に使用する。この項の乳酸は工業用乳酸、商慣行上の乳酸又は医薬用乳酸であるかないかを問わない。工業用乳酸は、黄色からかっ色で、不快な酸臭を有する。商慣行上の乳酸又は医薬用の乳酸は通常75%以上の乳酸を含有している。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) 酒石酸 <u>(HOOCCH(OH)CH(OH)COOH)</u> : 無色透明の結晶で染色、写真、ベーキングパウダーの製造、ぶどう酒醸造及び医薬に使用する。 (省略)	(2) 酒石酸 <u>(HOOC·CH(OH)·CH(OH)·COOH)</u> : 無色透明の結晶で染色、写真、ベーキングパウダーの製造、ぶどう酒醸造及び医薬に使用する。 (同左)
(3) ~ (6) (省略)	(3) ~ (6) (同左)
(7) りんご酸 <u>(HOOCCH(OH)CH₂COOH)</u> : 潤解性の無色、結晶性の塊で有機合成、医薬等に使用する。	(7) りんご酸 <u>(HOOC·CH(OH)·CH₂·COOH)</u> : 潤解性の無色、結晶性の塊で有機合成、医薬等に使用する。
(B) フェノール官能のカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体 フェノール酸とは、カルボキシル基 (-COOH) と 1 個以上の水酸基 (-OH) をその核中に有する環式 (芳香族系) の酸をいう。最も単純なフェノール酸は、一般式 <u>(HO-C₆H₄-COOH)</u> で示される。 (I) サリチル酸 (オルトヒドロキシ安息香酸) <u>(HO-C₆H₄-COOH)</u> : 白色のかさ高いフレーク状結晶又は白色の軽い無臭の粉末で、広く、医薬用及びアゾ染料の製造等にも使用する。 (省略)	(B) フェノール官能のカルボン酸並びにそのエステル、塩及びその他の誘導体 フェノール酸とは、カルボキシル基 (-COOH) と 1 個以上の水酸基 (-OH) をその核中に有する環式 (芳香族系) の酸をいう。最も単純なフェノール酸は、一般式 <u>(OH·C₆H₄·COOH)</u> で示される。 (I) サリチル酸 (オルトヒドロキシ安息香酸) <u>(OH·C₆H₄-COOH)</u> : 白色のかさ高いフレーク状結晶又は白色の軽い無臭の粉末で、広く、医薬用及びアゾ染料の製造等にも使用する。 (同左)
(II) オルトーアセチルサリチル酸 <u>(CH₃C(O)OC₆H₄-COOH)</u> : 無臭の白色結晶粉末で医薬に使用する。	(II) オルトーアセチルサリチル酸 <u>(CH₃·COOC₆H₄·COOH)</u> : 無臭の白色結晶粉末で医薬に使用する。
(III) ~ (VI) (省略)	(III) ~ (VI) (同左)
(VII) 没食子酸 <u>((HO)₃C₆H₂-COOH)</u> : 没食子から得られる。細かい光沢を持ち絹状の無色又は淡黄色の無臭の結晶で、染料及びインキの製造、写真、皮なめしの媒染剤等に使用する。	(VII) 没食子酸 <u>((OH)₃·C₆H₂·COOH)</u> : 没食子から得られる。細かい光沢を持ち絹状の無色又は淡黄色の無臭の結晶で、染料及びインキの製造、写真、皮なめしの媒染剤等に使用する。
(省略)	(同左)
(VIII) 及び (IX) (省略)	(VIII) 及び (IX) (同左)
(C) (省略)	(C) (同左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(D) その他の酸素官能基を有するカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 アニス酸 <u>$\text{CH}_3\text{OC}_6\text{H}_4\text{COOH}$</u> は、アニスアルデヒド、アнетール及びアニス油の酸化によって得られる。かすかにアнетールの香気を持つ無色の結晶で、防腐剤として医薬用又は染料製造用に使用する。</p>	<p>(D) その他の酸素官能基を有するカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 アニス酸 <u>$\text{CH}_3\text{O}\cdot\text{C}_6\text{H}_4\cdot\text{COOH}$</u> は、アニスアルデヒド、アнетール及びアニス油の酸化によって得られる。かすかにアнетールの香気を持つ無色の結晶で、防腐剤として医薬用又は染料製造用に使用する。</p>
<p>第 8 節</p> <p>非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>総 説</p> <p>(A) 非金属の無機酸のエステル 無機酸のエステルは、通常、非金属の無機酸とアルコール又はフェノールの反応によって生じ、一般式 <u>ROX</u> (ここで、Rはアルコール又はフェノールに由来する基であり、Xは酸基として知られる無機酸分子の残基である。) を有する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(B) (省 略)</p>	<p>第 8 節</p> <p>非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>総 説</p> <p>(A) 非金属の無機酸のエステル 無機酸のエステルは、通常、非金属の無機酸とアルコール又はフェノールの反応によって生じ、一般式 <u>$\text{R}\cdot\text{O}\cdot\text{X}$</u> (ここで、Rはアルコール又はフェノールに由来する基であり、Xは酸基として知られる無機酸分子の残基である。) を有する。</p> <p>(同 左)</p> <p>(B) (同 左)</p>
<p>29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(省 略)</p> <p>この項のエステルには、次の物品を含む。 (A) (省 略)</p>	<p>29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(同 左)</p> <p>この項のエステルには、次の物品を含む。 (A) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(B) 硫酸エステル及びその塩 硫酸エステルは、中性又は酸性である。</p> <p>(1) 硫酸水素メチル <u>(CH_3OSO_2OH)</u> : 油状の液体である。</p> <p>(2) 硫酸ジメチル <u>$((CH_3O)_2SO_2$</u> : 無色又は淡黄色の液体で、かすかなミントの香気を有し、有毒で腐食性及び催涙性があり、呼吸器系を刺激する。有機合成に使用する。</p> <p>(3) 硫酸水素エチル <u>$(C_2H_5OSO_2OH)$</u> : 粘ちような液体である。</p> <p>(4) 硫酸ジエチル <u>$((C_2H_5O)_2SO_2$</u> : ミントの香気を有する液体である。</p> <p>(C) ~ (E) (省略)</p>	<p>(B) 硫酸エステル及びその塩 硫酸エステルは、中性又は酸性である。</p> <p>(1) 硫酸水素メチル <u>$(CH_3 \cdot O \cdot SO_2 \cdot OH)$</u> : 油状の液体である。</p> <p>(2) 硫酸ジメチル <u>$((CH_3O)_2 \cdot SO_2$</u> : 無色又は淡黄色の液体で、かすかなミントの香気を有し、有毒で腐食性及び催涙性があり、呼吸器系を刺激する。有機合成に使用する。</p> <p>(3) 硫酸水素エチル <u>$(C_2H_5O \cdot SO_2 \cdot OH)$</u> : 粘ちのような液体である。</p> <p>(4) 硫酸ジエチル <u>$((C_2H_5 \cdot O)_2 \cdot SO_2$</u> : ミントの香気を有する液体である。</p> <p>(C) ~ (E) (同左)</p>
29.21 アミン官能化合物 (省略)	29.21 アミン官能化合物 (同左)
<p>アンモニアの水素原子を 1 個だけ置換すれば、第一アミン <u>(RNH_2)</u> を生じ、水素原子 2 個の置換によって第二アミン $(R-NH-R)$ を生じ、また、水素原子 3 個の置換によって第三アミンを生じる。</p> <p>(省略)</p> <p>(A) 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩</p> <p>(1) メチルアミン <u>(CH_3NH_2)</u> : 強いアンモニア臭を有する無色の引火性気體で、有機染料の製造、なめし工業等で使用する。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>(B) 非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩</p> <p>(1) エチレンジアミン <u>$(H_2NCH_2CH_2NH_2)$</u> 及びその塩 : エチレンジアミンは腐食性の無色液体で、かすかなアンモニア臭を有する。</p> <p>(2) ヘキサメチレンジアミン <u>$(H_2N(CH_2)_6NH_2)$</u> 及びその塩 : ヘキサメチレンジアミンは、針状又は細長い板状で特有臭を有する。皮膚に毒作用し、</p>	<p>アンモニアの水素原子を 1 個だけ置換すれば、第一アミン <u>$(R \cdot NH_2)$</u> を生じ、水素原子 2 個の置換によって第二アミン $(R-NH-R)$ を生じ、また、水素原子 3 個の置換によって第三アミンを生じる。</p> <p>(同左)</p> <p>(A) 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩</p> <p>(1) メチルアミン <u>$(CH_3 \cdot NH_2)$</u> : 強いアンモニア臭を有する無色の引火性氣體で、有機染料の製造、なめし工業等で使用する。</p> <p>(2) ~ (6) (同左)</p> <p>(B) 非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩</p> <p>(1) エチレンジアミン <u>$(NH_2 \cdot CH_2 \cdot CH_2 \cdot NH_2)$</u> 及びその塩 : エチレンジアミンは腐食性の無色液体で、かすかなアンモニア臭を有する。</p> <p>(2) ヘキサメチレンジアミン <u>$(NH_2 \cdot (CH_2)_6 \cdot NH_2)$</u> 及びその塩 : ヘキサメチレンジアミンは、針状又は細長い板状で特有臭を有する。皮膚に毒作用し、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
損傷を起こす。人造繊維（ポリアミド）の製造に使用する。 （C）（省略） (D) 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (1) アニリン <u>(C₆H₅NH₂)</u> （フェニルアミン）及びその塩：アニリンは無色油状の液体で、かすかな芳香を有する。染料、医薬品等の製造に使用する。 （省略） (2) 及び (3) （省略） (4) 1-ナフチルアミン（アルファーナフチルアミン） <u>(C₁₀H₇NH₂)</u> ：白色針状結晶であるが、白色から淡かっ色の塊又は結晶性のフレーク状のこともある。芳香性の刺激臭を有する。光にさらすと青紫色に変わる。有機合成、浮遊選鉱（銅鉱）等に使用する。 (5) 2-ナフチルアミン（ベーターナフチルアミン） <u>(C₁₀H₇NH₂)</u> ：白色の粉末又は真珠層様のフレーク状で無臭である。有機合成（染料等）に使用する。2-ナフチルアミンは発がん性があり、取扱いに注意が必要である。 (6) 及び (7) （省略） (E) 芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (1) （省略） (2) ジアミノトルエン <u>(CH₃C₆H₃(NH₂)₂)</u> (3) 及び (4) （省略） (5) ベンジジン <u>(H₂NC₆H₄C₆H₄NH₂)</u> ：光沢ある白色の結晶性フレーク状で芳香を有する。染料製造及び分析化学に使用する。 (6) ~ (8) （省略） （省略）	し、損傷を起こす。人造繊維（ポリアミド）の製造に使用する。 （C）（同左） (D) 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (1) アニリン <u>(C₆H₅・NH₂)</u> （フェニルアミン）及びその塩：アニリンは無色油状の液体で、かすかな芳香を有する。染料、医薬品等の製造に使用する。 （同左） (2) 及び (3) （同左） (4) 1-ナフチルアミン（アルファーナフチルアミン） <u>(C₁₀H₇・NH₂)</u> ：白色針状結晶であるが、白色から淡かっ色の塊又は結晶性のフレーク状のこともある。芳香性の刺激臭を有する。光にさらすと青紫色に変わる。有機合成、浮遊選鉱（銅鉱）等に使用する。 (5) 2-ナフチルアミン（ベーターナフチルアミン） <u>(C₁₀H₇・NH₂)</u> ：白色の粉末又は真珠層様のフレーク状で無臭である。有機合成（染料等）に使用する。2-ナフチルアミンは発がん性があり、取扱いに注意が必要である。 (6) 及び (7) （同左） (E) 芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (1) （同左） (2) ジアミノトルエン <u>(CH₃・C₆H₃・(NH₂)₂)</u> (3) 及び (4) （同左） (5) ベンジジン <u>(NH₂・C₆H₄・C₆H₄・NH₂)</u> ：光沢ある白色の結晶性フレーク状で芳香を有する。染料製造及び分析化学に使用する。 (6) ~ (8) （同左） （同左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>29.22 酸素官能のアミノ化合物</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) アミノ酸及びそのエステル並びにこれらの塩 (省 略)</p> <p>アミノ酸は、そのエステル、塩及び置換誘導体とともにこの項に属し、次の物品を含む。</p> <p>(1) 及び (2) (省 略)</p> <p>(3) グリシン (アミノ酢酸、グリココール) <u>$\text{H}_2\text{NCH}_2\text{COOH}$</u> : 大きな無色の定形の結晶で、有機合成等に使用する。</p> <p>(4) サルコシン <u>$\text{CH}_3\text{NHCH}_2\text{COOH}$</u> : グリシンのメチル化誘導体でプリズム状の結晶である。</p> <p>(5) ~ (15) (省 略)</p> <p>(E) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>29.22 酸素官能のアミノ化合物</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) アミノ酸及びそのエステル並びにこれらの塩 (同 左)</p> <p>アミノ酸は、そのエステル、塩及び置換誘導体とともにこの項に属し、次の物品を含む。</p> <p>(1) 及び (2) (同 左)</p> <p>(3) グリシン (アミノ酢酸、グリココール) <u>$\text{NH}_2 \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{COOH}$</u> : 大きな無色の定形の結晶で、有機合成等に使用する。</p> <p>(4) サルコシン <u>$\text{CH}_3 \cdot \text{NH} \cdot \text{CH}_2 \cdot \text{COOH}$</u> : グリシンのメチル化誘導体でプリズム状の結晶である。</p> <p>(5) ~ (15) (同 左)</p> <p>(E) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>29.23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)</p> <p>(省 略)</p> <p>第四級アンモニウム塩基の最も重要な塩及び置換誘導体は、次の物品である。</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p>	<p>29.23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)</p> <p>(同 左)</p> <p>第四級アンモニウム塩基の最も重要な塩及び置換誘導体は、次の物品である。</p> <p>(1) ~ (4) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(5) ぎ酸テトラメチルアンモニウム <u>$\text{HCOOH}(\text{CH}_3)_4$</u> : 医薬に使用する。 (6) (省 略)	(5) ぎ酸テトラメチルアンモニウム <u>$\text{H} \cdot \text{COOH}(\text{CH}_3)_4$</u> : 医薬に使用する。 (6) (同 左)
29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 (省 略) アミドは次の特性基を有する化合物である。 $\frac{(-\text{CONH}_2)}{\text{第一アミド}}$ $\frac{((--\text{CO})_2\text{NH})}{\text{第二アミド}}$ $\frac{((--\text{CO})_3\text{N})}{\text{第三アミド}}$ (省 略) ただし、この項には、炭酸のジアミドである尿素 <u>H_2NCONH_2</u> を含まない。尿素は主として肥料に使用され、純粋であっても 31.02 項又は 31.05 項に属する。 (省 略)	29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 (同 左) アミドは次の特性基を有する化合物である。 $\frac{(-\text{CO} \cdot \text{NH}_2)}{\text{第一アミド}}$ $\frac{((--\text{CO})_2 \cdot \text{NH})}{\text{第二アミド}}$ $\frac{((--\text{CO})_3 \cdot \text{N})}{\text{第三アミド}}$ (同 左) ただし、この項には、炭酸のジアミドである尿素 <u>$\text{NH}_2 \cdot \text{CO} \cdot \text{NH}_2$</u> を含まない。尿素は主として肥料に使用され、純粋であっても 31.02 項又は 31.05 項に属する。 (同 左)
29.25 カルボキシimid官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 (省 略) (A) (省 略) (B) イミン (省 略) (1) グアニジン：グアニジンはアンモニアとシアナミドの反応で得られるイミノーウレアで、尿素の ($>\text{C=O}$) 基の酸素原子がイミノ基 ($=\text{NH}$)	29.25 カルボキシimid官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 (同 左) (A) (同 左) (B) イミン (同 左) (1) グアニジン：グアニジンはアンモニアとシアナミドの反応で得られるイミノーウレアで、尿素の ($>\text{C=O}$) 基の酸素原子がイミノ基 ($=\text{NH}$)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>と置換した尿素からの誘導体である。</p> <p><u>H₂NCONH₂</u> ————— <u>(H₂N)₂C=NH</u> 尿素—————グアニジン</p> <p>（省 略）</p> <p>（2）アルドイミン：アルドイミンは、一般式 <u>(RCH : NR¹)</u>、（ここで R 及び R¹はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）又は時に水素原子である。）を有している。</p> <p>（省 略）</p> <p>（3）～（5）（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>と置換した尿素からの誘導体である。</p> <p><u>NH₂ · CO · NH₂</u> ————— <u>NH₂ · C=NH · NH₂</u> 尿素—————グアニジン</p> <p>（同 左）</p> <p>（2）アルドイミン：アルドイミンは、一般式 <u>(R · CH : N · R¹)</u>、（ここで R 及び R¹はアルキル基又はアリール基（メチル、エチル、フェニル等）又は時に水素原子である。）を有している。</p> <p>（同 左）</p> <p>（3）～（5）（同 左）</p> <p>（同 左）</p>
29.26 ニトリル官能化合物	29.26 ニトリル官能化合物
（省 略）	（同 左）
<p>ニトリルの一般式は <u>RC≡N</u> で、R はアルキル基又はアリール基、時には窒素である。モノニトリル、ジニトリル又はトリニトリルはそれぞれ各分子中にシアノ官能基（-CN）を 1 個、2 個又は 3 個有する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>ニトリルの一般式は <u>R · C≡N</u> で、R はアルキル基又はアリール基、時には窒素である。モノニトリル、ジニトリル又はトリニトリルはそれぞれ各分子中にシアノ官能基（-CN）を 1 個、2 個又は 3 個有する。</p> <p>（同 左）</p>
29.28 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	29.28 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
（省 略）	（同 左）
<p>ヒドラジン <u>(H₂NNH₂)</u> は 1 個以上の水素原子の置換によって、例えば、<u>(RHNNH₂)</u> 及び <u>(RHNNHR¹)</u>（ここで R 及び R¹は有機基を表す。）のような誘導</p>	<p>ヒドラジン <u>(H₂N · NH₂)</u> は 1 個以上の水素原子の置換によって、例えば、<u>(R · NH · NH₂)</u> 及び <u>(R · NH · NH · R¹)</u>（ここで R 及び R¹は有機基を表す。）のような</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>体を生じる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>誘導体を生じる。</p> <p>(同 左)</p>												
<p>29.30 有機硫黄化合物</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) ジチオカルボナート (キサントゲン酸塩) これらは、ジチオ炭酸のモノエステルの塩又はジエステルであり、一般式 <u>$RO(C(S)OR')_2$</u> に相当する。ここで R は有機基、R' は金属 (ナトリウム、カリウム等) 又は有機基をいう。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(B) チオカルバマート、ジチオカルバマート及びチウラムスルフィド (1) チオカルバマートは、NH_2 基の水素原子がアルキル基又はアリール基で置換されているかいないかを問わず、遊離状態では存在しないチオカルバミン酸 (H_2NCOSH 又は H_2NCSOH) の塩及びエステルを含む。</p> <p>(2) 及び (3) (省 略)</p> <p>(C) スルフィド (又はチオエーテル) これらは、酸素原子が硫黄原子と置換したエーテルとみなされる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td><u>(ROR')</u></td> <td>.....</td> <td><u>(RSR')</u></td> </tr> <tr> <td>エーテル</td> <td></td> <td>スルフィド</td> </tr> </table> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(D) チオアミド (1) チオ尿素 (H_2NCSNH_2) : チオ炭酸のジアミドであり、このため尿素の硫黄類似物とみられる。光沢ある白色結晶。写真用、染色助剤として、また、染料及び医薬工業における中間体の製造に使用する。</p> <p>(2) 及び (3) (省 略)</p>	<u>(ROR')</u>	<u>(RSR')</u>	エーテル		スルフィド	<p>29.30 有機硫黄化合物</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) ジチオカルボナート (キサントゲン酸塩) これらは、ジチオ炭酸のモノエステルの塩又はジエステルであり、一般式 <u>$CS(OR)(SR')$</u> に相当する。ここで R は有機基、R' は金属 (ナトリウム、カリウム等) 又は有機基をいう。</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>(B) チオカルバマート、ジチオカルバマート及びチウラムスルフィド (1) チオカルバマートは、NH_2 基の水素原子がアルキル基又はアリール基で置換されているかいないかを問わず、遊離状態では存在しないチオカルバミン酸 ($NH_2 \cdot CO \cdot SH$ 又は $NH_2 \cdot CS \cdot OH$) の塩及びエステルを含む。</p> <p>(2) 及び (3) (同 左)</p> <p>(C) スルフィド (又はチオエーテル) これらは、酸素原子が硫黄原子と置換したエーテルとみなされる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td><u>$(R \cdot O \cdot R')$</u></td> <td>.....</td> <td><u>$(R \cdot S \cdot R')$</u></td> </tr> <tr> <td>エーテル</td> <td></td> <td>スルフィド</td> </tr> </table> <p>(1) ~ (4) (同 左)</p> <p>(D) チオアミド (1) チオ尿素 ($NH_2 \cdot CS \cdot NH_2$) : チオ炭酸のジアミドであり、このため尿素の硫黄類似物とみられる。光沢ある白色結晶。写真用、染色助剤として、また、染料及び医薬工業における中間体の製造に使用する。</p> <p>(2) 及び (3) (同 左)</p>	<u>$(R \cdot O \cdot R')$</u>	<u>$(R \cdot S \cdot R')$</u>	エーテル		スルフィド
<u>(ROR')</u>	<u>(RSR')</u>											
エーテル		スルフィド											
<u>$(R \cdot O \cdot R')$</u>	<u>$(R \cdot S \cdot R')$</u>											
エーテル		スルフィド											

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(E) チオール（メルカプタン） これらの硫黄化合物は酸素原子が硫黄原子と置換したアルコール又はフェノールに相当する。</p> <p><u>(ROH)</u> <u>(RSH)</u> アルコール又はフェノール メルカプタン</p> <p>(1) チオアルコール：アルコールと同様に、それぞれ <u>(-CH₂SH)</u> 基 ($>\text{CHSH}$) 基又は (>CSH) 基を有する第一級、第二級又は第三級がある。これらは通常、不快臭を有する無色又は黄色の液体である。 (a) ~ (d) (省略)</p> <p>(2) チオフェノール (a) チオフェノール <u>(C₆H₅SH)</u> (b) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(F) チオアルデヒド 一般式 <u>(RCSH)</u></p>	<p>(E) チオール（メルカプタン） これらの硫黄化合物は酸素原子が硫黄原子と置換したアルコール又はフェノールに相当する。</p> <p><u>(R · OH)</u> <u>(R · SH)</u> アルコール又はフェノール メルカプタン</p> <p>(1) チオアルコール：アルコールと同様に、それぞれ <u>(-CH₂SH)</u> 基 ($>\text{CH · SH}$) 基又は (>C · SH) 基を有する第一級、第二級又は第三級がある。これらは通常、不快臭を有する無色又は黄色の液体である。 (a) ~ (d) (省略)</p> <p>(2) チオフェノール (a) チオフェノール <u>(C₆H₅ · SH)</u> (b) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(F) チオアルデヒド 一般式 <u>(R · CS · H)</u></p>
<p>(G) チオケトン 一般式 <u>(RCSR¹)</u></p>	<p>(G) チオケトン 一般式 <u>(R · CS · R')</u></p>
<p>(H) チオ酸 一般式 <u>(RCOSH</u> 又は <u>RCSOH</u> 及び <u>RCSSH</u>) 例えば、ジチオサリチル酸 <u>(HOCH₂H₄CSSH)</u> がある。しかし、この名称は多くの場合ジ（オルトーカルボキシフェニル）ジスルフィドを示す。</p>	<p>(H) チオ酸 一般式 <u>(R · CO · SH</u> 又は <u>R · CS · OH</u> 及び <u>R · CS · SH</u>) 例えば、ジチオサリチル酸 <u>(C₆H₄ · (OH) · CS · SH)</u> がある。しかし、この名称は多くの場合ジ（オルトーカルボキシフェニル）ジスルフィドを示す。</p>
<p>(IJ) スルフィン酸、スルホキシド及びスルホン これらの一般式は、それぞれ <u>(RSO₂H)</u>、<u>(RSOR¹)</u> 及び <u>(RSO₂R¹)</u> であり、例えば、無色の結晶で医薬に使用されるスルホナールがある。</p>	<p>(IJ) スルフィン酸、スルホキシド及びスルホン これらの一般式は、それぞれ <u>(R · SO₂ · H)</u>、<u>(R · SO · R')</u> 及び <u>(R · SO₂ · R')</u> であり、例えば、無色の結晶で医薬に使用されるスルホナールがある。</p>
<p>(K) (省略)</p>	<p>(K) (同左)</p>
<p>29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 2931.10-テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛</p>	<p>29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 (新規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2931.20—トリブチルすず化合物</p> <p>2931.90—その他のもの</p> <p>(1) テトラメチル鉛 ($Pb(CH_3)_4$) 及びテトラエチル鉛 ($Pb(C_2H_5)_4$)：揮発性の液体で、純粋なものは無色であるが、工業用のものは<u>黄色である</u>。有毒であり、アンチノック剤として効果が高い。</p> <p>(2) トリブチルすず化合物</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 有機砒素化合物：</p> <p>(a) メチルアルソン酸 ($CH_3AsO(OH)_2$) 及びその塩：メチルアルソン酸はフレーク状に結晶し、メチルアルソン酸ナトリウム（無色で医薬に使用する。）のような結晶性の塩を生成する。</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(c) パラーアミノフェニルアルソン酸 ($H_2NC_6H_4AsO(OH)_2$) 及びその塩：パラーアミノフェニルアルソン酸は光沢のある白色針状結晶。主な塩はパラーアミノフェニルアルソン酸ナトリウム（無臭の白色結晶性粉末）であり、医薬特に睡眠薬に使用する。</p> <p>(d) (省略)</p> <p>(e) アルセノベンゼン ($C_6H_5As=AsC_6H_5$) 及びその誘導体：アゾ化合物に類似した化合物ではあるが、アゾ基 ($-N=N-$) の代わりにアルセノ基 ($-As=As-$) を有する。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(1) テトラエチル鉛 ($Pb(C_2H_5)_4$)：揮発性の液体で、純粋なものは無色であるが、工業用のものは<u>黄色で</u>、有毒であり、アンチノック剤として効果が高い。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 有機砒素化合物：</p> <p>(a) メチルアルソン酸 ($CH_3\cdot AsO(OH)_2$) 及びその塩：メチルアルソン酸はフレーク状に結晶し、メチルアルソン酸ナトリウム（無色で医薬に使用する。）のような結晶性の塩を生成する。</p> <p>(b) (同左)</p> <p>(c) パラーアミノフェニルアルソン酸 ($NH_2\cdot C_6H_4\cdot AsO(OH)_2$) 及びその塩：パラーアミノフェニルアルソン酸は光沢のある白色針状結晶。主な塩はパラーアミノフェニルアルソン酸ナトリウム（無臭の白色結晶性粉末）であり、医薬特に睡眠薬に使用する。</p> <p>(d) (同左)</p> <p>(e) アルセノベンゼン ($C_6H_5\cdot AS=AS\cdot C_6H_5$) 及びその誘導体：アゾ化合物に類似した化合物ではあるが、アゾ基 ($-N=N-$) の代わりにアルセノ基 ($-As=As-$) を有する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>
<p>29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）</p> <p>2932.1～2932.19 (省略)</p> <p>2932.20—ラクトン</p>	<p>29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）</p> <p>2932.1～2932.19 (同左)</p> <p>—ラクトン</p> <p>2932.21—クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2932. 9～2932. 99 (省 略)</p> <p>この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。</p> <p>(A) 及び (B) (省 略)</p> <p>(C) その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) ピペロナール（ピペロニルアルデヒド又はヘリオトロピン） $\underline{(\text{CH}_2\text{O}_2\text{C}_6\text{H}_3\text{CHO})}$：ヘリオトロープの香気を有する白色の結晶又はフレーク状で、香料及びリキュールの香り付け、並びにメチレンジオキシアンフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミンの前駆物質として使用する（29類の末尾の前駆物質のリストを参照）。</p> <p>(9) 及び (10) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>2932. 29—その他他のラクトン</p> <p>2932. 9～2932. 99 (同 左)</p> <p>この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。</p> <p>(A) 及び (B) (同 左)</p> <p>(C) その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p>(8) ピペロナール（ピペロニルアルデヒド又はヘリオトロピン）$\underline{(\text{CH}_2\text{O}_2 \cdot \text{C}_6\text{H}_3 \cdot \text{CHO})}$：ヘリオトロープの香気を有する白色の結晶又はフレーク状で、香料及びリキュールの香り付け、並びにメチレンジオキシアソフェタミン及びメチレンジオキシメタンフェタミンの前駆物質として使用する（29類の末尾の前駆物質のリストを参照）。</p> <p>(9) 及び (10) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>29. 35 スルホンアミド</p> <p>スルホンアミドは、一般式 $(\text{R}^1\text{SO}_2\text{NR}^2\text{R}^3)$（ここで、$\text{R}^1$は SO_2 基に直接結合する炭素原子を含む各種の複雑な有機基で、R_2 及び R_3 は水素原子、他の原子又は各種の複雑な無機基若しくは有機基（二重結合又は環を含む。）のいずれかである。）を有する。多くは、強力な殺菌剤として医薬品に使用する。この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) パラーアミノベンゼンスルホンアミド $(\text{NH}_2\text{C}_6\text{H}_4\text{SO}_2\text{NH}_2)$（スルファニルアミド）</p> <p>(5)～(12) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>29. 35 スルホンアミド</p> <p>スルホンアミドは、一般式 $(\text{R}^1 \cdot \text{SO}_2 \cdot \text{N} \cdot \text{R}^2 \cdot \text{R}^3)$（ここで、$\text{R}^1$ は SO_2 基に直接結合する炭素原子を含む各種の複雑な有機基で、R_2 及び R_3 は水素原子、他の原子又は各種の複雑な無機基若しくは有機基（二重結合又は環を含む。）のいずれかである。）を有する。多くは、強力な殺菌剤として医薬品に使用する。この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) パラーアミノベンゼンスルホンアミド $(\text{NH}_2 \cdot \text{C}_6\text{H}_4 \cdot \text{SO}_2 \cdot \text{NH}_2)$（スルファンアミド）</p> <p>(5)～(12) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。) -ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物</p> <p>2937.1～2937.29 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2937.50 及び 2937.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>29.37 項に分類される物品の一覧表（※）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。) -ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物</p> <p>2937.1～2937.29 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>-カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物</u></p> <p><u>2937.31—エピネフリン</u></p> <p><u>2937.39—その他のもの</u></p> <p><u>2937.40—アミノ酸誘導体</u></p> <p>2937.50 及び 2937.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>29.37 項に分類される物品の一覧表（※）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(C) カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物 このグループには、副腎（じん）髓質に存在するホルモンを含む。</p> <p>(1) エピネフリン (INN) (アドレナリン、(-)-3,4-ジヒドロキシ-α-[(メチルアミノ)メチル]ベンジルアルコール) 及びラセピネフリン (INN) ((土)-3,4-ジヒドロキシ-α-[(メチルアミノ)メチル]ベンジルアルコール)：両者の構造は、化学名 1-(3,4-ジヒドロキシフェニル)-2-メチルアミノエタノールに相当する。エピネフリンは、淡かっ色又はほとんど白色の結晶で、光の影響を受けやすく、水又は有機溶媒にわずかに溶ける。馬の副腎（じん）から得ることもできるが、ほとんど合成によって得られる。血圧上昇ホルモンの一種であり、交感神経系を刺激し、血球数及び血糖値を上昇させ、強い血管収縮作用を有する。</p> <p>(2) ノルエピネフリン (INN) (レバルテレノール、ノルアドレナリン、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(一) -2-アミノ-1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル)エタノール</u>: 白色結晶で、水に可溶であり、その生理活性は、アドレナリンとエフェドリンの作用の中間的である。</p> <p><u>(D) アミノ酸の誘導体</u></p> <p><u>(1) レボチロキシン (INN) 及びDL-チロキシン (3-[4-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジヨードフェノキシ)-3, 5-ジヨードフェニル]アラニン、3, 5, 3', 5'-テトラヨードチロニン)</u>: チロキシンは甲状腺からの抽出又は合成によって得られる。芳香族アミノ酸の一種であり、白色又は黄色の結晶で、水及び通常の溶媒に不溶である。基礎代謝率及び酸素消費量を増加し、交感神経系に作用し、たんぱく質及び脂肪の作用を制御し、生体のよう素欠乏を補う。甲状腺腫及びクレチン症の治療に使用する。L体の異性体が活性である。ナトリウム塩は、白色結晶で、水にわずかに溶け、同様の作用を有する。</p> <p><u>(2) リオチロニン (INN) 及びラチロニン (INN) (DL-3, 5, 3'-トリヨードチロニン) (3-[4-(4-ヒドロキシ-3-ヨードフェノキシ)-3, 5-ジヨードフェニル]アラニン)</u>: トリヨードチロニンは、甲状腺(せん)から抽出され、その生理活性はチロキシンよりも強い。</p> <p><u>(E) プロスタグラジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>(D) その他のホルモン</u></p> <p>ここに属するものは、上述のホルモンとは異なる構造を持つホルモンである。例えば、松果体に存在するメラトニンは、インドールの誘導体とみなされる。<u>ここに属する他のホルモンには、次のものがある。</u></p> <p><u>(1) カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物</u></p> <p>このグループには、副腎(じん)髓質に存在するホルモンを含む。</p> <p><u>(a) エピネフリン (INN) (アドレナリン、(-)-3, 4-ジヒド</u></p> <p><u>(F) その他のホルモン</u></p> <p>ここに属するものは、上述のホルモンとは異なる構造を持つホルモンである。例えば、松果体に存在するメラトニンは、インドールの誘導体とみなされる。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

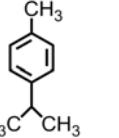
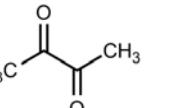
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロキシー α- [(メチルアミノ) メチル] ベンジルアルコール) 及び <u>ラセピネフリン (INN) ((土)-3, 4-ジヒドロキシー α-[(メチルアミノ) メチル] ベンジルアルコール)</u> : 両者の構造は、化学名 <u>1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル)-2-メチルアミノエタノール</u>に相当する。エピネフリンは、淡かつ色又はほとんど白色の結晶で、光の影響を受けやすく、水又は有機溶媒にわずかに溶ける。 <u>馬の副腎 (じん) から得ることもできるが、ほとんど合成によって得られる。血圧上昇ホルモンの一種であり、交感神経系を刺激し、血球数及び血糖値を上昇させ、強い血管収縮作用を有する。</u></p> <p>(b) ノルエピネフリン (INN) (レバルテレノール、ノルアドレナリン、(-)-2-アミノ-1-(3, 4-ジヒドロキシフェニル) エタノール) : 白色結晶で、水に可溶であり、その生理活性は、アドレナリンとエフェドリンの作用の中間的である。</p> <p>(2) アミノ酸の誘導体</p> <p>(a) レボチロキシン (INNM) 及びDL-チロキシン (3-[4-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジヨードフェノキシ)-3, 5-ジヨードフェニル] アラニン、3, 5, 3', 5'-テトラヨードチロニン) : チロキシンは甲状腺からの抽出又は合成によって得られる。芳香族アミノ酸の一種であり、白色又は黄色の結晶で、水及び通常の溶媒に不溶である。基礎代謝率及び酸素消費量を増加し、交感神経系に作用し、たんぱく質及び脂肪の作用を制御し、生体のよう素欠乏を補う。甲状腺腫及びクレチン症の治療に使用する。L体の異性体が活性である。ナトリウム塩は、白色結晶で、水にわずかに溶け、同様の作用を有する。</p> <p>(b) リオチロニン (INN) 及びラチロニン (INN) (DL-3, 5, 3'-トリヨードチロニン) (3-[4-(4-ヒドロキシ-3-ヨードフェノキシ)-3, 5-ジヨードフェニル] アラニン) : トリヨードチロニンは、甲状腺 (せん) から抽出され、その生理活性はチロキシンよりも強い。</p>	
除 外	除 外
この項には、次の物品を含まない。	この項には、次の物品を含まない。

新旧对照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

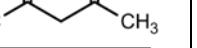
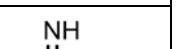
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
(1) ~ (7) (省 略)					(1) ~ (7) (同 左)				
(8) 30.02 項の免疫産品					(新 規)				
<u>(9)</u> (省 略)					<u>(8)</u> (同 左)				
29.39 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体					29.39 植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体				
2939.1~2939.30 (省 略)					2939.1~2939.30 (同 左)				
-エフェドリン類及びその塩					-エフェドリン類及びその塩				
2939.41~2939.43 (省 略)					2939.41~2939.43 (同 左)				
<u>2939.44</u> -ノルエフェドリン及びその塩					(新 規)				
2939.49~2939.99 (省 略)					2939.49~2939.99 (同 左)				
(省 略)					(同 左)				
関税率表解説第29類のある物品の化学構造式									
項	パラグラフ		関税率表解説の記載	化学構造式	関税率表解説第29類のある物品の化学構造式				
29.02	(C)			芳香族炭化水素	項				
	(I)	(c)	オルトーキシレン	(省 略)	(C)				関税率表解説の記載
		(d) (1)	スチレン	(省 略)		(I)	(c)	オルトーキシレン	化学構造式
		<u>(d) (4)</u>	<u>パラーシメン</u>				(d) (1)	スチレン	(同 左)
(省 略)					(新 規)				
29.14 (A)					(同 左)				
	(II)	(1)	ケトン	(省 略)	項				
			しょう脳	(省 略)	(A)			ケトン	(同 左)
		<u>(8)</u>	<u>ジアセチル</u>			(II)	(1)	しょう脳	(同 左)
(新 規)					(新 規)				

新旧对照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

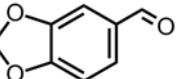
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前					
			(9)	アセチルアセトン		(新規)				
			(10)	アセトニルアセトン						
(省略)						(新規)				
29.15				飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		(同左)				
			(C)	酸過酸化物		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
(省略)						(新規)				
2925		(1)		サッカリン	(省略)	(同左)				
	(B)			イミン		(同左)				
		(1)		グアニジン		(新規)				

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前						
(省 略)					(同 左)						
		(p)		フェノールフタレイ ン	(省 略)			フェノールフタレイ ン	(同 左)		
	(C)			その他の複素環式化 合物（ヘテロ原子とし て酸素のみを有する ものに限る。）				その他の複素環式化 合物（ヘテロ原子とし て酸素のみを有する ものに限る。）			
		(5)		サフロール	(省 略)			サフロール	(同 左)		
		<u>(8)</u>		<u>ピペロナール</u>				(新 規)			
(省 略)					(同 左)						
第 30 類 医療用品					第 30 類 医療用品						
注					注						
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。						
(a) (省 略)					(a) (同 左)						
(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパ ッチ（経皮投与剤）（第 21.06 項及び第 38.24 項参照）					(新 規)						
<u>(c)</u> (省 略)					<u>(b)</u> (同 左)						
<u>(d)</u> (省 略)					<u>(c)</u> (同 左)						
<u>(e)</u> (省 略)					<u>(d)</u> (同 左)						
<u>(f)</u> (省 略)					<u>(e)</u> (同 左)						
<u>(g)</u> (省 略)					<u>(f)</u> (同 左)						
<u>(h)</u> (省 略)					<u>(g)</u> (同 左)						

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 第 30.02 項において「免疫産品」とは、单クローン抗体 (MAB)、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン (IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壞死因子 (TNF)、成長因子 (GF)、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子(CSF) その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第 29.37 項の物品を除く。）をいう。</p> <p>3 及び 4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>2 第 30.02 項において「変性免疫産品」とは、单クローン抗体 (MABs)、抗体フラグメント、抗体複合体及び抗体フラグメント複合体のみをいう。</p> <p>3 及び 4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>3002.10—免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p> <p>3002.20～3002.90 (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 及び (B) (省 略)</p> <p>(C) 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。</p> <p>(1) 免疫血清及び他の血液分画物（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</p>	<p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>3002.10—免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p> <p>3002.20～3002.90 (同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 及び (B) (同 左)</p> <p>(C) 免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品（生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）これらには次の物品を含む。</p> <p>(1) 免疫血清及び他の血液分画物（生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(2) 変性免疫産品（生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>診断用、治療用あるいは免疫学的試験に使用する物品はこのグループに属するものとみなす。これらは次のように定義される。</p> <p>(a) 単クーロン性抗体 (MAB) : 特定免疫グロブリンで、選択され、クローニングしたハイブリドーマ細胞を培地あるいは腹水中で培養して得られる。</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) 抗体複合体及び抗体フラグメント複合体 : 少なくとも 1 つの抗体又は抗体フラグメントを含む複合体であり、最も簡単なものは以下の組合せである。</p> <p>(i) ~ (v) (省 略)</p> <p>(iv) 及び (v) の複合体には、例えば、たんぱく質の構造に酵素（例えば、アルカリリフォスファターゼ、ペルオキシダーゼ又はベータガラクトシターゼ）又は染料（フルオレセイン）を共有結合させたものが含まれ、これらは直接的な検出反応に使用される。</p> <p><u>この項には、また、インターロイキン、インターフェロン(IFN)、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子(TNF)、成長因子(GF)、赤血球生成促進因子及びコロニー刺激因子(CSF)を含む。</u></p> <p>(D) 及び (E) (省 略)</p>	<p>診断用、治療用あるいは免疫学的試験に使用する物品はこのグループに属するものとみなす。これらは次のように定義される。</p> <p>(a) 単クーロン性抗体 (MABs) : 特定免疫グロブリンで、選択され、クローニングしたハイブリドーマ細胞を培地あるいは腹水中で培養して得られる。</p> <p>(b) (同 左)</p> <p>(c) 抗体複合体及び抗体フラグメント複合体 : 少なくとも 1 つの抗体又は抗体フラグメントを含む複合体であり、最も簡単なものは以下の組合せである。</p> <p>(i) ~ (v) (同 左)</p> <p>(iv) 及び (v) の複合体には、例えば、たんぱく質の構造に酵素（例えば、アルカリリフォスファターゼ、ペルオキシダーゼ又はベータガラクトシターゼ）又は染料（フルオレセイン）を共有結合させたものが含まれ、これらは直接的な検出反応に使用される。</p> <p>(新 規)</p> <p>(D) 及び (E) (同 左)</p>
<p>30.04 医薬品（混合し又は混合しない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッч（経皮投与剤））(21.06 又は 38.24)</p>	<p>30.04 医薬品（混合し又は混合しない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの）を含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)</p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>(d) <u>96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u></p>	<p>30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>(d) <u>生理用ナプキン及び生理用タンポン (48.18、56.01、63.07)</u></p>
<p>32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステル その他の誘導体</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(B) タンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、アルミニウム、ビスマス、カルシウム、鉄、マンガン、<u>亜鉛、ヘキサメチレンテトラミン、フェナゾン又はオレキシン</u>のタンニン酸塩を含む。その他の誘導体には、アセチルタンニン及びメチレンジタンニンがある。これらの誘導体は、通常、医薬に使用する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステル その他の誘導体</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(B) タンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、アルミニウム、ビスマス、カルシウム、鉄、マンガン、<u>水銀又は亜鉛</u>のタンニン酸塩を含む。その他の誘導体には、アセチルタンニン及びメチレンジタンニンがある。これらの誘導体は、通常、医薬に使用する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p>	<p>第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略) 総 説 (省 略) 33.03 項から 33.07 項までの物品は、副次的な医薬成分又は消毒成分を含んでいるかいかないか又は副次的治療効果若しくは予防効果 <u>(30 類注 1 (e) 参照)</u> を有するか有しないかを問わず、これらの項に属する。ただし、調製した室内防臭剤は、たとえ副次的な性質より多くの消毒特性を有していても 33.07 項に属する。 (省 略)	(同 左) 総 説 (同 左) 33.03 項から 33.07 項までの物品は、副次的な医薬成分又は消毒成分を含んでいるかいかないか又は副次的治療効果若しくは予防効果 <u>(30 類注 1 (d) 参照)</u> を有するか有しないかを問わず、これらの項に属する。ただし、調製した室内防臭剤は、たとえ副次的な性質より多くの消毒特性を有していても 33.07 項に属する。 (同 左)
33.05 頭髪用の調製品 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) シャンプーでせっけん又はその他の有機界面活性剤を含有するもの (34 類注 1 (c) 参照) 及びその他のシャンプー。すべてのこれらのシャンプーは、副次的な医薬成分又は消毒成分 (治療作用又は予防作用を有するものを含む。) を含んでいてもよい <u>(30 類注 1 (e) 参照)</u> 。 (2) ~ (4) (省 略) (省 略)	33.05 頭髪用の調製品 (同 左) この項には、次の物品を含む。 (1) シャンプーでせっけん又はその他の有機界面活性剤を含有するもの (34 類注 1 (c) 参照) 及びその他のシャンプー。すべてのこれらのシャンプーは、副次的な医薬成分又は消毒成分 (治療作用又は予防作用を有するものを含む。) を含んでいてもよい <u>(30 類注 1 (d) 参照)</u> 。 (2) ~ (4) (同 左) (同 左)
35.02 アルブミン (二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものに限る。) 及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体 (省 略)	35.02 アルブミン (二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものに限る。) 及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) アルブミナート（アルブミンの塩）その他のアルブミン誘導体：特に アルブミンの鉄塩、臭素化アルブミン、よう素化アルブミン及びタンニン酸アルブミンがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>35.04 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) その他のたんぱく質系物質及びその誘導体。（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ここには、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 核たんぱく質（nucleoproteids）：核酸及びその誘導体と結合したたんぱく質であり、例えば、ビール酵母から分離される。核たんぱく質の塩（<u>鉄塩、銅塩等</u>）は、主として製薬に使用する。ただし、28.52 項に該当する水銀の核たんぱく質を除く。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(1) (同 左)</p> <p>(2) アルブミナート（アルブミンの塩）その他のアルブミン誘導体：特に アルブミンの鉄塩<u>及び水銀塩</u>、臭素化アルブミン、よう素化アルブミン及びタンニン酸アルブミンがある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>35.04 ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (同 左)</p> <p>(B) その他のたんぱく質系物質及びその誘導体。（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ここには、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 核たんぱく質（nucleoproteids）：核酸及びその誘導体と結合したたんぱく質であり、例えば、ビール酵母から分離される。核たんぱく質の塩（<u>鉄塩、銅塩、水銀塩等</u>）は、主として製薬に使用する。ただし、28.52 項に該当する水銀の核たんぱく質を除く。</p> <p>(6) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）</p> <p>3702.10～3702.44 (省 略)</p> <p>－その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）</p> <p>3702.52—一幅が 16 ミリメートル以下のもの</p>	<p>37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）</p> <p>3702.10～3702.44 (同 左)</p> <p>－その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）</p> <p>3702.51—一幅が 16 ミリメートル以下で、長さが 14 メートル以下のもの</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3702.53～3702.56 (省 略) －その他のもの <u>3702.96</u> —幅が 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの <u>3702.97</u> —幅が 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートルを超えるもの <u>3702.98</u> —幅が 35 ミリメートルを超えるもの (省 略)	<u>3702.52</u> —幅が 16 ミリメートル以下で、長さが 14 メートルを超えるもの 3702.53～3702.56 (同 左) －その他のもの <u>3702.91</u> —幅が 16 ミリメートル以下のもの <u>3702.93</u> —幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートル以下のもの <u>3702.94</u> —幅が 16 ミリメートルを超え 35 ミリメートル以下で、長さが 30 メートルを超えるもの <u>3702.95</u> —幅が 35 ミリメートルを超えるもの (同 左)
第 38 類 各種の化学工業生産品	第 38 類 各種の化学工業生産品
注 1及び2 (省 略) 3 第 38.24 項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a)～(c) (省 略) (d) 小売用の容器入りにした <u>謄写版原紙修正剤</u> その他の修正液及び修正テープ (第 96.12 項のものを除く。) (e) (省 略) 4～6 (省 略) 7 第 38.26 項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂 (使用済みであるかないかを問わない。) から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。 * * *	注 1及び2 (同 左) 3 第 38.24 項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。 (a)～(c) (同 左) (d) 小売用の容器入りにした <u>謄写版原紙修正剤</u> その他の修正液 (e) (同 左) 4～6 (同 左) (新 規)
号注	号注 * * *

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 第 3808.50 号には、次の物品を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カブタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO, INN)、<u>4, 6-ジニトローオルト-クレゾール (DNOC (ISO))</u> 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1, 2-ジブロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1, 2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO) <u>並びにその塩及びエステル、ホスファミドン (ISO)、2, 4, 5-T (ISO)</u> (2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル<u>並びにトリブチルすず化合物</u></p> <p>第 3808.50 号には、ベノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>1 第 3808.50 号には、次の物品を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。</p> <p>アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カブタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO, INN)、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1, 2-ジブロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1, 2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO, INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO)、ホスファミドン (ISO) <u>並びに2, 4, 5-T (ISO)</u> (2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</p> <p>(新 規)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>38.24 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p>	<p>38.24 鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
(B) 化学品及び化学又はその他の調製品	(B) 化学品及び化学又はその他の調製品
(省 略)	(同 左)
ただし、この項には、化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で、ある種の食料品の調製に使用する種類のものを含まない。これらは、その構成材料として又はその性質を改良するため（例えば、パイ、ビスケット、ケーキその他のベーカリー製品の改良剤）に使用されるもので、そのような混合物又は物質自体に栄養価を有する場合、これらの物品は、一般に 21.06 項に属する（38 類総説参照）。	ただし、この項には、化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で、ある種の食料品の調製に使用する種類のものを含まない。これらは、その構成材料として又はその性質を改良するため（例えば、パイ、ビスケット、ケーキその他のベーカリー製品の改良剤）に使用されるもので、そのような混合物又は物質自体に栄養価を有する場合、これらの物品は、一般に 21.06 項に属する（38 類総説参照）。
<u>この項には、また、水銀化合物を含まない（28.52）。</u>	(新 規)
上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。	上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。
(1) ~ (48) (省 略)	(1) ~ (48) (同 左)
(削 除)	(49) 植物油又は動物油から誘導される長鎖脂肪酸のモノアルキルエステル <u>(いわゆる、バイオディーゼル)：特に内燃機関の圧縮点火用の燃料として用いられる。</u> ただし、石油分又は歴青油の含有量が全重量の 70% 以上である混合物は、27.10 項に属する。
(49) (省 略)	(50) (同 左)
(省 略)	(同 左)
38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注 6 のその他の廃棄物	38.25 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注 6 のその他の廃棄物
(省 略)	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>38.26 バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%未満のものに限る。）</p> <p><u>バイオディーゼルは、様々な鎖長の脂肪酸のモノアルキルエステルから成るもので、水と混ざらず、高い沸点、低い蒸気圧及び石油から製造されたディーゼル油に類似した粘度を有している。バイオディーゼルは、一般的に、トランスエステル化（transesterification）と呼ばれる化学工程により製造される。この工程により、油脂中の脂肪酸は、触媒の存在下でアルコール（通常、メタノール又はエタノール）と反応し、所望のエステルを生成する。</u></p> <p><u>バイオディーゼルは、植物油（例えば、菜種、大豆、やし、ひまわり、綿実、南洋油桐（jatropha））、動物油（例えば、ラード、タロー）又は使用済みの油脂（例えば、揚げ油、再生食用グリース）から得られる。</u></p> <p><u>バイオディーゼル自体は、石油及び歴青油から得た油のいずれも含有しないが、石油及び歴青油（例えば、ディーゼル油、灯油、暖房油（heating oil））から得た蒸留燃料と混合されることがある。バイオディーゼルは、ピストン式圧縮点火内燃機関、熱エネルギーの生産その他これらに類する用途に供するための燃料として使用することができる。</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p>(a) 石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上の混合物（27.10）</p> <p>(b) 完全に脱酸素化した植物油から得られる、脂肪族炭化水素鎖のみから成る物品（27.10）</p>	(新規)
<p>39.24 プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品及び化粧用品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次のプラスチック製の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省略)</p> <p>(D) 化粧用品（家庭用であるかないかを問わない。）：化粧セット（水差し、</p>	<p>39.24 プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、衛生用品及び化粧用品</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、次のプラスチック製の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (同左)</p> <p>(D) <u>衛生用品及び化粧用品（家庭用であるかないかを問わない。）</u>：化粧セ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ボウル等)、衛生用おけ、ベッド用便器、しごん、寝室用便器、たんつぼ、注水器、洗眼器、哺乳瓶用の乳首 (nursing nipples)、指サック、せっけん皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、その他のこれらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品で、壁等に永久的に取り付けるよう意図されてないものに限る。ただし、建物の壁又はその他の部分に、例えばねじ、釘、ボルト、接着剤により永久的に取り付けるよう意図されたものは含まない (39.25)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>ット (水差し、ボウル等)、衛生用おけ、ベッド用便器、しごん、寝室用便器、たんつぼ、注水器、洗眼器、哺乳瓶用の乳首 (nursing nipples)、指サック、せっけん皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、その他のこれらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品で、壁等に永久的に取り付けるよう意図されてないものに限る。ただし、建物の壁又はその他の部分に、例えばねじ、釘、ボルト、接着剤により永久的に取り付けるよう意図されたものは含まない (39.25)。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>41.01 牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>4101.20—全形の原皮 (スプリットしてないもので、重量が 1 枚につき、単に乾燥したものは 8 キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは 10 キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは 16 キログラム以下のものに限る。)</p> <p>4101.50 及び 4101.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>41.01 牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>4101.20—全形の原皮 (重量が 1 枚につき、単に乾燥したものは 8 キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは 10 キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは 16 キログラム以下のものに限る。)</p> <p>4101.50 及び 4101.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 42 類</p> <p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において「革」には、シャモア革 (コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライ</p>	<p style="text-align: center;">第 42 類</p> <p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ その他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>注</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ズドレザーを含む。</u>	
<u>2 (省 略)</u>	<u>1 (同 左)</u>
<u>3 (A) 第 42.02 項には、<u>2</u>の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。</u>	<u>2 (A) 第 42.02 項には、<u>1</u>の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。</u>
(a) 及び (b) (省 略)	(a) 及び (b) (同 左)
(B) (省 略)	(B) (同 左)
<u>4 (省 略)</u>	<u>3 (同 左)</u>
総 説	総 説
この類には、主として革製又はコンポジションレザー製の物品を含む。また、42.01 項及び 42.02 項には、他の材料で作られているが、 <u>皮革取引</u> において取り扱われる種類の物品を含む。更に、腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱のある種の製品も含む。	この類には、主として革製又はコンポジションレザー製の物品を含む。また、42.01 項及び 42.02 項には、他の材料で作られているが、 <u>皮革取引き</u> において取り扱われる種類の物品を含む。更に、腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱のある種の製品も含む。
革	(新 規)
<u>この類において「革」とは、この類の注 1 に定められたものをいう。「革」にはシャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー（すなわち、41.14 項の物品）を含む。</u>	
(省 略)	(同 左)
42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これら	42.02 旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これら

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に類する容器	に類する容器
－トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	－トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器
4202.11— <u>外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</u>	4202.11— <u>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</u>
4202.12 及び 4202.19 （省 略） －ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	4202.12 及び 4202.19 （同 左） －ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）
4202.21— <u>外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</u>	4202.21— <u>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</u>
4202.22 及び 4202.29 （省 略） －ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	4202.22 及び 4202.29 （同 左） －ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品
4202.31— <u>外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</u>	4202.31— <u>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</u>
4202.32 及び 4202.39 （省 略） －その他のもの	4202.32 及び 4202.39 （同 左） －その他のもの
4202.91— <u>外面が革製又はコンポジションレザー製のもの</u>	4202.91— <u>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</u>
4202.92 及び 4202.99 （省 略） （省 略）	4202.92 及び 4202.99 （同 左） （同 左）
<p>この類の<u>注 2 及び注 3</u>の除外例を除き、この項の後半の部分（「及び」以下の部分）に含まれることとなる物品は、いかなる材料であってもよい。当該部分中「これらに類する容器」には、帽子箱、カメラの<u>附属品</u>のケース、弾薬入れ、狩猟用又はキャンプ用のナイフのさや、工具箱及びケースで、個々の工具（<u>附属品</u>を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたもの等が含まれる。</p>	
<p>一方、この項の前半の部分に含まれることとなる物品は、項に記載された材料から製造し又全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙（基体は木材、金属等）で被覆したものに限る。<u>「革」</u>には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー</p>	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及びメタライズドレザーを含む(この類の注 1 参照)。当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キークース、シガーケース、パイプケース、工具及び宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。</p> <p>この項の物品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を貼った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。したがって、革製のハンドバッグで、そのフレームが銀製であり、締金がめのうのものも、この項に含まれる（この類の注 3 (B) 参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>「宝石入れ」には、宝石を保管するように特に設計された箱だけでなく、それに類する種々の寸法のフタの付いた容器（特に一個以上の宝石を収納するための形状及び適合性を有し、通常、紡織用纖維により裏貼りされており、宝石類を展示及び販売する際に使用する種類のもので、長期間の使用に適するものに限る。蝶番又は留め金具が付いているかいないか問わない。）も含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) この類の注 3 (A) (a) に掲げてあるような買物袋（2つのプラスチックの表層に、多泡性のプラスチックの層を内側にはさみ込んで作られたバッグを含む。）で、長期にわたって使用するように作られていないもの。(39. 23)</p> <p>(b) ~ (h) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p>	<p>イズドレザーが含まれる。当該部分中「これらに類する容器」には、札入れ、文房具箱、ペンケース、切符入れ、針入れ、キークース、シガーケース、パイプケース、工具及び宝石入れ、靴用ケース、ブラシケース等が含まれる。</p> <p>この項の物品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。したがって、革製のハンドバッグで、そのフレームが銀製であり、締金がめのうのものも、この項に含まれる（この類の注 2 (B) 参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>「宝石入れ」には、宝石を保管するように特に設計された箱だけでなく、それに類する種々の寸法のフタの付いた容器（特に一個以上の宝石を収納するための形状及び適合性を有し、通常、紡織用纖維により裏張りされており、宝石類を展示及び販売する際に使用する種類のもので、長期間の使用に適するものに限る。蝶番又は留め金具が付いているかいないか問わない。）も含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) この類の注 2 (A) (a) に掲げてあるような買物袋（2つのプラスチックの表層に、多泡性のプラスチックの層を内側にはさみ込んで作られたバッグを含む。）で、長期にわたって使用するように作られていないもの。(39. 23)</p> <p>(b) ~ (h) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号の解説 4202.11、4202.21、4202.31 及び 4202.91 <u>これらの号において、「外面が革製のもの」には、革の表面を保護するための肉眼により判別することができない、プラスチック又は合成ゴムの薄い層（一般に厚さは 0.15 ミリメートル未満）で被覆された革を含む。この場合において、色彩及び光沢の変化は考慮しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>号の解説 4202.11、4202.21、4202.31 及び 4202.91 <u>これらの号において、「外面が革製のもの」には、次の物品を含む。</u> (a) <u>革の表面を保護するための肉眼により判別することができない、プラスチック又は合成ゴムの薄い層（一般に厚さは 0.15 ミリメートル未満）で被覆された革。この場合において、色彩及び光沢の変化は考慮しない。</u> (b) <u>パテントラミネーテッドレザー</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>42.03 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>手袋、ミトン及びミットの場合を除き、毛皮若しくは人造毛皮を裏貼りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛皮を単にトリミング程度以上に使用したもの）は、43.03 項又は 43.04 項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項の物品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を貼った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。したがって、革製のベルトで金製のバックル付きのものも、この項に含まれる（この類の注3 (B) 参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>42.03 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>手袋、ミトン及びミットの場合を除き、毛皮若しくは人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛皮を単にトリミング程度以上に使用したもの）は、43.03 項又は 43.04 項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項の物品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。したがって、革製のベルトで金製のバックル付きのものも、この項に含まれる（この類の注2 (B) 参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>第 44 類</p> <p>木材及びその製品並びに木炭</p>	<p>第 44 類</p> <p>木材及びその製品並びに木炭</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
号注 <u>1 第 4401.31 号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の 3 %以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が 25 ミリメートル以下で、長さが 100 ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。</u>	号注 <u>1</u> (同 左)
<u>2 (省 略)</u> (省 略)	<u>2</u> (同 左)
号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 この類の <u>号注 2</u> 並びに第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT) が提案した標準名にしたがって定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 (省 略)	号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 この類の <u>号注 1</u> 並びに第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT) が提案した標準名にしたがって定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 (同 左)
44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 4401.10～4401.22 (省 略) —のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 4401.31—木質ペレット 4401.39—その他のもの	44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 4401.10～4401.22 (同 左) 4401.30—のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>44.03 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>4403.10 及び 4403.20 (省 略) －その他のもの（この類の<u>号注 2</u>の熱帯産木材のものに限る。）</p> <p>4403.41～4403.99 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>44.03 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>4403.10 及び 4403.20 (同 左) －その他のもの（この類の<u>号注 1</u>の熱帯産木材のものに限る。）</p> <p>4403.41～4403.99 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>4407.10 (省 略) －熱帯産木材（この類の<u>号注 2</u>のものに限る。）のもの</p> <p>4407.21～4407.99 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>4407.10 (同 左) －熱帯産木材（この類の<u>号注 1</u>のものに限る。）のもの</p> <p>4407.21～4407.99 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>44.08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>4408.10 (省 略) －熱帯産木材（この類の<u>号注 2</u>のものに限る。）のもの</p> <p>4408.31～4408.90 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>44.08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>4408.10 (同 左) －熱帯産木材（この類の<u>号注 1</u>のものに限る。）のもの</p> <p>4408.31～4408.90 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4412. 10 （省 略） －その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各单板の厚さが 6 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>4412. 31——少なくとも一の外面の单板が熱帯産木材（この類の<u>号注 2</u>のものに限る。）のもの</p> <p>4412. 32～4412. 99 （省 略） (省 略)</p>	<p>4412. 10 （同 左） －その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各单板の厚さが 6 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>4412. 31——少なくとも一の外面の单板が熱帯産木材（この類の<u>号注 1</u>のものに限る。）のもの</p> <p>4412. 32～4412. 99 （同 左） (同 左)</p>
<p>47. 06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ 4706. 10～4706. 30 （省 略） －その他のもの</p> <p>4706. 91 及び 4706. 92 （省 略）</p> <p>4706. 93——<u>機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの</u> (省 略)</p>	<p>47. 06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ 4706. 10～4706. 30 （同 左） －その他のもの</p> <p>4706. 91 及び 4706. 92 （同 左）</p> <p>4706. 93——<u>セミケミカルパルプ</u> (同 左)</p>
<p>第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (省 略)</p> <p>注 1 （省 略） 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (o) （省 略） (p) 第 95 類の物品（例えば、<u>玩具</u>、遊戯用具及び運動用具） <u>(q) 第 96 類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタシポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）</u> 3～12 （省 略）</p> <p>号注</p>	<p>第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (同 左)</p> <p>注 1 （同 左） 2 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (o) （同 左） (p) 第 95 類の物品（例えば、<u>がん具</u>、遊戯用具及び運動用具）<u>及び第 96 類の物品（例えば、ボタン）</u> (新 規) 3～12 （同 左）</p> <p>号注</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1及び2 （省 略）</p> <p>3 第 4805.11 号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全纖維重量の 65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム每平方メートルにつき 1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>4 第 4805.12 号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であって、1 平方メートルにつき 130 グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム每平方メートルにつき 1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5～7 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>1及び2 （同 左）</p> <p>3 第 4805.11 号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全纖維重量の 65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム每平方メートルにつき 1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>4 第 4805.12 号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であって、1 平方メートルにつき 130 グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム每平方メートルにつき 1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5～7 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>48.05 その他の紙及び板紙（塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注 3 に規定する加工のほかに更に加工したものと除く。）</p> <p>一段ボール用中芯原紙</p> <p>4805.11—セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙</p> <p>4805.12—わらパルプ製の段ボール用中芯原紙</p> <p>4805.19～4805.93 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>48.05 その他の紙及び板紙（塗布しないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注 3 に規定する加工のほかに更に加工したものと除く。）</p> <p>一段ボール用中しん原紙</p> <p>4805.11—セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙</p> <p>4805.12—わらパルプ製の段ボール用中しん原紙</p> <p>4805.19～4805.93 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>48.08 コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。）</p> <p>4808.10 （省 略）</p> <p>4808.40—クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わ</p>	<p>48.08 コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。）</p> <p>4808.10 （同 左）</p> <p>4808.20—重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ない。)</u>	<u>問わない。)</u>
4808. 90—その他のもの (省 略)	4808. 30—その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限る ものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないか を問わない。) 4808. 90—その他のもの (同 左)
48. 14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー ^(削除) 4814. 20 及び 4814. 90 (省 略) (省 略)	48. 14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー ^{4814. 10—イングレインペーパー} 4814. 20 及び 4814. 90 (同 左) (同 左)
48. 18 トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する 種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (幅が 36 センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若し くは形状に切ったものに限る。) 並びに製紙用パルプ製、紙製、セル ロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、 クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッ ドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣 類並びに衣類附属品 4818. 10～4818. 30 (省 略) (削除) 4818. 50 及び 4818. 90 (省 略) (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a)～(e) (省 略) <u>(f) 第 96. 19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のお むつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u>	48. 18 トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する 種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ (幅が 36 センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若し くは形状に切ったものに限る。) 並びに製紙用パルプ製、紙製、セル ロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、 クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、 <u>乳児 用のおむつ、タンポン、ベッドシーツ</u> その他これらに類する家庭用品、 衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品 4818. 10～4818. 30 (同 左) <u>4818. 40—生理用のナプキン及びタンポン、乳幼児のおむつ及びおむつ中敷き その他これらに類する衛生用品</u> 4818. 50 及び 4818. 90 (同 左) (同 左) この項には、次の物品を含まない。 (a)～(e) (同 左) (新規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 11 部 紡織用繊維及びその製品	
注	注
1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ~ (t) (省略) (u) 第 96 類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライド ファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及び タンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き） (v) (省略) 2~6 (省略) 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。 (a) 及び (b) (省略) <u>(c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし 又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定さ れる他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁 断その他の簡単な加工をしたものと除く。）</u> (d) (省略) (e) (省略) (f) (省略) (g) (省略) 8~14 (省略) (省略) 総 説 (省略) (II) 56~63 類 (省略)	注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ~ (t) (同左) (u) 第 96 類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライド ファスナー及びタイプライターリボン） (v) (同左) 2~6 (同左) 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。 (a) 及び (b) (同左) (c) (同左) (d) (同左) (e) (同左) (f) (同左) 8~14 (同左) (同左) 総 説 (同左) (II) 56~63 類 (同左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>製品にしたもの (made up articles) この部の注 7 により 56 類から 63 類までにおける「製品にしたもの」とは、次の物品を意味する。 (1) 及び (2) (省 略) (3) <u>特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものと除く。）</u> (4) (省 略) (5) (省 略) (6) (省 略) (7) (省 略) (省 略)</p>	<p>製品にしたもの (made up articles) この部の注 7 により 56 類から 63 類までにおける「製品にしたもの」とは、次の物品を意味する。 (1) 及び (2) (同 左) (3) (同 左) (4) (同 左) (5) (同 左) (6) (同 左) (同 左)</p>
<p>第 56 類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (e) (省 略) (f) <u>第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u> 2 ~ 4 (省 略) (省 略)</p>	<p>第 56 類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (e) (同 左) (新 規) 2 ~ 4 (同 左) (同 左)</p>
56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネット	56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネット

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除) 5601.2~5601.30 (省略) (省略) この項に属するウォッディングには、次のものがある。 (1) (省略) (削除) (2) (省略) 次のウォッディングの製品は、この項には属さない。 (a) ~ (ij) (省略) <u>(k) 第 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u> (省略)	<u>5601.10-生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）</u> 5601.2~5601.30 (同左) (同左) この項に属するウォッディングには、次のものがある。 (1) (同左) <u>(2) 生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類するウォッディング製の衛生用品（メリヤス編物又はゆるく織った目の粗い織物で被覆されているかいかを問わない。）</u> (3) (同左) 次のウォッティングの製品は、この項には属さない。 (a) ~ (ij) (同左) (新規) (同左)
56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。) (同左) この項には、プラスチックを積層して接合させるための facing webs (overlay)、使い捨ての乳児用のおむつ又は衛生用タオルの製造用トップシート、防護用衣類又は衣類の裏地を製造するための織物類、液体又は気体のろ過用のシート、詰物材料として使用するもの、防音用のもの、道路建設やその他民間産業で使用するろ過用又は仕切用のもの、歴青質の屋根用織物を製造するための土台、タフテッドカーペットの一重又は二重の <u>裏貼り</u> 用のもの、ハンカチーフ、ベッドリネン、テーブルリネン等を含む。	56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。) (同左) この項には、プラスチックを積層して接合させるための facing webs (overlay)、使い捨ての乳児用のおむつ又は衛生用タオルの製造用トップシート、防護用衣類又は衣類の裏地を製造するための織物類、液体又は気体のろ過用のシート、詰物材料として使用するもの、防音用のもの、道路建設やその他民間産業で使用するろ過用又は仕切用のもの、歴青質の屋根用織物を製造するための土台、タフテッドカーペットの一重又は二重の <u>裏張り</u> 用のもの、ハンカチーフ、ベッドリネン、テーブルリネン等を含む。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (ij) (省 略)</p> <p>(k) 研磨材料の粉又は粒を不織布に付着させたもの (68.05) 及び凝結雲母又は再生雲母を不織布により<u>裏貼り</u>したもの (68.14)</p> <p>(l) 金属のはくを<u>不織布</u>により<u>裏貼り</u>したもの (主として第 14 部又は第 15 部に属する。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (ij) (同 左)</p> <p>(k) 研磨材料の粉又は粒を不織布に付着させたもの (68.05) 及び凝結雲母又は再生雲母を不織布により<u>裏張り</u>したもの (68.14)</p> <p>(l) 金属のはくを<u>フェルト</u>により<u>裏張り</u>したもの (主として第 14 部又は第 15 部に属する。)</p> <p>(同 左)</p>
<p>58.01 パイル織物及びシェニール織物 (第 58.02 項又は第 58.06 項の織物類を除く。)</p> <p>5801.10 (省 略) —綿製のもの</p> <p>5801.21~5801.23 (省 略) (削 除) (削 除)</p> <p>5801.26 (省 略)</p> <p><u>5801.27</u>—たてパイル織物 —人造纖維製のもの</p> <p>5801.31~5801.33 (省 略) (削 除) (削 除)</p> <p>5801.36 (省 略)</p> <p><u>5801.37</u>—たてパイル織物</p> <p>5801.90 (省 略) (省 略)</p>	<p>58.01 パイル織物及びシェニール織物 (第 58.02 項又は第 58.06 項の織物類を除く。)</p> <p>5801.10 (同 左) —綿製のもの</p> <p>5801.21~5801.23 (同 左)</p> <p><u>5801.24</u>—たてパイル織物 (パイルを切ってないものに限る。) <u>5801.25</u>—たてパイル織物 (パイルを切ったものに限る。)</p> <p>5801.26 (同 左) (新 規) —人造纖維製のもの</p> <p>5801.31~5801.33 (同 左)</p> <p><u>5801.34</u>—たてパイル織物 (パイルを切ってないものに限る。) <u>5801.35</u>—たてパイル織物 (パイルを切ったものに限る。)</p> <p>5801.36 (同 左) (新 規)</p> <p>5801.90 (同 左) (同 左)</p>
<p>59.11 紡織用纖維の物品及び製品 (技術的用途に供するもので、この類の注 7 のものに限る。)</p> <p>(省 略)</p>	<p>59.11 紡織用纖維の物品及び製品 (技術的用途に供するもので、この類の注 7 のものに限る。)</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(A) 技術的用途に供する特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した反物状の紡織用纖維の織物類及びその他の紡織用纖維の物品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(4) 機械その他の技術的用途に供する種類の紡織用纖維の織物（シート状に織ったもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(A) 技術的用途に供する特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した反物状の紡織用纖維の織物類及びその他の紡織用纖維の物品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(4) 機械その他の技術的用途に供する種類の紡織用纖維の<u>織物類</u>（シート状に織ったもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 61 類</p> <p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>注 1～5 (省 略) 6 第 61.11 項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) (省 略) 7～10 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>メリヤス編み若しくはクロセ編みの衣類、衣類附属品又はこれらの部分品</p>	<p style="text-align: center;">第 61 類</p> <p>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> <p>注 1～5 (同 左) 6 第 61.11 項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう<u>もの</u>とし、乳児用のおむつを含む。 (b) (同 左) 7～10 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>メリヤス編み若しくはクロセ編みの衣類、衣類附属品又はこれらの部分品</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
で特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）は、製品にしたものとみなされる（第 11 部注 7（b）、 <u>7（g）</u> ）。	で特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）は、製品にしたものとみなされる（第 11 部注 7（b）、 <u>7（f）</u> ）。
（省 略）	（同 左）
61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
（省 略）	（同 左）
この類の注 6（a）の規定により、「乳児用の衣類及び <u>衣類附属品</u> 」とは、身長 86 センチメートル以下の乳児用のものをいう。	この類の注 6（a）の規定により、「乳児用の衣類及び <u>衣類付属品</u> 」とは、身長 86 センチメートル以下の乳児用のものをいう <u>ものとし、乳児用のおむつ</u> を含む。
（省 略）	（同 左）
<u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) メリヤス編み又はクロセ編みの乳児用ボンネット（65.05） (b) 乳児用のおむつ及びおむつ中敷き（96.19） (c) より明確にこの表の他の類に含まれる乳児用の衣類附属品	<u>この項には、メリヤス編み又はクロセ編みの乳児用ボンネット（65.05 項）</u> <u>及びこの表の他の類に限定的に含まれる乳児用の衣類附属品を含まない。</u>
第 62 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 注 1～3 （省 略） 4 第 62.09 項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (b) （省 略） 5～9 （省 略）	第 62 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 注 1～3 （同 左） 4 第 62.09 項については、次に定めるところによる。 (a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう <u>ものとし、乳児用おむつを含む。</u> (b) （同 左） 5～9 （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品 (省 略) この類の注 4 (a) の規定により、「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。 (省 略) <u>この項には、次の物品を含まない。</u> (a) 乳児用ボンネット (65.05) (b) 乳児用のおむつ及びおむつ中敷き (96.19) (c) より明確にこの表の他の類に含まれる乳児用の衣類附属品 (省 略)	62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品 (同 左) この類の注 4 (a) の規定により、「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう <u>ものとし、乳児用のおむつを含む。</u> (同 左) <u>この項には紙製、セルロースウォッティング製又はセルロース繊維のウェブ製の乳児用のおむつ (48.18)、紡織用繊維のウォッティング製の乳児用のおむつ (56.01)、乳児用ボンネット (65.05) 及びこの表の他の類に属する乳児用の衣類附属品を含まない。</u> (同 左)
62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 6211.1~6211.39 (省 略) －その他の女子用の衣類 (削 除) 6211.42~6211.49 (省 略) (省 略)	62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 6211.1~6211.39 (同 左) －その他の女子用の衣類 <u>6211.41--羊毛製又は纖獸毛製のもの</u> 6211.42~6211.49 (同 左) (同 左)
第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 紡織用繊維の中古の物品及びぼろ (省 略)	第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 紡織用繊維の中古の物品及びぼろ (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 63.01 項から 63.07 項まで（第 1 節）の紡織用纖維の織物類（織物、編物、フェルト、不織布等）の製品で、この表の他の部又は 11 部の他の類に属さないもの。「製品」にしたものとは、第 11 部の注 7 に規定するものをいう（11 部総説（II）参照）。</p> <p>(省 略)</p> <p>この節には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) （省 略）</p> <p>(c) 56.08 項の網（製品にしたものに限る。）</p> <p>(d) 及び (e) （省 略）</p> <p>(省 略)</p>	<p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 63.01 項から 63.07 項まで（第 1 節）の紺織用纖維の織物類（織物、編物、フェルト、不織布等）の製品で、この表の他の部又は 11 部の他の類に属さないもの。「製品」にしたものとは、第 11 部の注 7 に規定するものをいう（11 部総説（II）参照）。</p> <p>(同 左)</p> <p>この節には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) （同 左）</p> <p>(c) 56.08 項の網</p> <p>(d) 及び (e) （同 左）</p> <p>(同 左)</p>
<p>63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品</p> <p>6306. 12～6306. 40 （省 略）</p> <p><u>6306. 90—その他のもの</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品</p> <p>6306. 12～6306. 40 （同 左）</p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>6306. 91—綿製のもの</u></p> <p><u>6306. 99—その他の紺織用纖維製のもの</u></p> <p>(同 左)</p>
<p>63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）</p>	<p>63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
この項には、次の物品を含む。 (1) ~ (13) (省 略) (削 除)	この項には、次の物品を含む。 (1) ~ (13) (同 左) <u>(14) 生理用タオル (56.01 項のものを除く。)</u>
(14) (省 略)	(15) (同 左)
(15) (省 略)	(16) (同 左)
(16) (省 略)	(17) (同 左)
(17) (省 略)	(18) (同 左)
(18) (省 略)	(19) (同 左)
(19) (省 略)	(20) (同 左)
(20) (省 略)	(21) (同 左)
(21) (省 略)	(22) (同 左)
(22) (省 略)	(23) (同 左)
(23) (省 略)	(24) (同 左)
(24) (省 略)	(25) (同 左)
(25) (省 略)	(26) (同 左)
(26) (省 略)	(27) (同 左)
(27) (省 略)	(28) (同 左)
(省 略)	(同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (p) (省 略) <u>(q) 第 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u>	この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (p) (同 左) (新 規)
(省 略)	(同 左)
63.10 ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	63.10 ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>この項には、次の紡織用纖維の物品を含む。</p> <p>(1) 紡織用纖維の織物類（メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布を含む。）のぼろ。<u>ぼろは、室内用品又は衣類その他の中古の紡織用纖維の製品で、洗濯又は補修によって本来の用途に供することができないほど、すり切れ、汚れ又は破れたもの及び紡織用纖維の織物類の新しい裁断小片（例えば、洋服屋及び仕立屋がはさみで切り落としたもの）</u>からなる場合がある。</p> <p>(2) ひも、綱又はケーブル（使用しているかいないかを問わない。）のくず（例えば、ひも、綱又はケーブル若しくはこれらの製品の製造工程中に生じるくず）及び中古のひも、綱、ケーブル並びにこれらの<u>材料</u>を使用したもので本来の用途に供することができないもの。</p> <p>この項に属する物品は、すり切れ、よごれ若しくは破れたもの又は小片でなければならない。これらは、一般に纖維の再生用（例えば、反毛して再紡績する。）、紙又はプラスチックの製造用、ポリッシング材料（例えば、ポリッシングホイール）の製造用又は工業用のワイパー（例えば、マシンワイパー）として<u>の使用のみ</u>に適するものである。</p> <p>その他の紡織用纖維のくず又はスクラップは、いずれもこの項に含まれない。この項に含まれない物品を特に挙げれば、メリヤス編み及びクロセ編みの織物の製造工程中に生じるもつれた糸又は着古したメリヤス編み及びクロセ編みの製品をほぐすことにより得られるもつれた糸、<u>紡織用纖維の糸のくず又は紡織用纖維のくず（中古のマットレス、クッション、ベッドスプレット等の詰物から得られるものを含む。）</u>、<u>反毛した纖維</u>がある。これらは「くず」又は「<u>反毛した纖維</u>」に関連する 50 類から 55 類のそれぞれの項に属する。</p> <p><u>製織工程、染色工程等において欠陥を生じた織物類</u>で上記の要件を満たさないものはこの項には属さない。これらの織物類は、新品のものと同じ項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>この項には、次の紡織用纖維の物品を含む。</p> <p>(1) 紡織用纖維の織物類（メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布を含む。）のぼろ。<u>ぼろとは、室内用品、衣類その他の紡織用纖維の製品の着古したり、使用したもので、すり切れ、汚れ、破れ、洗濯又は補修によっても本来の用途に供することができないもの及び紡織用纖維の織物類の新しい裁断小片（例えば、洋服屋及び仕立屋がはさみで切り落としたもの）</u>をいう。</p> <p>(2) ひも、綱又はケーブル（使用しているかいないかを問わない。）のくず（例えば、ひも、綱又はケーブル若しくはこれらの製品の製造工程中に生じるくず）及び中古のひも、綱、ケーブル並びにこれらの<u>製品</u>を使用したもので本来の用途に供することができないもの。</p> <p>この項に属する物品は、すり切れ、よごれ若しくは破れたもの又は小片でなければならない。これらは、一般に纖維の再生用（例えば、反毛して再紡績する。）、紙又はプラスチックの製造用、ポリッシング材料（例えば、ポリッシングホイール）の製造用又は工業用のワイパー（例えば、マシンワイパー）として<u>使用するため</u>に適するものである。</p> <p>その他の紡織用纖維のくず又はスクラップは、いずれもこの項に含まれない。この項に含まれない物品を特に挙げれば、メリヤス編み及びクロセ編みの織物の製造工程中に生じるもつれた糸又は着古したメリヤス編み及びクロセ編みの製品をほぐすことにより得られるもつれた糸、<u>紡織用纖維の糸又はくず（古マットレス、クッション、ベッドスプレット等の詰物から得られるものを含む。）</u>、<u>反毛されたくず</u>がある。これらは「くず」又は「<u>反毛されたくず</u>」に関連する 50 類から 55 類のそれぞれの項に属する。</p> <p><u>織り傷、染め傷等がある織物類</u>で上記の要件を満たさないものはこの項には属さない。これらの織物類は、新品のものと同じ項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>64.02 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） 6402.12 及び 6402.19 （省 略） 6402.20—履物（甲の部分のストラップ又はひもを<u>底</u>にプラグ止めしたものに限る。） 6402.91 及び 6402.99 （省 略） （省 略）</p>	<p>64.02 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） 6402.12 及び 6402.19 （同 左） 6402.20—履物（甲の部分のストラップ又はひもを<u>本底</u>にプラグ止めしたものに限る。） 6402.91 及び 6402.99 （同 左） （同 左）</p>
<p>64.06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 6406.10 及び 6406.20 （省 略） <u>6406.90—その他のもの</u> （省 略）</p>	<p>64.06 履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 6406.10 及び 6406.20 （同 左） <u>—その他のもの</u> <u>6406.91—木製のもの</u> <u>6406.99—その他の材料製のもの</u> （同 左）</p>
<p>65.05 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、<u>裏貼り</u>してあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、<u>裏貼り</u>してあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） （削 除） （削 除） この項には、<u>裏貼り</u>又はトリミングしてあるかないかを問わず、メリヤス編み若しくはクロセ編み（縮絨（じゅう））し又はフェルト化してあるかないかを問わない。）により直接編み上げた帽子類又はレース、フェルトその他の</p>	<p>65.05 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、<u>裏張り</u>してあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、<u>裏張り</u>してあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） <u>6505.10—ヘアネット</u> <u>6505.90—その他のもの</u> この項には、<u>裏張り</u>又はトリミングしてあるかないかを問わず、メリヤス編み若しくはクロセ編み（縮絨（じゅう））し又はフェルト化してあるかないかを問わない。）により直接編み上げた帽子類又はレース、フェルトその他の</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>紡織用纖維の織物類（油、ワックス、ゴムその他の物質を染み込ませてあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）から作り上げたものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>これらの物品は、<u>裏貼り</u>してあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わずこの項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (5) (省 略)</p> <p>(6) シェフ用、尼用、看護師用又はウェイトレス用等の帽子のように、織物、レース、ネット等で作られ、明らかに帽子の特性を有しているもの</p> <p>(7) ~ (10) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>紡織用纖維の織物類（油、ワックス、ゴムその他の物質を染み込ませてあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）から作り上げたものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>これらの物品は、<u>裏張り</u>してあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わずこの項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (5) (同 左)</p> <p>(6) シェフ用、尼用、<u>看護婦用</u>又はウェイトレス用等の帽子のように、織物、レース、ネット等で作られ、明らかに帽子の特性を有しているもの</p> <p>(7) ~ (10) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>68.11 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品</p> <p>6811.40 (省 略)</p> <p>—石綿を含有しないもの</p> <p>6811.81 及び 6811.82 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>6811.89 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>68.11 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品</p> <p>6811.40 (同 左)</p> <p>—石綿を含有しないもの</p> <p>6811.81 及び 6811.82 (同 左)</p> <p><u>6811.83—管及び管用継手</u></p> <p>6811.89 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 71 類</p> <p>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辯用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 及び 2 (省 略)</p> <p>3 この類には、次の物品を含まない。</p>	<p style="text-align: center;">第 71 類</p> <p>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辯用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 及び 2 (同 左)</p> <p>3 この類には、次の物品を含まない。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(a) ~ (d) (省 略) (e) 第 42 類の <u>注 3 (B)</u> に該当する第 42.02 項又は第 42.03 項の製品 (f) ~ (p) (省 略) 4~11 (省 略) (省 略)	(a) ~ (d) (同 左) (e) 第 42 類の <u>注 2 (B)</u> に該当する第 42.02 項又は第 42.03 項の製品 (f) ~ (p) (同 左) 4~11 (同 左) (同 左)
73.06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの） 7306.1~7306.29 (省 略) 7306.30—その他の溶接管（ <u>鉄</u> 製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。） 7306.40~7306.90 (省 略) (省 略)	73.06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの） 7306.1~7306.29 (同 左) 7306.30—その他の溶接管（ <u>鉄</u> 製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。） 7306.40~7306.90 (同 左) (同 左)
73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 <u>7319.40—安全ピンその他のピン</u> 7319.90 (省 略) (省 略)	73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 <u>7319.20—安全ピン</u> <u>7319.30—その他のピン</u> 7319.90 (同 左) (同 左)
74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） <u>7418.10—食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品</u>	74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） —食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
7418.20 (省 略) (省 略)	<u>7418.11</u> —瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 <u>7418.19</u> —その他のもの 7418.20 (同 左)
76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。） <u>7615.10</u> —食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。） <u>—食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品</u> <u>7615.11</u> —瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 <u>7615.19</u> —その他のもの 7615.20 (同 左)
7615.20 (省 略) (省 略)	(同 左)
82.01 手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪（せん）定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。） 8201.10 (省 略) (削 除) 8201.30～8201.90 (省 略) (省 略)	82.01 手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪（せん）定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。） 8201.10 (同 左) <u>8201.20</u> —フォーク 8201.30～8201.90 (同 左)
82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項	82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</p> <p>8205. 10～8205. 70 (省 略) (削 除)</p> <p>8205. 90-<u>その他のもの (この項の二以上の号の製品をセットにしたもの</u> む。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、多数の手道具及び手工具（クランク、ラチェット又は歯車のような単純な手で操作する機構を有するものを含む。）を含む。これらには、次の物品を含む。</p> <p>(A)～(F) (省 略)</p> <p>(G) 万力、クランプその他これらに類するもの：手万力、ピン万力、台万力及びテーブル万力（建具屋、大工、錠前師、鍛工、時計屋等で使用するもの。ただし、機械又はウォータージェット切断機械の部分品又は附属品として使用する万力を除く。）これらには、クランプ及び台はどめ（万力と同様に工具を保持するのに使用するもの。例えば、建具屋用のクランプ、フロアクランプ及び工具製作工用のクランプ）を含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>(H) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの</p> <p>8205. 10～8205. 70 (同 左)</p> <p><u>8205. 80-金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイール で手回し式又は足踏み式のもの</u></p> <p>8205. 90-<u>手道具又は手工具のセット (この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)</u></p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、多数の手道具及び手工具（クランク、ラチェット又は歯車のような単純な手で操作する機構を有するものを含む。）を含む。これらには、次の物品を含む。</p> <p>(A)～(F) (同 左)</p> <p>(G) 万力、クランプその他これらに類するもの：手万力、ピン万力、台万力及びテーブル万力（建具屋、大工、錠前師、鍛工、時計屋等で使用するもの。ただし、機械の部分品又は附属品として使用する万力を除く。）これらには、クランプ及び台はどめ（万力と同様に工具を保持するのに使用するもの。例えば、建具屋用のクランプ、フロアクランプ及び工具製作工用のクランプ）を含む。</p> <p>(同 左)</p> <p>(H) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
第 16 部	第 16 部
機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>品及び附属品</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>(II) 部 分 品</p> <p>(部 注 2)</p> <p>一般に、特定の機械及び機器（84.79 項又は 85.43 項の機械を含む。）又は同一の項に該当する機械及び機器のグループに専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械又は機器と同一の項に属する（ただし、前記（I）に掲げる除外物品を除く。）。ただし、次の物品は、それぞれ独立した項に属する。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) 84.56 項から 84.65 項までの<u>機械</u>の部分品 (84.66)</p> <p>(E) ~ (IJ) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>品及び附属品</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>(II) 部 分 品</p> <p>(部 注 2)</p> <p>一般に、特定の機械及び機器（84.79 項又は 85.43 項の機械を含む。）又は同一の項に該当する機械及び機器のグループに専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械又は機器と同一の項に属する（ただし、前記（I）に掲げる除外物品を除く。）。ただし、次の物品は、それぞれ独立した項に属する。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) 84.56 項から 84.65 項までの<u>加工機械</u>の部分品 (84.66)</p> <p>(E) ~ (IJ) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 84 類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項に該当する機械類で同時に第 84.25 項から第 84.80 項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注 3 及びこの類の注 9 の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項の該当する項に属する。ただし、第 84.19 項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p>	<p>第 84 類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項に該当する機械類で同時に第 84.25 項から第 84.80 項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注 3 及びこの類の注 9 の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項の該当する項に属する。ただし、第 84.19 項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 84.22 項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省 略) <u>また、第 84.24 項には、次の物品を含まない。</u> <u>(a) インクジェット方式の印刷機（第 84.43 項参照）</u> <u>(b) ウオータージェット切断機械（第 84.56 項参照）</u> 3～9 (省 略)	第 84.22 項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (同 左) <u>また、第 84.24 項には、インクジェット方式の印刷機（第 84.43 項参照）を含まない。</u> 3～9 (同 左)
(省 略)	(同 左)
総 説	総 説
(省 略)	(同 左)
(D) この類の二以上の項に該当する機械（注 2、注 7 及び注 9 (D) 参照） (省 略)	(D) この類の二以上の項に該当する機械（注 2、注 7 及び注 9 (D) 参照） (同 左)
また、次の物品は 84.24 項に属する可能性があるが、実際はこの類の後半の項に属する。 <u>(1) インクジェット方式の印刷機（84.43）</u> <u>(2) ウオータージェット切断機械（84.56）</u> (省 略)	また、インクジェット方式の印刷機は 84.24 項に属する可能性があるが、実際は 84.43 項に属する。 (同 左)
(省 略)	(同 左)
84.14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自藏するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。） (省 略)	84.14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自藏するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。） (同 左)
(A) ポンプ及び圧縮機 一般に气体ポンプ、真空ポンプ及び圧縮機は、前項で述べた液体ポンプ（ピ	(A) ポンプ及び圧縮機 一般に气体ポンプ、真空ポンプ及び圧縮機は、前項で述べた液体ポンプ（ピ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ストン式、回転式、遠心式及びエゼクター式ポンプ) と同一の原理で作動し、また構造が類似したものが多くある。</p> <p>(省 略)</p> <p>圧縮機にはいくつかの型式があり、例えば、往復ピストン式、遠心式、軸流式及び回転式がある。特殊なタイプの圧縮機としては、ピストン式内燃機関の出力を増加させるために使用される排気タービン過給機がある。</p> <p>(省 略)</p>	<p>ストン式、回転式、遠心式及びエゼクター式ポンプ) と同一の原理で作動し、また構造が類似したものが多くある。<u>特殊なタイプの圧縮機としては、ピストン式内燃機関の出力を増加させるために使用される排気タービン過給機がある。</u></p> <p>(同 左)</p> <p>圧縮機にはいくつかの型式があり、例えば、往復ピストン式、遠心式、軸流式及び回転式がある。</p> <p>(同 左)</p>
84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
<p>(省 略)</p> <p>ただし、この項には、種々の材質（例えば、石、複合材、ゴム、ガラス、金属）を精密に切断するよう設計された、ウォータージェット切断機械（water-jet cutting machine）又はウォーターアブラシブジェット切断機械（water-abrasive-jet cutting machine）を含まない。これらの機械は、一般的に、音速の 2 倍から 3 倍の速度で、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を 3,000 気圧から 4,000 気圧の圧力にして操作される（84.56）。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>ただし、この項には、種々の材質（例えば、石、複合材、ゴム、ガラス、金属）を精密に切断するよう設計された、ウォータージェット切断機械（water-jet cutting machine）又はウォーターアブラシブジェット切断機械（water-abrasive-jet cutting machine）を含まない。これらの機械は、一般的に、音速の 2 倍から 3 倍の速度で、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を 3,000 気圧から 4,000 気圧の圧力にして操作される（84.79）。</p> <p>(同 左)</p>
84.42 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械を除く。）プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平	84.42 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械を除く。）プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) 金属、石又は木材の加工機械及びウォータージェット切断機械（例えば、母型を平削りして仕上げる機械、けい線を平滑にして切断する機械、円盤用又は球用の砂目付け機、彫刻機、フライス機、溝付け機及びトリミング用ののこ）(84.56 から 84.65 まで)</p> <p>(f) ~ (ij) (省 略) (省 略)</p>	<p>削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン (同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (同 左)</p> <p>(e) 金属、石又は木材の加工機械（例えば、母型を平削りして仕上げる機械、けい線を平滑にして切断する機械、円盤用又は球用の砂目付け機、彫刻機、フライス機、溝付け機及びトリミング用ののこ）(84.56 から 84.65 まで)</p> <p>(f) ~ (ij) (同 左) (同 左)</p>
<p>84.52 ミシン（第 84.40 項の製本ミシンを除く。）ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー 8452.10~8452.30 (省 略) (削 除) 8452.90—ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品 (省 略)</p>	<p>84.52 ミシン（第 84.40 項の製本ミシンを除く。）ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー 8452.10~8452.30 (同 左) 8452.40—ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品 8452.90—ミシンのその他の部分品 (同 左)</p>
<p>84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 (省 略)</p> <p>この項の加工機械は、加工材料を問わず成形又は表面加工を行うことに使用されるものである。これらは、次の三つの重要な要件を満たしていなければ</p>	<p>84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械 (同 左)</p> <p>この項の加工機械は、加工材料を問わず成形又は表面加工を行うことに使用されるものである。これらは、次の三つの重要な要件を満たしていなければ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ばならない。</p> <p>(i) ~ (iii) (省 略)</p> <p>レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム及びプラズマアーク</p> <p><u>この項には、また、下記 (H) のウォータージェット切断機械を含む。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(G) プラズマアークによる加工機械</p> <p>(省 略)</p> <p><u>(H) ウォータージェット切断機械</u></p> <p><u>このグループには、ウォータージェット切断機械 (Water-jet cutting machines) 及びウォーターアブライブジェット切断機械 (Water-abrasive jet cutting machines) を含む。これらは、一般的に、音速の 2 倍から 3 倍の速さで、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を用いて、材質を切断するよう設計された機械である。これらは、3,000 気圧から 4,000 気圧の圧力により操作され、種々の材質に、多種の精密な切断を施すことができる。ウォータージェット切断機械は、一般的に、柔らかい材質 (ラバーフォーム (form)、軟質ゴム、ガスケット材、箔等) に使用される。ウォーターアブライブジェット切断機械は、一般的に、硬い材質 (工具鋼、硬質ゴム、複合材、石、ガラス、アルミニウム、ステンレス鋼等) に使用される。</u></p> <p>部分品及び附属品</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定 (16 部の総説参照) によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の<u>機械</u>の部分品及び附属品は、84.66 項に属する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>ばならない。</p> <p>(i) ~ (iii) (同 左)</p> <p>レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム及びプラズマアーク</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p> <p>(G) プラズマアークによる加工機械</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 規)</p>
84.57 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシ	84.57 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーション トランスファーマシン</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子 ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くこ とにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 (84. 56)</p> <p>(b) ~ (d) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>ン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーション トランスファーマシン</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子 ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くこ とにより加工する機械 (84. 56)</p> <p>(b) ~ (d) （同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>84. 58 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限 る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子 ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くこ とにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 (84. 56)</p> <p>(b) ~ (e) （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>84. 58 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限 る。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子 ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くこ とにより加工する機械 (84. 56)</p> <p>(b) ~ (e) （同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>84. 59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て 盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84. 58 項の旋 盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>84. 59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て 盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84. 58 項の旋 盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械<u>及び</u>ウォータージェット切断機械 (84. 56)</p> <p>(b) ~ (f) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械 (84. 56)</p> <p>(b) ~ (f) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>
<p>84. 60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械 （研削砥（と）石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第 84. 61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省略)</p> <p>(c) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械<u>及び</u>ウォータージェット切断機械 (84. 56)</p> <p>(d) ~ (g) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>84. 60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械 （研削砥（と）石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第 84. 61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (同左)</p> <p>(c) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械 (84. 56)</p> <p>(d) ~ (g) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>
<p>84. 61 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p>	<p>84. 61 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(a) (省 略)</p> <p>(b) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械<u>及び</u>ウォータージェット切断機械 (84.56)</p> <p>(c) ~ (e) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(a) (同 左)</p> <p>(b) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械 (84.56)</p> <p>(c) ~ (e) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p>(c) 84.56 項のレーザーその他の光子ビーム、超音波又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械その他の<u>機械</u></p> <p>(d) ~ (f) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (同 左)</p> <p>(c) 84.56 項のレーザーその他の光子ビーム、超音波又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械その他の<u>加工機械</u></p> <p>(d) ~ (f) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 84.56 項のレーザーその他の光子ビーム、超音波又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械その他の<u>機械</u></p> <p>(c) 及び (d) (省 略)</p>	<p>84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 84.56 項のレーザーその他の光子ビーム、超音波又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械その他の<u>加工機械</u></p> <p>(c) 及び (d) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>84.66 第 84.56 項から第 84.65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー</p> <p>（省 略）</p> <p>82 類の工具を除き、部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>84.56 項から 84.65 項までの機械の部分品</u></p> <p>(B) 上記の<u>機械</u>の附属品。すなわち、<u>機械</u>に関連して使用される補助装置（例えば、より広範囲な作業を行えるように機械を変える互換性の装置）、精度を高める装置及び機械の主たる機能に関連した特殊な作業を行う装置である。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) 第 84.86 項の機器に専ら又は主として使用するに適する部分品及び附属品（<u>加工機械又はウォータージェット切断機械用の工作物保持具、ツールホルダー</u>その他の特殊な附属装置を含む。）(84.86)</p> <p>(f) ~ (ij) (省 略)</p> <p>（省 略）</p>	<p>84.66 第 84.56 項から第 84.65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー</p> <p>（同 左）</p> <p>82 類の工具を除き、部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>前 10 項 (84.56 項から 84.65 項まで) の加工機械の部分品</u></p> <p>(B) 上記の<u>加工機械</u>の附属品。すなわち、<u>加工機械</u>に関連して使用される補助装置（例えば、より広範囲な作業を行えるように加工機械を変える互換性の装置）、精度を高める装置及び機械の主たる機能に関連した特殊な作業を行う装置である。</p> <p>(C) (同 左)</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (同 左)</p> <p>(e) 第 84.86 項の機器に専ら又は主として使用するに適する部分品及び附属品（<u>工作物保持具又はツールホルダー及びその他機械用の特殊な附属品</u>を含む。）(84.86)</p> <p>(f) ~ (ij) (同 左)</p> <p>（同 左）</p>
84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8479.10～8479.60 (省 略) —旅客搭乗橋 <u>8479.71—空港において使用する種類のもの</u> 8479.79—その他ものの 8479.8～8479.90 (省 略)	8479.10～8479.60 (同 左) (新 規) (新 規) (新 規) 8479.8～8479.90 (同 左)
(省 略)	(同 左)
(III) その他の種々の機械類 このグループには、次の物品を含む。 (1)～(30) (省 略) (削 除)	(III) その他の種々の機械類 このグループには、次の物品を含む。 (1)～(30) (同 左) <u>(31) ウォータージェット切断機械 (Water-jet cutting machines) 及びウォーターアブラシブジェット切断機械 (Water-abrasive-jet cutting machines)</u> : これらは、一般的に、音速の 2 倍から 3 倍の速さで、水又は微細な研磨剤を混合した水の細流を用いて、材質を切断するよう設計された機械である。これらは、3,000 気圧から 4,000 気圧の圧力により操作され、種々の材質に、多種の精密な切断を施すことができる。ウォータージェット切断機械は、一般的に、柔らかい材質(ラバーフォーム(form)、軟質ゴム、ガスケット材、箔等)に使用される。ウォーターアブラシブジェット切断機械は、一般的に、硬い材質(工具鋼、硬質ゴム、複合材、石、ガラス、アルミニウム、ステンレス鋼等)に使用される。
(31) (省 略) (省 略)	(32) (同 左) (同 左)
第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (省 略)	第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(c) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置 (90.18 項) (e) (省 略) 2~9 (省 略) (省 略)	(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置 (90 類) (e) (同 左) 2~9 (同 左) (同 左)
85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか ないかを問わない。) 8507.10~8507.40 (省 略) 8507.50—ニッケル・水素蓄電池 8507.60—リチウム・イオン蓄電池 8507.80 及び 8507.90 (省 略) (省 略)	85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか ないかを問わない。) 8507.10~8507.40 (同 左) (新 規) (新 規) 8507.80 及び 8507.90 (同 左) (同 左)
85.22 部分品及び <u>附属品</u> （第 85.19 項又は第 85.21 項の機器に専ら又は主と して使用するものに限る。) (省 略) 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決 定する場合を除くほか、 <u>第 85.19 項又は第 85.21 項の機器に専ら又は主とし</u> て使用される部分品及び <u>附属品</u> は、この項に属する。 (省 略)	85.22 部分品及び <u>付属品</u> （第 85.19 項から第 85.21 項までの機器に専ら又は 主として使用するものに限る。) (同 左) 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決 定する場合を除くほか、 <u>前三項</u> の機器に専ら又は主として使用される部分品 及び <u>付属品</u> は、この項に属する。 (同 左)
85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の 媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及び マスターを含むものとし、第 37 類の物品を除く。) 8523.2~8523.29 (省 略) —光学媒体	85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の 媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及び マスターを含むものとし、第 37 類の物品を除く。) 8523.2~8523.29 (同 左) 8523.40—光学媒体

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8523.41--記録してないもの 8523.49--その他のもの 8523.5~8523.80 (省 略) (省 略)	8523.5~8523.80 (同 左) (同 左)
85.28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 8528.4~8528.69 (省 略) －テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 8528.71 及び 8528.72 (省 略) 8528.73--その他のもの（モノクロームのものに限る。） (省 略)	85.28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 8528.4~8528.69 (同 左) －テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 8528.71 及び 8528.72 (同 左) 8528.73--その他のもの（ <u>白黒</u> その他のモノクロームのものに限る。） (同 左)
85.40 熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管） －テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。） 8540.11 (省 略) 8540.12--モノクロームのもの 8540.20 (省 略) 8540.40-データ・グラフィックディスプレイ管（ <u>モノクローム</u> のものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。） (削 除)	85.40 热電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管） －テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。） 8540.11 (同 左) 8540.12-- <u>白黒</u> その他のモノクロームのもの 8540.20 (同 左) 8540.40-データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。） <u>8540.50-データ・グラフィックディスプレイ管（白黒その他のモノクロームのものに限る。）</u> 8540.60 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>—マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカ ルシノトロン。格子制御式のものを除く。）</p> <p>8540. 71 （省 略） （削 除）</p> <p>8540. 79～8540. 99 （省 略） （省 略）</p>	<p>—マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカ ルシノトロン。格子制御式のものを除く。）</p> <p>8540. 71 （同 左）</p> <p><u>8540. 72—クライストロン</u></p> <p>8540. 79～8540. 99 （同 左） （同 左）</p>
<p>85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項 に該当するものを除く。）</p> <p>8543. 10～8543. 90 （省 略） <u>この項には、この類の他の項又はこの表の他の項に該当せず、第 16 部又は この類の注によって除外されないすべての電気機器を含む。他の項に該当す る主な電気用品としては、84 類の電気機器及び 90 類の機器がある。</u> （省 略）</p>	<p>85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項 に該当するものを除く。）</p> <p>8543. 10～8543. 90 （同 左） （新 規） （同 左）</p>
<p>87.14 部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限 る。）</p> <p><u>8714. 10—モーターサイクル（モペットを含む。）のもの</u> 8714. 20～8714. 99 （省 略） （省 略）</p>	<p>87.14 部分品及び附属品（第 87.11 項から第 87.13 項までの車両のものに限 る。）</p> <p><u>—モーターサイクル（モペットを含む。）のもの</u> <u>8714. 11—サドル</u> <u>8714. 19—その他のもの</u> 8714. 20～8714. 99 （同 左） （同 左）</p>
<p style="text-align: center;">第 90 類</p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医 療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 90 類</p> <p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医 療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p>	<p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p>
<p>解説の本文中において記載した除外例のほか、次の物品は、常にこの類には属しない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p>(c)持上げ用又は荷扱い用の機械(84.25 から 84.28 及び 84.86 まで)、84.66 項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）並びにレーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 (85.26)</p> <p>(d) ~ (g) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>解説の本文中において記載した除外例のほか、次の物品は、常にこの類には属しない。</p> <p>(a) 及び (b) (同 左)</p> <p>(c)持上げ用又は荷扱い用の機械(84.25 から 84.28 及び 84.86 まで)、84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）並びにレーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 (85.26)</p> <p>(d) ~ (g) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）</p> <p><u>9007.10—撮影機</u></p> <p>9007.20～9007.92 (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）</p> <p><u>—撮影機</u></p> <p><u>9007.11—一幅が 16 ミリメートル未満のフィルム又はダブル 8 ミリメートル フィルムを使用するもの</u></p> <p><u>9007.19—その他のもの</u></p> <p>9007.20～9007.92 (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	90.08 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>9008. 50</u> —投影機、引伸機及び縮小機 9008. 90 (省 略) (省 略)	<u>9008. 10</u> —スライド映写機 <u>9008. 20</u> —マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。） <u>9008. 30</u> —その他の投影機 <u>9008. 40</u> —写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） 9008. 90 (同 左) (同 左)
90. 18 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） (省 略) この項には、 <u>例えば、医師、歯科医、獣医又は助産師</u> が通常その職業上の業務のみに使用する広範囲の機器を含み、診断用、予防用、治療用、手術用等のいずれであるかを問わない。また、解剖用、検屍用、切開用等の機器及び一定の条件のもとに、歯科用の機器（下記（II）参照）も含む。この項の機器は、その材質を問わない（貴金属製のものを含む。）。 (省 略)	90. 18 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。） (同 左) この項には、 <u>医師、歯科医、獣医又は助産婦</u> が通常その職業上の業務のみに使用する広範囲の機器を含み、診断用、予防用、治療用、手術用等のいずれであるかを問わない。また、解剖用、検屍用、切開用等の機器及び一定の条件のもとに、歯科用の機器（下記（II）参照）も含む。この項の機器は、その材質を問わない（貴金属製のものを含む。）。
90. 20 その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。） (省 略) 次の物品は、この項の呼吸用機器及びガスマスクとはみなさない。 (a) ちり、臭気等に対する保護用マスク（交換式のフィルターを有しないもので、不織布を積層したもの。ただし、活性炭又は合成纖維の中心層を有するか有しないかを問わない。）及び患者の種々の処置に際し、医師、看護師等が使用する紡織用纖維材料製のマスク（63. 07）	90. 20 その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。） (同 左) 次の物品は、この項の呼吸用機器及びガスマスクとはみなさない。 (a) ちり、臭気等に対する保護用マスク（交換式のフィルターを有しないもので、不織布を積層したもの。ただし、活性炭又は合成纖維の中心層を有するか有しないかを問わない。）及び患者の種々の処置に際し、医師、看護婦等が使用する紡織用纖維材料製のマスク（63. 07）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(b) ~ (d) (省 略) (省 略)	(b) ~ (d) (同 左) (同 左)
90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。） 及び輪郭投影機 (省 略) (I) 測定用又は検査用の機器 (省 略) ただし、84.66 項には、加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用の物品（光学式のもの（例えば、光学式割出台、光学式サーキュラーテーブル等）で、目盛りの読み取り、調整作業等のための光学的機構を自蔵するものを含む。）を含むことに留意しなければならない。 (省 略)	90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。） 及び輪郭投影機 (同 左) (I) 測定用又は検査用の機器 (同 左) ただし、84.66 項には、加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用の物品（光学式のもの（例えば、光学式割出台、光学式サーキュラーテーブル等）で、目盛りの読み取り、調整作業等のための光学的機構を自蔵するものを含む。）を含むことに留意しなければならない。 (同 左)
90.32 自動調整機器 (省 略) この類の注 7 の規定に基づき、この項には、次の物品を含む。 (A) (省 略) (B) 非電気的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器 (省 略)	90.32 自動調整機器 (同 左) この類の注 7 の規定に基づき、この項には、次の物品を含む。 (A) (同 左) (B) 非電気的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものであるかを問わない。） (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>91.09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。） <u>9109.10—電気式のもの</u></p> <p>9109.90 (省略) (省略)</p>	<p>91.09 その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。） <u>—電気式のもの</u></p> <p><u>9109.11—目覚まし時計のもの</u></p> <p><u>9109.19—その他のもの</u></p> <p>9109.90 (同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>91.14 その他の時計の部分品 9114.10 (省略) (削除) 9114.30～9114.90 (省略) (省略)</p>	<p>91.14 その他の時計の部分品 9114.10 (同左) <u>9114.20—石</u> 9114.30～9114.90 (同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>92.05 吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。<u>オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。</u>） (省略)</p>	<p>92.05 その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ） (同左)</p>
<p>93.01 軍用の武器（拳銃及び第 93.07 項の武器を除く。） <u>9301.10—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）</u></p> <p>9301.20 及び 9301.90 (省略) (省略)</p>	<p>93.01 軍用の武器（<u>けん銃及び第 93.07 項の武器を除く。</u>） <u>—火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）</u></p> <p><u>9301.11—自走式のもの</u></p> <p><u>9301.19—その他のもの</u></p> <p>9301.20 及び 9301.90 (同左)</p> <p>(同左)</p>
<p>93.05 第 93.01 項から第 93.04 項までの物品の部分品及び附属品 9305.10 (省略)</p>	<p>93.05 第 93.01 項から第 93.04 項までの物品の部分品及び附属品 9305.10 (同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>9305. 20—第 93. 03 項の散弾銃又はライフルのもの</u> 9305. 9～9305. 99 (省 略) (省 略)	<u>—第 93. 03 項の散弾銃又はライフルのもの</u> <u>9305. 21—散弾銃の銃身</u> <u>9305. 29—その他もの</u> 9305. 9～9305. 99 (同 左) (同 左)
第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(f) (省 略) (g) 第 85. 18 項の機器の部分品 (第 85. 18 項参照)、第 85. 19 項若しくは第 85. 21 項の機器の部分品 (第 85. 22 項参照) 又は第 85. 25 項から第 85. 28 項までの機器の部分品 (第 85. 29 項参照) として、特に設計した家具 (h)～(l) (省 略) 2 第 94. 01 項から第 94. 03 項までの物品 (部分品を除く。) は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。 (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具 (单一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。) 及びユニット式家具 (b) (省 略) 3 及び 4 (省 略) (省 略)	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(f) (同 左) (g) 第 85. 18 項の機器の部分品 (第 85. 18 項参照)、第 85. 19 項から第 85. 21 項までの機器の部分品 (第 85. 22 項参照) 又は第 85. 25 項から第 85. 28 項までの機器の部分品 (第 85. 29 項参照) として、特に設計した家具 (h)～(l) (同 左) 2 第 94. 01 項から第 94. 03 項までの物品 (部分品を除く。) は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。 (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具 (b) (同 左) 3 及び 4 (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>総 説 (省 略)</p> <p>この類において、「家具」とは次の物品をいう。</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) 次に掲げる物品</p> <p>(i) 食器棚、本箱その他の棚付き家具 <u>(单一の段の棚で、壁に取り付け るための支持物とともに提示するものを含む。)</u> 及びユニット式家具 で、各種の物品（本、陶磁器、台所用品、ガラス製品、リネン製品、 医薬品、化粧用品、ラジオ受信機、テレビジョン受像機、装飾品等） を保管するために、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方 を載せて使用するように設計したもの及び単独で提示するユニット式 家具の要素</p> <p>(ii) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>総 説 (同 左)</p> <p>この類において、「家具」とは次の物品をいう。</p> <p>(A) (同 左)</p> <p>(B) 次に掲げる物品</p> <p>(i) 食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具で、各種の物 品（本、陶磁器、台所用品、ガラス製品、リネン製品、医薬品、化粧 用品、ラジオ受信機、テレビジョン受像機、装飾品等）を保管するた めに、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用 するように設計したもの及び単独で提示するユニット式家具の要素</p> <p>(ii) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>94.03 その他の家具及びその部分品 (省 略)</p> <p>この項には、前記の各項に属しない家具及びその部分品を含む。はん用性 の家具（例えば、食器棚、陳列棚、机、電話台、筆記用机、折込みふた式の 机、本箱及びその他の棚付き家具 <u>(单一の段の棚で、壁に取り付けるための 支持物とともに提示するものを含む。)</u> 等）及び特殊な用途の家具も含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (ij) (省 略)</p>	<p>94.03 その他の家具及びその部分品 (同 左)</p> <p>この項には、前記の各項に属しない家具及びその部分品を含む。はん用性 の家具（例えば、食器棚、陳列棚、机、電話台、筆記用机、折込みふた式の 机、本箱及びその他の棚付き家具等）及び特殊な用途の家具も含む。</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (ij) (同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(k) 85.18 項の機器の部分品 (85.18)、85.19 項若しくは 85.21 項の機器の部分品 (85.22) 又は 85.25 項から 85.28 項までの機器の部分品 (85.29) として特に設計した家具 (l) ~ (p) (省 略) (省 略)</p>	<p>(k) 85.18 項の機器の部分品 (85.18)、85.19 項から 85.21 項までの機器の部分品 (85.22) 又は 85.25 項から 85.28 項までの機器の部分品 (85.29) として特に設計した家具 (l) ~ (p) (同 左) (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (l) (省 略) (m) 液体ポンプ (第 84.13 項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機 (第 84.21 項参照)、電動機 (第 85.01 項参照)、トランスフォーマー (第 85.04 項参照)、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体 (記録してあるかないかを問わない。) (第 85.23 項参照)、無線遠隔制御機器 (第 85.26 項参照) 並びにコードレス赤外線遠隔操作装置 (第 85.43 項参照) (n) ~ (v) (省 略) 2~5 (省 略)</p> <p>号注 1 第9504.50号には、次の物品を含む。 (a) ビデオゲーム用のコンソール (テレビジョン受像機、モニターその他 の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。) (b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器 (携帯用であるか ないかを問わない。) この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段 により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器 (第9504.30号参照) を含まない。</p>	<p style="text-align: center;">第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (l) (同 左) (m) 液体ポンプ (第 84.13 項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機 (第 84.21 項参照)、電動機 (第 85.01 項参照)、トランスフォーマー (第 85.04 項参照) 及び無線遠隔制御機器 (第 85.26 項参照)</p> <p>(n) ~ (v) (同 左) 2~5 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
総 説 (省 略)	総 説 (同 左)
以下の各項の解説において除外される物品のほか、この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (省 略) (d) 液体ポンプ (84.13)、液体又は気体のろ過機及び清浄機 (84.21)、電動機 (85.01)、トランスフォーマー (85.04)、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）(85.23)、無線遠隔制御機器 (85.26) 並びにコードレス赤外線遠隔操作装置 (85.43)	以下の各項の解説において除外される物品のほか、この類には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (同 左) (d) 液体ポンプ (84.13)、液体又は気体のろ過機及び清浄機 (84.21)、電動機 (85.01)、トランスフォーマー (85.04) 及び無線遠隔制御機器 (85.26)
(e) (省 略) (省 略)	(e) (同 左) (同 左)
95.04 <u>ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）</u> (削 除) 9504.20 (省 略) 9504.30-その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。） 9504.40 (省 略) 9504.50-ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第 9504.30 号の物品を除く。） 9504.90 (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) (省 略) (2) この類の号注 1 のビデオゲーム用のコンソール又は機器	95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） 9504.10-テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム 9504.20 (同 左) 9504.30-その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。） 9504.40 (同 左) （新 規） 9504.90 (同 左) この項には、次の物品を含む。 (1) (同 左) (2) ビデオゲームコンソール（画像をテレビジョン受像機、モニター、外

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(3) ~ (13) (省 略) この項には、また、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (省 略) _____ * * 号の解説 9504.50 <u>この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器を含まない。これらは 9504.30 号に属する。</u>	<u>部スクリーンに映し出すもの) 及び画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークン、その他の支払い手段により操作されるビデオゲームコンソール及びビデオゲーム。</u> (3) ~ (13) (同 左) この項には、また、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (同 左) (新 規)
95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール (省 略) この項には、次の物品を含む。 (A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具 例え <u>ば</u> 、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング及び登はん用の壁	95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール (同 左) この項には、次の物品を含む。 (A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング及び登はん用の壁

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(B) 及び (C) (省 略) (省 略)	(B) 及び (C) (同 左) (同 左)
第 96 類 雜 品 (省 略)	第 96 類 雜 品 (同 左)
総 説 この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある種の化粧用具、 <u>ある種の吸収性を有する衛生用品（生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。））並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。</u> (省 略)	総 説 この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある種の化粧用具並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。 (同 左)
96.08 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。） 9608.10 及び 9608.20 (省 略) <u>9608.30—万年筆その他のペン</u> 9608.40～9608.99 (省 略) (省 略)	96.08 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。） 9608.10 及び 9608.20 (同 左) <u>—万年筆その他のペン</u> <u>9608.31—製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）</u> <u>9608.39—その他のもの</u> 9608.40～9608.99 (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>96.18 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>96.19 生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）</u></p> <p><u>この項には、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（吸水性を有する母乳パッド（nursing pads）、成人の失禁者用のおむつ及びおむつ中敷きを含む。）を含む（材料を問わない。）。</u></p> <p><u>一般にこの項の物品は、使い捨てである。これらの物品の多くは、（a）使用者の肌から液体を逃がすことにより摩擦を抑えるための内側の層（例えば、不織布製）、（b）その物品が処分されるまで液体を吸収して貯めておくための吸收性の芯、及び（c）その吸收性の芯から液体が漏れ出すのを防ぐための外側の層（例えば、プラスチック製）から成る。この項の物品は、通常、身体にぴったりと合うように成形されている。この項には、また、紡織用纖維のみから作られた類似の従来の物品（通常、洗濯して繰り返し使用される。）を含む。</u></p> <p><u>ただし、この項には、使い捨ての外科用ドレープ及び病院のベッド、手術台又は車いす用の吸收性パッド並びに吸收性を有しない母乳パッド（nursing pads）その他の吸收性を有しない物品を含まない（一般に、構成する材料により該当する項に属する。）。</u></p>	<p>96.18 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(新 規)</p>